

生	駒	市	
総	合	計	画

自分らしく輝ける
ステージ・生駒

IKOMA
CITY

はじめに

第6次生駒市総合計画は、わが国全体の人口が平成20年に減少に転じたことに伴い、本市においても平成25年をピークに人口が減少に転じ、今後、本格的な人口減少と少子高齢化のさらなる進行が見込まれる中、はじめて策定した総合計画です。これまでの大都市への通勤・通学者が多く住む「住宅都市」という基本的な方向性を受け継ぎながら、今後は、日中の多くの時間を市内で過ごす暮らし、生駒で住み・働く暮らしなど、多様な生き方、暮らし方への変化に対応した都市へとまちづくりを進めることが必要です。これまでの「ベッドタウン」から脱却し、「生駒に住みたい」、「生駒にいつまでも住み続けたい」と思われるまちを目指し、「自分らしく輝けるステージ・生駒」の実現のための基本指針として平成31年3月に策定しました。



本計画は、第5次生駒市総合計画後期基本計画の進行管理検証結果を踏まえ、計画内容を見直すとともに、計画体系を整理し、基本構想を「生駒市のビジョン」として概ね20年、第1期基本計画を「行政運営のプラン」として計画の実効性を高めるため5年としています。また、今後20年間の将来を展望したとき、人口減少・少子高齢化の進行とともに、多様な生き方や暮らし方が広がり、市民の「生活」、市民が属する「社会」、市民が暮らす「都市」、それぞれで構造上の変化が徐々に進むことが考えられるため、まちづくりを進めるに当たっては、これらの3つの視点から戦略的に施策展開を図れるよう、各施策の効果を一層高めることを目的に「戦略的施策」を定めています。

市民ニーズが多様化し、行政課題が複雑化する中、本計画に掲げる施策を実現するためには、行政内部の連携はもとより、市民・NPO・事業者・行政が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造する「協創」により取組を進めることが求められます。本計画では、「多様な主体との協創」を明記し、協創してまちづくりを進めていきたい取組を示すとともに、市民等の役割分担として「市民ができること」「事業者ができること」を明記していますので、市民や事業者の皆様におかれましても、できることから取り組んでいただくことを期待しています。

最後になりましたが、本計画の策定に当たりまして、ご審議いただきました総合計画審議会及び市議会の皆様並びに貴重なご意見を賜りました市民の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

生駒市長 小紫 雅史

目次

基本構想

序章 総合計画の策定に当たって	2
1 策定の目的	2
2 総合計画の位置付けと構成	2
3 基本構想・基本計画の位置付け・役割と期間	3
4 分野別計画との関係	4
第1章 将来ビジョン	5
1 基本的な考え方	5
2 将来都市像	6
3 まちづくりの目標	7
第2章 まちづくりの推進	8
1 まちづくりの基本的な考え方	8
2 行政経営の基本方針	9
3 戦略的なまちづくりの視点	9

基本計画 総論

第1章 計画の期間	14
第2章 社会環境の変化	15
1 人口減少と少子高齢化の進行	15
2 安全・安心への意識の高まり	15
3 地球環境問題の深刻化.....	16
4 社会経済構造の変化.....	16
5 ライフスタイルや価値観の多様化.....	17
6 高度情報化社会の進展.....	17
7 地方財政の深刻化と公共施設の老朽化	18
第3章 今後5年間の主要課題.....	19
1 若年層の人口減少への対応	19
2 老年人口の増加への対応	19
3 大規模災害への備えと防犯・安全対策	19
4 地域経済循環の活性化とライフスタイルの変化への対応	19
5 公共施設等の適正管理.....	20
6 都市活力の基盤となる土地利用の推進	20
7 交通ネットワークと生活基盤の整備.....	20
8 財政の深刻化	21
第4章 計画のフレーム	22
1 人口フレーム	22
2 都市構造の基本的な考え方	24
第5章 施策の大綱	26
1 基本的施策・経営的施策	27
2 戦略的施策.....	36
第6章 計画の進行管理と見直し	41
1 計画の推進に当たって.....	41
2 計画の進行管理	41
3 計画の見直し	41

基本計画 各論

総合計画の体系.....	44
基本計画 各論の見方	46
基本的施策	48
1 安全で、安心して健康に暮らせるまち	48
1-1 健康づくりの推進と医療サービスの充実.....	48
1-1-1 健康づくり.....	48
1-1-2 医療	50
1-2 高齢者の生活を支えるサービスの実施.....	52
1-2-1 高齢者保健福祉・地域福祉.....	52
1-3 障がい者の日常生活と社会生活における支援の実施.....	54
1-3-1 障がい者保健福祉	54
1-4 地域防災体制の充実	56
1-4-1 防災	56
1-4-2 消防	58
1-5 生活の安全の確保	60
1-5-1 生活安全.....	60
2 未来を担う子どもたちを育むまち	62
2-1 子育て支援の充実	62
2-1-1 母子保健.....	62
2-1-2 子ども・子育て支援	64
2-2 学校教育の充実.....	66
2-2-1 学校教育.....	66
2-2-2 青少年	68
3 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち.....	70
3-1 人権の尊重.....	70
3-1-1 人権・多文化共生	70
3-1-2 男女共同参画	72
3-2 市民参画・協働と地域コミュニティの活性化	74
3-2-1 市民協働・地域コミュニティ	74
3-3 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進.....	76
3-3-1 生涯学習・スポーツ	76
3-3-2 歴史・文化振興	78
4 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち.....	80
4-1 適切な土地利用の推進・学研都市との連携.....	80
4-1-1 住宅環境.....	80

4-1-2 都市づくり.....	82
4-2 交通ネットワークと生活基盤の整備	84
4-2-1 道路・公共交通	84
4-2-2 上下水道.....	86
4-3 低炭素・循環型社会の構築と生活環境の保全	88
4-3-1 低炭素・循環型社会	88
4-3-2 生活環境.....	90
4-4 緑・水環境の保全と創出.....	92
4-4-1 緑環境・公園	92
5 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち.....	94
5-1 都市ブランドの構築による都市活力の向上	94
5-1-1 都市活力創造	94
5-2 商工業と観光の振興	96
5-2-1 商工観光.....	96
5-3 農業の振興.....	98
5-3-1 農業	98
経営的施策	100
6 持続可能な行財政運営を進めるまち	100
6-1 健全で効果的・効率的な行財政運営の推進	100
6-1-1 行政経営.....	100
6-1-2 情報提供・情報利活用.....	102
6-1-3 財政経営.....	104
6-1-4 職員・行政組織	106

巻末資料

1 第6次総合計画策定体制図.....	110
2 第6次総合計画策定経緯	111
3 生駒市総合計画審議会条例.....	115
4 生駒市総合計画審議会委員名簿.....	117
5 第6次総合計画策定についての諮問	118
6 第6次総合計画策定についての答申	119

基本構想

序 章 総合計画の策定に当たって

1 策定の目的

総合計画については、平成23(2011)年5月に地方自治法が改正され、法的な策定義務が廃止されましたが、本市の将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な市政運営の指針を示すため、また、本市におけるまちづくりの最高規範である「生駒市自治基本条例」に総合計画の策定についての定めがあることから、今後もまちづくりの基本指針として総合計画が必要であると考え、引き続き策定します。

【生駒市自治基本条例】

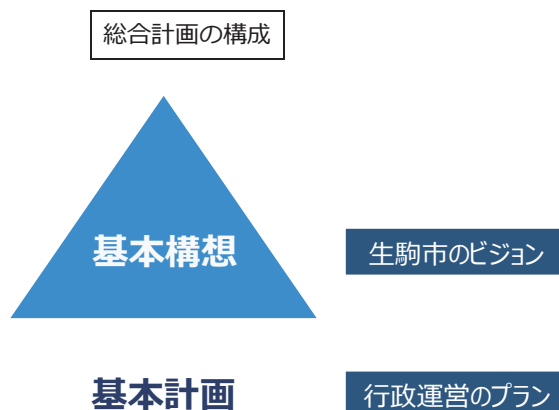
(総合計画等の策定)

- 第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下これらを「総合計画」という。)をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。
- 2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。
- 3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。

2 総合計画の位置付けと構成

第6次総合計画は、市の最上位計画に位置付けられ、各分野の行政計画の基本となる総合的な市政運営の指針です。

生駒市自治基本条例における「総合計画」の定義に合わせ、「基本構想」と「基本計画」の2つから構成するものとします。



3 基本構想・基本計画の位置付け・役割と期間

従来は、基本構想と基本計画の役割が明確ではありませんでしたが、第5次総合計画後期基本計画の策定に当たって、計画体系を整理し、基本構想を「生駒市のビジョン」、基本計画を「行政運営のプラン」と位置付け、それぞれの計画の役割を明確化しました。

第6次総合計画は、本市が人口減少に転じてから策定する初めての計画となります。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（国勢調査による人口）では、令和27(2045)年には、老年人口（65歳以上）までも減少すると予測されており、その後は人口減少がさらに加速すると見込まれています。

こうした人口構造の変化を踏まえ、中長期的に取り組むべき課題も視野に入れつつ、市政運営を進めていくため、第6次総合計画の「基本構想」と「基本計画」の位置付けと役割、計画期間を、次のとおりとします。

(1) 基本構想

【位置付け】 生駒市のビジョン（地方公共団体が目指す構想）

【役割】 市民、事業者、行政が協働してまちづくりを行う指針となるもの

基本構想は、地域を構成する市民、事業者、行政等全ての主体が共有する生駒市のまちの将来ビジョンを描くとともに、その将来ビジョンを実現するためのまちづくりの指針となるもので、地方公共団体が実現を目指す構想です。

計画期間については、今後の人口構造の変化から令和20(2038)年代を時代の転換期と捉え、平成31・令和元年(2019)年度から概ね20年間とします。

なお、計画期間の中間時点で基本計画の見直し時期に合わせて、基本構想の評価を実施します。

【計画期間】 平成31・令和元(2019)年度から概ね20年間

(2) 基本計画

[位置付け] 行政運営のプラン（行政が取り組む計画）

[役割] 市長が任期中に基本構想で目指すまちづくりを進めるために、分野ごとに目標とするまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもの

基本計画は、市長が任期の期間内において、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、行政分野ごとの目指すまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示した行政運営の計画です。

なお、市長任期に対応していくため、計画期間は4年間[※]とし、任期に応じて基本計画を見直します。

※ 第1期の計画期間については、第2期の計画期間を令和5(2023)年4月に実施予定の市長選挙の翌年度から4年間とするため、令和5(2023)年度までの5年間とします。

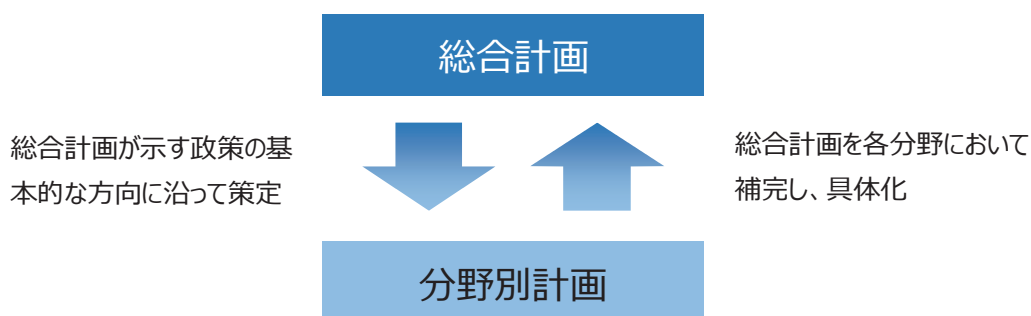
基本構想と基本計画の計画期間

年度	西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
	平成	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
基本構想 [概ね20年]		基本構想																					
基本計画 [第1期：5年] [第2期～：4年]		第1期				第2期				第3期				第4期				第5期					

4 分野別計画との関係

行政の各分野では、多様化する市民ニーズや社会環境の変化に対応するために分野別計画を策定しています。

分野別計画は、法令上の位置付けや計画期間も様々ですが、各々の行政分野が目指すべき方向性や事業の体系を示し、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定することによって、総合計画を各分野において補完し、具体化していく計画と位置付けます。



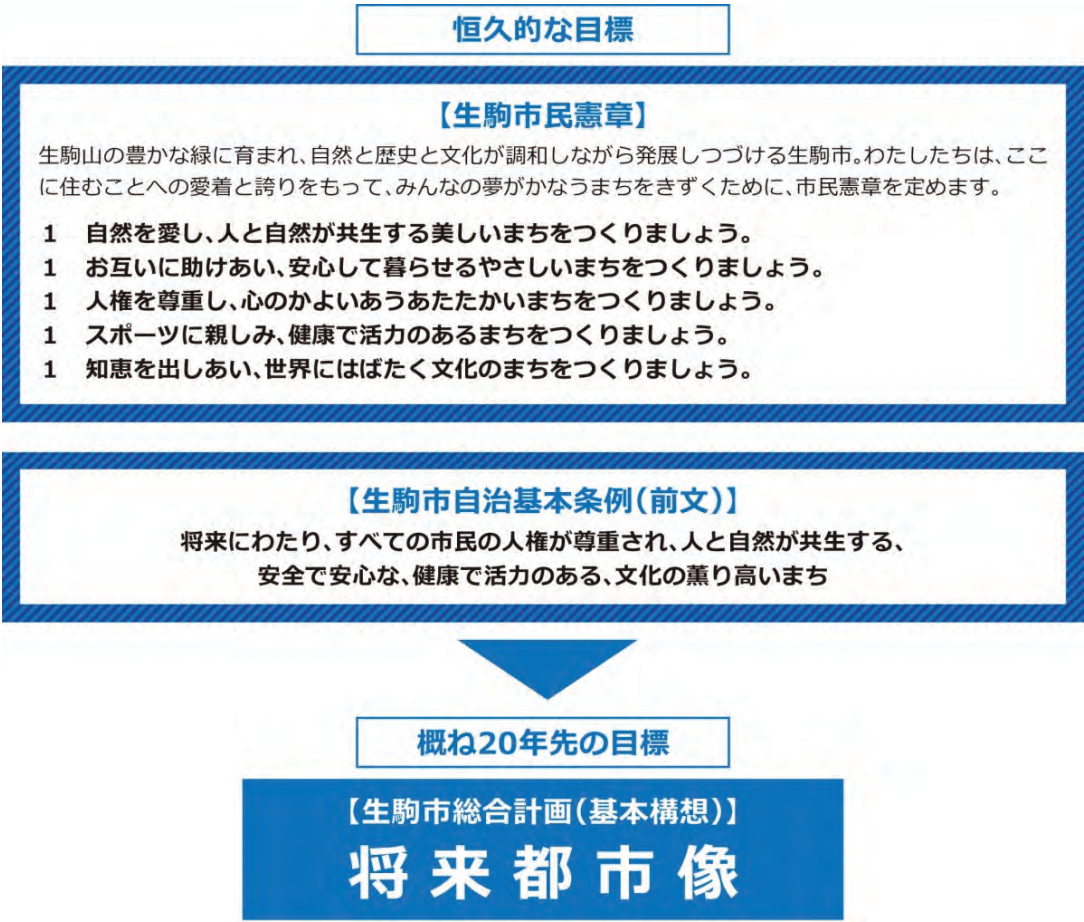
第1章 将来ビジョン

1 基本的な考え方

本市では、「生駒市民憲章」を平成13(2001)年に全面改定し、市民一人ひとりが心を合わせ、快適で明るく住み良い生駒のまちづくりを進めるための「市民共通の生活の規範」として掲げています。

また、本市におけるまちづくりの最高規範として「生駒市自治基本条例」を平成22(2010)年4月に施行し、まちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本ルールを定めています。その前文において、「将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくり」を基本理念と定めています。また、同条例第19条第1項の規定において、『基本構想及びこれに基づく基本計画をこの条例の趣旨にのっとり策定』することとしています。

こうしたことから、市民憲章のまちづくりの考えを踏まえつつ、自治基本条例の基本理念に定めるまちの姿を、いつの時代にあっても変わらない恒久的な目標として位置付け、その目標実現に向けて、基本構想において概ね20年先に実現を目指すまちの姿を「将来都市像」として定めるとともに、そのための「まちづくりの目標」を併せて定めることとします。



2 将来都市像

本市は、生駒山や矢田丘陵など緑豊かな自然環境に恵まれ、大都市へのアクセスも良好であることから、関西を代表する良好な住宅都市として発展してきました。平成2(1990)年に県内3番目の10万人都市となり、平成22(2010)年末には12万人を超えました。近年は、関西における「子育てしやすいまち」としての評価も高まってきています。

しかし、わが国全体の人口が平成20(2008)年に減少に転じたことに伴い、本市においても平成25(2013)年11月の121,350人をピークに人口が減少に転じ、今後、本格的な人口減少と少子高齢化のさらなる進行が見込まれています。

このような人口構造の変化が想定されることから、大都市への通勤・通学者が多く住む「住宅都市」という基本的な方向性を受け継ぎながら、大都市に通勤・通学するという暮らしに加えて、日中の多くの時間を市内で過ごす暮らし、生駒で住み・働く暮らしなど、多様な生き方や多様な暮らし方(生活スタイル)に対応した都市へとまちづくりを進めることにより、「ベッドタウン」から脱却し、「生駒に住みたい」、「生駒にいつまでも住み続けたい」と思われるまちを築いていきたいと考えます。

今後20年間の将来を展望すると、人口減少・少子高齢化の進行に加えて、経済のグローバル化の進展や地球環境問題の深刻化、ICT¹の進展等、今後も様々な大きな社会経済環境の変化が見込まれます。一方、本市においては、奈良、京都、大阪、神戸など関西の主要都市や関西国際空港への交通利便性の高さに加え、令和19(2037)年には、リニア中央新幹線の大阪延伸が計画され、中間駅の設置により、東京・名古屋方面とのアクセスの向上が期待されます。また、奈良先端科学技術大学院大学等に加えて、学研高山地区第2工区の整備の進展により、様々な文化学術研究・交流施設の立地が進み、学術研究やビジネスにおける交流の活発化が期待されるとともに、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶釜など、古くから伝わる多くの歴史文化資源の価値が再認識されることで、国内外の人々の観光や交流につながることも期待されます。

生駒市自治基本条例において「市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。」と定めており、様々な能力や経験をもった市民や地域の力はまちづくりの推進力です。多様な生き方や暮らしをかなえる機会や場、人と人のつながりが豊かにあるまち(ステージ)で、主役である市民が、仲間を得て、夢をかなえ、輝く人生を送れるようまち全体が応援してくれる、そういうまちへ進んでいくことを目指して、将来都市像を次のように掲げます。

【将来都市像】

自分らしく輝けるステージ・生駒

¹ ICT:情報通信技術。Information and Communication Technology の略称。

3 まちづくりの目標

将来都市像を実現するために、市民憲章のまちづくりの考えと自治基本条例の基本理念に定めるまちの姿を踏まえて、6つのまちづくりの目標を定めます。

(1) 安全で、安心して健康に暮らせるまち

市民の生命と財産を守り、安全に暮らせるまちづくりを進めるとともに、自助・共助・公助を着実に高めていくことにより、誰もが安心して生涯にわたって健康に生活できるまちづくりを進めます。

(2) 未来を担う子どもたちを育むまち

生駒の未来を担う社会の宝である子どもたちを育むため、家庭・地域・学校・行政が連携して、子育てしやすいまちづくりを進めます。

(3) 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち

市民一人ひとりの人権と個性、生き方を互いに尊重し、市民が主体的にまちづくりに参画し、協働によるまちづくりを進めます。また、市民一人ひとりが生涯にわたって学び、交流し、市民力を活かした文化の創出と継承により、文化の薫り高いまちづくりを進めます。

(4) 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち

恵まれた住環境を将来にわたって適切に保持するため、人と自然が共生し、環境負荷の少ない暮らしや事業活動が送れるまちづくりを進めます。また、多様な生き方や暮らし方を支える都市機能が充実したまちづくりを進めます。

(5) 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち

大都市近郊にあり、学研都市に位置付けられているという本市の立地を活かしながら、市内の経済活動の活性化が図られ、歴史文化資源や自然的資源、人的資源などまちのポテンシャルを活かした独自の都市ブランドを構築し、市内外にまちの魅力を発信することで、活力あふれるまちづくりを進めます。

(6) 持続可能な行財政運営を進めるまち

限られた経営資源を有効に活用して、社会環境の変化に伴って多様化・複雑化する社会ニーズに対応するとともに、世代間の負担の公平性にも考慮しつつ、可能な限り次世代に負担を残すことのない、将来にわたって持続可能な行財政運営を進めます。

第2章 まちづくりの推進

1 まちづくりの基本的な考え方

第6次総合計画に基づくまちづくりを実現する上で、常に踏まえるべき共通の基本的な考え方を、次のとおり定めます。

(1) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

(2) 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する、社会保険制度で支え合う）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方（補完性の原理）を基本とします。

(3) 多様な主体との協創²によるまちづくり

個人のライフスタイルや価値観の多様化が進み、地域社会の担い手不足など地域課題はますます高度化、複雑化しています。1人では解決できない課題も、市民、NPO³、事業者等の民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政など本来価値観の異なる主体が有機的に連携することで課題解決の可能性は高まります。多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造する「協創」のまちづくりを進めます。

² **協創**：多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造すること。

³ **NPO**：「Non-Profit Organization」（非営利組織）の略称。法人格の有無を問わず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境等社会の多様な課題（テーマ）に市民が主体的に取り組む組織。

2 行政経営の基本方針

第6次総合計画に基づくまちづくりを実現するために、行政経営を行う上での基本的な方針を、次のとおり定めます。

(1) 持続可能な社会を支える行政経営

人口減少・少子高齢化の進行、社会保障費の増加、公共施設の老朽化、厳しい財政状況、多発化する自然災害など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした環境変化に伴って多様化・複雑化する社会ニーズに対応するため、分野間の連携を強化し、柔軟な施策展開を図るとともに、必要に応じて既存の行政手法や組織を見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な社会を支える行政経営を行います。

(2) 証拠に基づく政策づくり

行政経営においては、限られた資源の中で政策の有効性を高めるため、政策目的を明確化し、目的に沿った成果が出るかを客観的なデータや証拠に基づいて検証しながら施策を立案する、証拠に基づく政策づくり（EBPM⁴）を進めます。そのもとで、政策実行後も成果を検証し、取組の改善を進めていく政策のPDCAサイクル⁵を確立します。

3 戦略的なまちづくりの視点

今後20年間の将来を展望すると、人口減少・少子高齢化の進行とともに、これまでの大都市に通勤・通学する暮らし方に加えて、日中の多くの時間を市内で過ごす暮らし方、生駒で住み・働く暮らし方など、多様な生き方や多様な暮らし方（生活スタイル）が広がり、市民の「生活」、市民が属する「社会」、市民が暮らす「都市」、それぞれで構造上の変化が徐々に進むと考えられます。これらの構造変化に対応するためには、「生活」「社会」「都市」それぞれを関係・連動させながら、長期的な視野でこれまでの行政サービスやまちづくりのあり方を徐々に方向転換し、分野横断的に施策を展開していくことが必要です。

このことから、まちづくりを進めるに当たっては、「生活構造」「社会構造」「都市構造」の3つの視点から戦略的に施策展開を図ることとします。

⁴ EBPM: Evidence Based Policy Making の略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものとする。

⁵ PDCA サイクル: 「計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

(1) 生活構造の視点

個人の生活構造については、晩婚化・非婚化の進行、平均寿命の延伸に伴う「人生100年時代」の到来、正規職員による終身雇用を前提としていた就業形態の変化などに伴い、「人生の歩み方」が大きく変化しつつあることを認識しておく必要があります。

これまでのように、誕生から就学・進学・就職・結婚・育児・定年退職といった直線的なルールではなく、就職してから再び学び直したり、育児や介護で一時的に離職した後に再び就職したり、さらには年齢に関係なく高齢者になっても仕事を続けるなど、人によって様々な経路をたどることが考えられます。また、そのような人生を、従来想定してきた「標準世帯（夫婦と子ども二人）」で送る人の比率は低下し、結婚しない生き方や、伴侶を得る人でも従来の夫婦のあり方にとらわれない生き方など、多様な家族・世帯を営みながら長い人生を送っていくことになると考えられます。

また、個人の日々の行動様式も高度情報化社会の進展により、所有から共有（シェア）する生活様式が可能になり、買い物や学習、コミュニケーションのとり方まで、大きく変化してきています。

こうした多様な暮らし方（生活構造）の変化に対応する視点から、これまでの市外での就業や消費などこれまで行政サービスを提供するに当たって前提としてきた対象者や条件等の想定を見直し、働き方改革に伴う就業環境の変化や生活時間の変化など個人の行動変容に対応する視点から施策の転換を図ります。

(2) 社会構造の視点

社会構造については、人口減少・少子高齢化の進行に加え、生産年齢人口比率は全体の半分近くまで減少するなど、人口構造の変化が見込まれています。

また、これまで個人が属する集団・コミュニティは家族（世帯）、地域、職場によるものがほとんどでしたが、すでに高齢化や生活様式の多様化により、このようなコミュニティのつながりが希薄化し、地域への愛着や帰属意識の低下、コミュニティを支える担い手不足が懸念されています。反して、そのような生活様式の多様化やICTの進展に伴うSNS⁶の普及に伴い、趣味やボランティア、副業をはじめ、様々なつながりが世代や空間を超えて数多く緩やかに形成されるようになっていきます。このような緩やかで多様なつながりによって、様々な交流や活動が生まれ、市民の人生や地域

⁶ SNS: Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

を豊かにしていくことが期待される一方で、活動の持続性や責任の所在といった、つながりの緩やかさゆえの脆さや危うさも孕んでいます。

これまで行政活動を行う上でパートナーとしてきた地域コミュニティや地域団体を守り育て、これらの組織との協働を深めつつ、新たに増えつつある緩やかなつながりを、市民生活の質の向上や地域課題の解決に活用していくためには、地域コミュニティや地域団体とは異なる接し方、サポートのあり方が行政に求められ、こういった個人の行動変容に伴う社会構造の変化に対応する視点から施策の転換を図ります。

(3) 都市構造の視点

都市構造については、上記の生活構造や社会構造の変化に伴って、「自宅と職場を結ぶ」動線を中心としたこれまでのベッドタウン型の都市構造からの転換が求められます。

大きな枠組みとして、まず、市内の様々な場所で目的に応じて活動や交流ができる場所とそれらを結ぶネットワークが形成されたコンパクトで、良質な住まいや暮らしの空間を創出する都市構造の形成を図る必要があります。その上で、高齢化や人口減少、外国人観光客の増加といった動向を踏まえ、都市の様々な場所におけるユニバーサルデザイン化の推進や、マイカー移動に過度に依存しない移動手段の確保、公共施設等生活に必要な機能の集約や再配置など、生活・社会の構造変化に伴う都市構造の変化に対応する視点から施策の転換を図ります。

第1期基本計画

総論

第1章 計画の期間

基本計画は、その役割を基本構想において「行政運営のプラン」と位置付けたことから、市長が掲げたマニフェストを計画に反映させることで、計画の実効性を高めるために、計画期間（行政サイクル）を市長任期（政治サイクル）に一致させて4年間とします。

ただし、第1期の計画期間については、第2期の計画期間を令和5(2023)年4月に実施予定の市長選挙の翌年度から4年間とするため、令和5(2023)年度までの5年間とします。

【計画期間】

【第1期】 平成31・令和元(2019)年度～令和5(2023)年度

基本計画の計画期間

年度	西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
	平成 令和	31 元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
基本計画 【第1期～5年】 【第2期～4年】		第1期				第2期				第3期				第4期				第5期					

第2章 社会環境の変化

基本計画策定の背景となる主な社会環境の変化としては、次のようなことがあげられます。

1 人口減少と少子高齢化の進行

わが国は平成20(2008)年を境に人口減少局面に入りました。合計特殊出生率⁷は、長年にわたって人口規模が維持される水準(「人口置換水準」2.07)を下回る状態が続いており、高齢化の進行とともに、出生数と死亡数の差が開き、人口の自然減少の幅が大きくなっています。平成29(2017)年は過去最大の40万3,000人の自然減少となりましたが、「過去最大」は今後も年々更新されていくことはほぼ確実です。

出生数は平成29(2017)年において過去最少の94万1,000人となりましたが、親世代にあたる人口の減少により、今後も減り続けると見込まれます。また、団塊の世代と呼ばれる昭和22(1947)年～昭和24(1949)年に生まれた世代が令和7(2025)年までにはすべて後期高齢者となるため、後期高齢者の数が大幅に増加すると見込まれます。

2 安全・安心への意識の高まり

平成23(2011)年の東日本大震災の発生は大きな犠牲と教訓をもたらしましたが、その後も熊本地震(平成28(2016)年)、大阪北部地震、北海道胆振東部地震(いずれも平成30(2018)年)など、大きな被害をもたらす地震が相次いでいます。また、台風の頻発等による風水害も相次いでおり、大規模災害発生への不安は高まっています。

また、わが国の刑法犯の認知件数については、平成15(2003)年から減少に転じ、平成28(2016)年には戦後始めて100万件を下回りました。一方で、情報通信ネットワークの発展に伴い、サイバー犯罪⁸やインターネット上でのトラブル等は増加傾向にあり、特に、子どもや高齢者をターゲットにした犯罪の手口についても高度化・多様化している状況にあります。

⁷ 合計特殊出生率:15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が15～49歳までの間に産む子どもの数。

⁸ サイバー犯罪:インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等、情報技術を利用した犯罪。

3 地球環境問題の深刻化

経済発展や技術開発により、我々の生活は物質的には豊かで便利なものとなった一方で、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあります。そのような中、国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）⁹を中核とする「2030アジェンダ」が採択され、わが国においてもSDGs達成に向けて、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、様々な主体の取組が始まっています。また、平成28(2016)年にはパリ協定が発効し、地球温暖化・気候変動対策に向け、温室効果ガスの削減等に取り組んでいます。また、大型の台風の頻発等、地球温暖化・気候変動の影響は具体的に発生し始めており、気候変動を前提とした対応策が求められるようになっていきます。

4 社会経済構造の変化

わが国の経済は、緩やかな景気回復を続け、景気回復期間は戦後最長に迫っています。その一方で、企業の生産性の向上や潜在成長率の引き上げが喫緊の課題となっています。こうした中、IoT¹⁰やAI¹¹等の「第4次産業革命」と呼ばれるイノベーションが近年急速に進展しており、新しい技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決できる経済社会「Society 5.0」の実現や、人生100年時代に向けた人づくり、多様な働き方の実現が大きな課題となっています。

関西圏の経済は、為替変動や新興国の経済成長、インバウンドの増加等を背景に、長年の不況から景気は緩やかに回復傾向にあります。しかし、経済中枢機能の東京一極集中や、研究開発力・国際競争力の低下、人手不足の顕在化など、先行きは不透明な状況です。

また、グローバル化の進展などを背景に、企業の拠点の海外流出や、大企業と中小企業・小規模事業者間の取引関係の変化が生じており、中小企業・小規模事業者においては、社会経済構造の変化への対応や新たな需要の獲得が求められるようになっていきます。

雇用情勢においては、若年期に非正規雇用となり、そのまま中高年を迎え、経済基盤が弱いままの人への対策とともに、結婚や出産後も女性が働き続けられる環境整備や高齢者等の雇用促進など、全世代を通しての安定した雇用環境の確保が課題となっています。少子高齢化が進む中、社会保障制度の維持・充実が重要となっています。

⁹ 持続可能な開発目標(SDGs): 貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲット。

¹⁰ IoT: Internet of Things の略。自動車、家電などあらゆるものがインターネットに繋がることで、情報のやりとりが可能となるモノのインターネットのこと。

¹¹ AI: 人工知能。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。

5 ライフスタイルや価値観の多様化

単身世帯や高齢者世帯の増加など家族の状況や社会環境の変化により、ライフスタイルが多様化するとともに、価値観や住民ニーズも多種多様になっています。個人の意識も、ワーク・ライフ・バランスなど、物質的な豊かさから心の豊かさを重視し、量から質を求める方向へ変化しています。誰もが自分らしく生活し、定年後のシニア世代などが知識と経験を活かして自己実現できる環境づくりが求められます。

ライフスタイルの変化とともに、それを支える消費と生産のスタイルにも変化が現れています。住居や宿泊、自動車、服、スキルなど様々な生活の場面で、知らない誰かとつながり、モノを「共有（シェア）」する生活様式が広がりつつあります。シェアは価値観の多様化に留まらず、シェアリングエコノミー¹²として、消費や所有といった地域経済のあり方や活性化にまで影響を及ぼす可能性があります。

6 高度情報化社会の進展

I C Tの飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化が進む中、インターネットやスマートフォンの普及などにより、市民の日常生活や行政サービスは大きく変わろうとしています。

S N S¹³をはじめとするソーシャルメディアの利用が拡大し、現実社会での人間関係を補完するようにコミュニケーションの多様化が進んでいます。また、インターネットを利用した消費（eコマース）は年々増加傾向にあり、企業と消費者間の電子商取引（E C）市場は急成長しており、時間的・空間的制約を受けない消費活動が拡大しています。

国においても、I C Tを活用した利便性の高い電子行政サービスの提供や業務の効率化・省力化が進められており、マイナンバー制度の導入等による、住民の利便性向上や行政事務の効率化が進められつつあります。

一方で、高度情報化社会の急速な進展により生じるデジタル・ディバイド（情報格差）¹⁴の解消が課題となっています。

¹² **シェアリングエコノミー**：個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、マッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。

¹³ **SNS**：Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

¹⁴ **デジタル・ディバイド（情報格差）**：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

7 地方財政の深刻化と公共施設の老朽化

国と地方自治体の税収は、緩やかな景気回復に伴って、近年やや持ち直す傾向が見られるものの、今後の人口減少の進行などを考慮すると、大きな伸びは見込めません。一方歳出は、高齢化に伴う保健や医療などの社会保障費の上昇により、増加傾向にあります。

また、高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された住宅および商業施設、また公共施設や道路・上下水道などのインフラ施設が、今後一斉に更新の時期を迎えます。これに伴い、民間建築物と市有施設ともに老朽化施設の対策経費の増大や重大な事故などのリスクも高まることが予想されます。人口減少が進む中、今後どのように施設を維持管理していくかが大きな課題となっています。

イモ山公園



第3章 今後5年間の主要課題

これからの本市のまちづくりにおいて今後5年間の主要な課題となっている事項については、次のとおりです。

1 若年層の人口減少への対応

出生数の減少傾向を緩和し、将来にわたって持続可能な地域社会を構築していくため、子どもを産み、育てやすい環境を充実し、子育て世代の転入・定住を促すとともに、出生率の向上を図る必要があります。

2 老年人口の増加への対応

老年人口の増加により、要支援・要介護認定者の増加に伴う介護給付費の増大や、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に対応するため、自らの健康は自ら維持する「自助」、互いに支えあう仕組みを大切にする「互助」、介護保険・医療保険制度等による「共助」、自助や互助、共助が対応できない課題について補完する「公助」のバランスのとれた仕組みづくりを進め、医療、介護、介護予防等が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進することが必要です。

3 大規模災害への備えと防犯・安全対策

人口減少や核家族化の進行に伴う地域の防災力の低下や災害弱者の増加、気候変動に伴う風水害の増加等を踏まえ、台風・集中豪雨や震災等の大規模災害対策の充実や危機管理能力を高めるとともに、地域の防災力を高め、安全・安心を確保していくことが必要です。

また、高齢者を狙った犯罪の増加傾向や、生活安全の確保を重要視する市民意識を踏まえ、子ども、高齢者、障がい者などの社会的弱者が犯罪に巻き込まれにくくするための環境を整備することが必要です。

4 地域経済循環の活性化とライフスタイルの変化への対応

本市は、市外就業率が周辺市と比較して随分高く、働く人の所得は市外に依存する一方で、市外で買い物をする市民も多いことから、地域経済循環率は低い状況です。一方で、労働力人口は横ばい傾向ですが、高齢化の進行に伴って非労働力人口は増加し、昼間も市内で過ごす人が多くなり、昼夜間人口比率は上昇傾向にあります。

こうしたことから、様々な分野の事業活動や市民活動が連携し、地域資源を最大限に活用しつつ、域内の消費の受け皿を増やし、地域経済循環を活性化することが必要です。

5 公共施設等の適正管理

高度経済成長期に大量かつ集中的に整備してきた公共施設や道路、上下水道などのインフラ施設が今後一斉に更新時期を迎えつつあります。老朽化した施設をそのまま放置すると重大な事故などのリスクが高まりますが、施設をすべて維持・更新するためには、今後40年間で約2,300億円もの費用が必要になると推計しており、財政運営に大きな影響を与えます。

そのため、人口減少や人口構造の変化に伴う利用ニーズの変化を的確に把握し、公共施設等の適正な配置を進め、効率的な運営を図る（ファシリティマネジメント）ことが必要です。

6 都市活力の基盤となる土地利用の推進

人口減少・少子高齢社会にあっても、都市の活力を維持、向上させていく観点から、学研北生駒駅周辺地区や学研生駒テクノエリア等における土地利用を促進することが必要です。

また、学研高山地区第2工区については、主要関係機関との協力体制を構築し、地権者・市民を交えながら、時代のニーズに合わせた土地利用計画となるよう、具体化に向けた検討を行う必要があります。

7 交通ネットワークと生活基盤の整備

将来、人口減少による低密度化や高齢化の進行に伴って、交通需要の変化が見込まれることから、地域ごとの状況を踏まえ、公共交通のサービス水準を含めた総合的な交通ネットワークの検討が必要です。加えて、ユニバーサルデザイン¹⁵によるまちづくりで歩きやすい環境を形成するなど、年齢や障がいの有無等にかかわらずすべての人が暮らしやすい環境を整備して、安全性の確保と健康増進が図られる都市構造にしていく必要があります。

また、衛生的で快適な住環境の形成と河川の水質保全のために、公共下水道の整備は最も効果的な手法ですが、下水道普及率は県内でも低い状況であり、整備が完了するまでには相当の期間と財政負担を伴うことから、地域の特性に応じた污水处理施設の整備を促進することが必要です。

¹⁵ **ユニバーサルデザイン**: 年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

8 財政の深刻化

生産年齢人口の減少などにより、市税収入の大幅な増収を見込むことができない一方で、増加し続ける社会保障費や施設・インフラ設備の老朽化による維持補修費等の上昇などにより、投資的経費等に充当できる一般財源は徐々に減少し、財政の弾力性を判断する経常収支比率は上昇するなど、財政の硬直化が予測されます。

こうしたことから、施策の推進に当たっては、中期財政計画の財政収支見通しや財政判断指標に留意し、財政規律を確保しつつ、選択と集中、効率的で効果的な行財政運営のもと、より一層財政の健全化を図る必要があります。

住宅街



第4章 計画のフレーム

1 人口フレーム

(1) 人口の動向

本市は、平成30(2018)年10月1日現在で、総人口(住民基本台帳に基づく人口)は120,118人、世帯数は50,061世帯となっており、平成25(2013)年11月の121,350人をピークに人口減少に転じました。

本市はこれまで、自然増、社会増と両方が増加することで大きく人口が増加してきました。自然動態では、出生数が死亡数を上回り、「自然増」を続けてきたものの、近年は出生数が横ばいとなっている一方で死亡数が増加し、出生数と死亡数が逆転し、自然増減はマイナスに転じています。一方、社会動態では、転入が転出を上回り、「社会増」を続けてきたものの、近年は転入と転出が逆転し、転出超過に転じています。

(2) 人口フレーム設定の基本方針

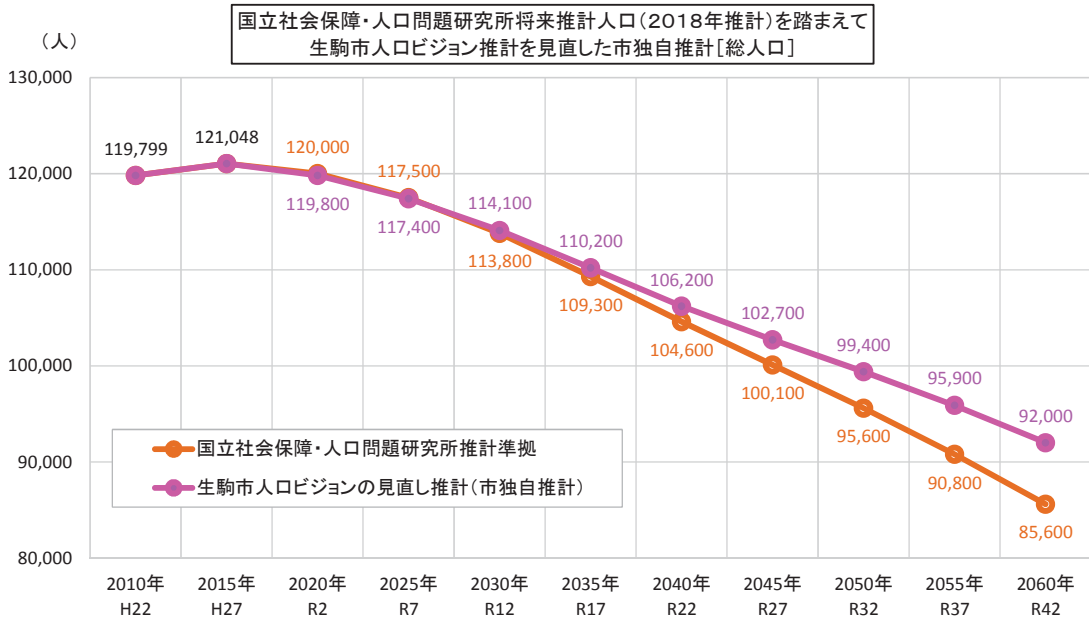
本市における過去の人口動態を踏まえつつ、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策効果を考慮して策定した生駒市人口ビジョン(住民基本台帳人口をベースとした将来推計人口(市独自))を基本とし、平成30(2018)年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を踏まえて推計し直した値を、人口フレームとして設定します。なお、計画期間内に生駒市人口ビジョンを変更した場合は、変更後の推計値を人口フレームとすることとします。

(3) 総人口と世帯数の推移

国立社会保障・人口問題研究所による出生率と移動率を用いた推計(住民基本台帳人口ベース)では、長期的に将来人口は減少し、令和42(2060)年には概ね8万6千人となる見通しとなっています。人口ビジョン推計を見直した独自推計では、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取組によって出生率が徐々に上昇し、子育て層の社会動態(転入・転出の差)がプラスを維持すると想定し、令和2(2020)年頃から本格的に人口減少に転じた後、一貫して減少を続けるものの、令和42(2060)年において概ね9万2千人になると見通しています。

総合計画(第1期基本計画)の目標年次である令和5(2023)年における総人口については、概ね11万8千人^(注)とします。

世帯数については、人口減少が進行するものの、核家族化や世帯分離等の影響により1世帯当たりの人数は減少し、今後も増加傾向が続くと見込まれるため、概ね5万1千世帯^(注)とします。

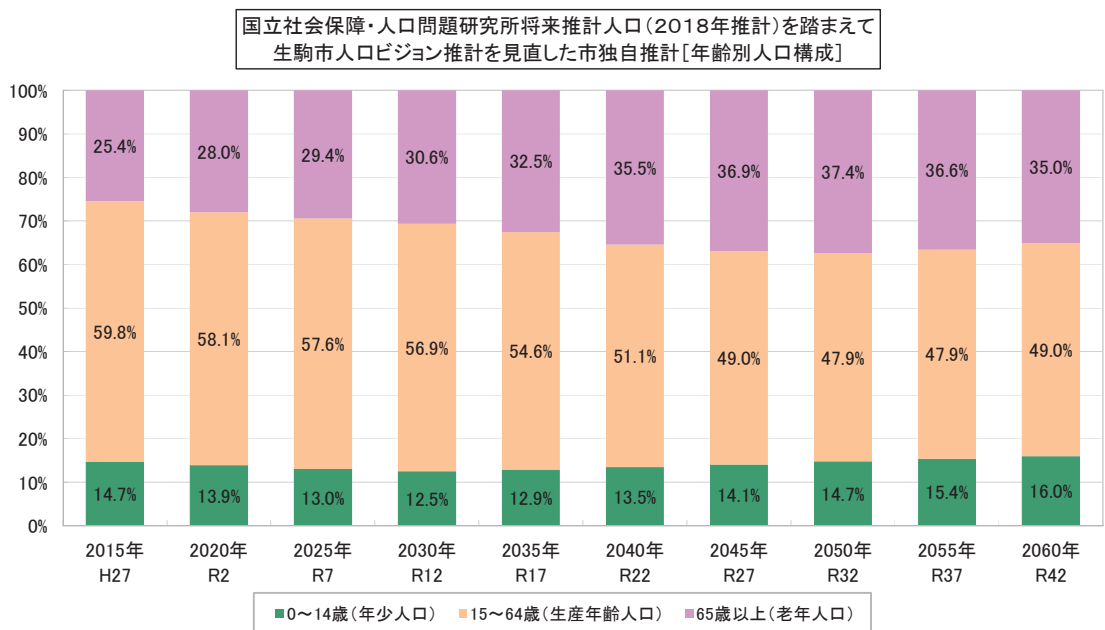


(4) 年齢別人口構成の推移

本市においては今後も急速に高齢化が進む状況にあり、平成30(2018)年において27.4%の老年人口比率(65歳以上)は、令和5(2023)年には28.8%に、令和32(2050)年には37.4%まで増加し、その後減少に転じると見込んでいます。

また、生産年齢人口比率(15~64歳)は、平成30(2018)年の58.5%から令和5(2023)年には57.8%に、令和32(2050)年には47.9%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいます。

年少人口比率(14歳以下)は、平成30(2018)年の14.2%から令和5年(2023)年には13.4%に、令和12(2030)年には12.5%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいます。



(注) 本計画で想定する総人口及び世帯数の中に、学研高山地区第2工区への転入等は含まれません。

2 都市構造の基本的な考え方

(1) 都市の拠点

人口減少・少子高齢化が進む中であっても、人口密度を維持しながら、これまでのベッドタウン型の都市構造から市内の様々な場所で目的に応じて活動や交流ができる場所とそれらを結ぶネットワークを形成するため、1つの都市拠点と2つの地域拠点を設定します。

都市拠点は、人口や都市機能が集積し、公共交通の利便性にも優れ、市民・事業者・行政の様々な活動の拠点となり、また、都市全体に魅力と活力をもたらす中核となる場所です。本市の玄関口である生駒駅周辺地域と隣接する東生駒駅周辺地域を都市拠点と位置付け、広域的なにぎわいと風格のある、生駒の個性や魅力あふれる拠点形成を図ります。

また、生駒市は南北に長い都市であることを考慮し、住民の利便性を高めるため、都市拠点到準する都市機能を備えた拠点として、地域拠点を設定します。北部地域の地域拠点を学研北生駒駅周辺地域に、南部地域の地域拠点を南生駒駅周辺地域にそれぞれ位置付け、地域の顔となり身近な生活や交流を支援する機能が集約された拠点形成を図ります。

(2) 都市軸・緑水軸

鉄道や幹線道路の都市軸を中心とした、公共交通を利用しやすい環境づくりを進め、都市拠点を中心とする市内の総合的な交通ネットワーク形成の充実を図ります。

また、地形的に、周囲を緑豊かな山地・丘陵に囲まれ、その間を流れる富雄川と竜田川の二つの水系が南北方向の軸となる都市構造になっているため、自然環境を活用した、うるおいのある緑水軸の維持・保全を図ります。

(3) 土地利用の方針

「人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち」の維持・増進を図るため、緑地等の自然環境・景観の保全と活用を推進し、自然環境との調和や良好な景観の創出、まちの賑わいを高める都市機能の集約を図りつつ、地域の特性を踏まえた多様な住まい方、暮らし方に対応するまちづくりを土地利用の基本方針とします。

市街地においては、生駒山などの自然環境や景観との調和や人口減少に伴って今後増加が見込まれる空き家に対する適正対応、有効活用を図りつつ、低層住宅を主体としたゆとりある居住環境の維持・向上を図っていきます。なお、商業・業務地や駅周辺等の区域については、都市の活性化という観点から多様で魅力ある都市機能の集積・誘導を図ります。

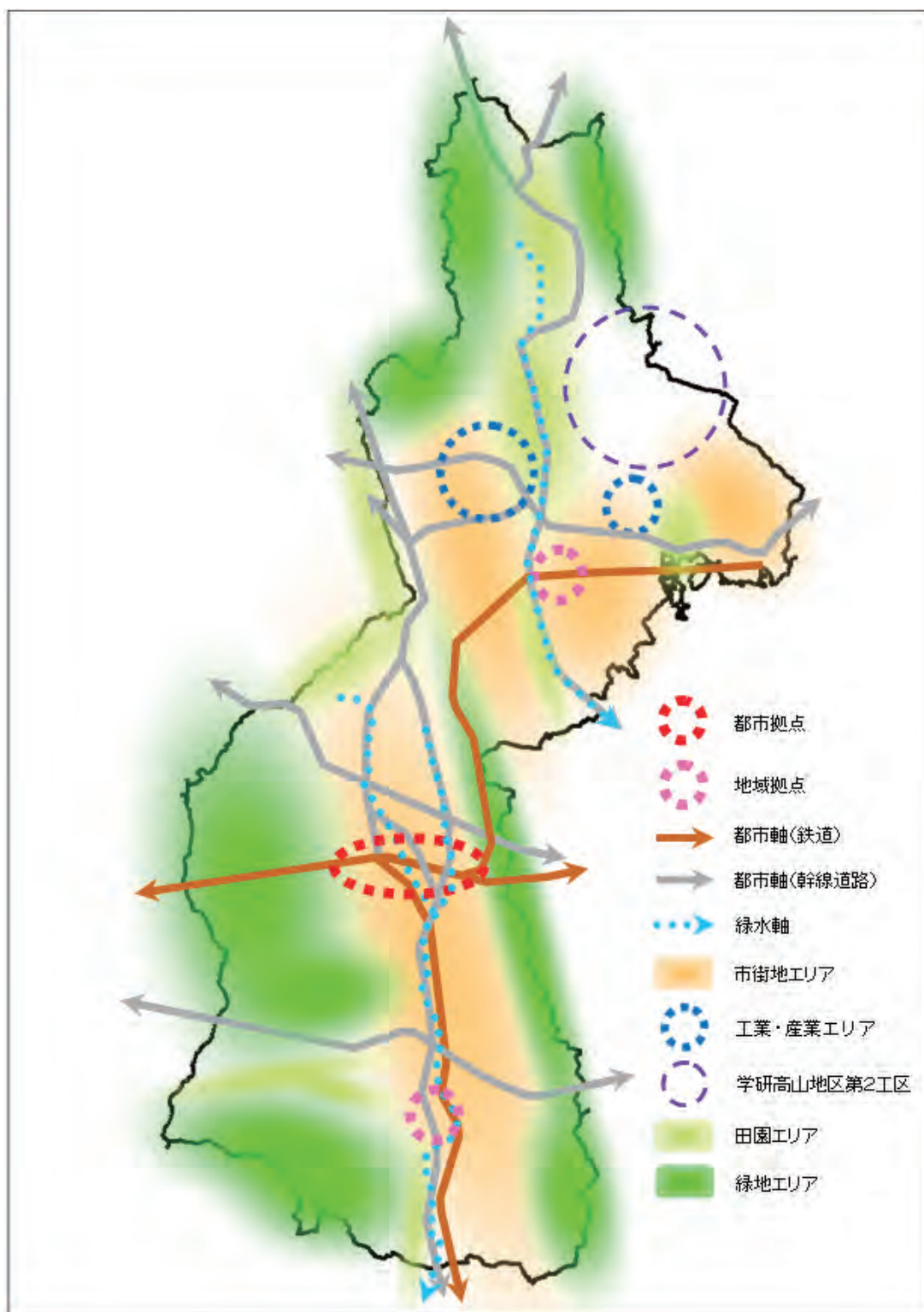
工業・産業地やその周辺区域については、産業振興と雇用の創出につながる産業機能の立地・誘導を図ります。

学研高山地区第2工区については、自然環境に配慮しつつ、地域のもつポテンシャルを活かしながら、新たなまちづくりに向けた取組を進めていきます。

農地や既存集落などの田園地については、人の食を支える場所として、都市近郊型農業の振興を図るとともに、古民家等の既存ストックを観光振興や移住・定住促進に活用するなどゆとりとうるおいを醸し出す貴重な空間としてさらなる魅力創出を図ります。

生駒市のシンボルである生駒山地や矢田丘陵・西の京丘陵などの緑地については、自然環境の保全を基本としつつ、市民のやすらぎとうるおいの空間としての活用を図ります。

都市構造イメージ図



第5章 施策の大綱

本市の将来都市像の実現に向けて、基本的施策、経営的施策、戦略的施策からなる施策の大綱を設定し、体系的に取組を進めます。

基本的施策

まちづくりの分野別に今後必要な基本的な取組を示す施策

経営的施策

持続可能な行財政運営を推進するために必要な取組を示す施策

戦略的施策

人口減少・少子高齢化による人口構造の変化と、個人のライフスタイルや価値観の多様化に伴って生じる将来的な課題（概ね20年先）を見据え、その課題解決もしくはその課題による影響を緩和するため、基本構想に掲げる「戦略的なまちづくりの視点」である、生活・社会・都市構造の3つの視点から、分野横断的な展開により、今後5年間のうちに戦略的に推進する施策

生駒山



1 基本的施策・経営的施策

[基本的施策]

(1) 安全で、安心して健康に暮らせるまち

① 健康づくりの推進と医療サービスの充実

健康寿命の延伸を目指して、幼いころから規則正しい健康的な生活習慣を確立し、すべての人が自分らしく生きがいを持っていつまでも健康で暮らせるよう、誰もが自然に健康づくりに結びつく環境を、学校との連携や地域における自主的な活動等によってみんなでつくることのできるまちづくりを進めます。

また、少子高齢化等を背景として求められる医療ニーズに対応するため、市立病院を拠点として地域の医療機関等の連携体制の強化により、地域完結型の医療体制を構築することで、身近な地域で安全で質の高い医療サービスを提供できる体制を整備するとともに、緊急時、災害時において迅速かつ効率的な救命救急活動を行う体制を整えます。

② 高齢者の生活を支えるサービスの実施

地域の様々な社会資源を活用し、高齢者をはじめ、すべての市民が共に協働し合い、時に支え、時に支えられながら、住み慣れた地域で可能な限り自分らしくいつまでも健やかに安心して暮せる地域共生社会の実現に向けて、「保健・福祉」「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「介護予防・生活支援」「すまいと住まい方」を切れ目なく提供する『地域包括ケアシステム』の実現を目指します。

③ 障がい者の日常生活と社会生活における支援の実施

すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、共に支え合い、障がい者が住み慣れた地域において、自立して安心した生活ができる社会づくりを目指します。

また、障がい者が心身共に健康で豊かな生活を送ることができるような保健・医療・教育と連携した福祉サービスや、多様な働き方ができるような就労支援を充実するとともに、いつまでも生きがいや希望を持って社会参加ができる環境整備を目指します。

④ 地域防災体制の充実

大規模災害の発生に備え、道路・河川の整備、ライフラインの強化、情報伝達手段の確保等により災害に強い安全なまちづくりを推進し、広域的な連携をはじめ効率的・効果的な消防・救急体制のさらなる強化により危機管理能力を高めるとともに、「自分たち

の地域は自分たちで守る」という考えに基づき、市民一人ひとりの防災意識の向上を図り、自主防災会などの地域住民と防災関係機関の連携による地域防災力の充実強化を図ります。

⑤ 生活の安全の確保

市民の安全な生活を確保するため、地域住民と関係団体、警察等との連携を強化し、市民一人ひとりの防犯意識や交通安全意識の向上を図るとともに、地域防犯対策や通学安全対策、消費者被害対策、交通安全対策の充実を図り、犯罪や消費者被害、交通事故などの予防、被害拡大防止を図ります。

防犯カメラ



(2) 未来を担う子どもたちを育むまち

① 子育て支援の充実

子育てを楽しめる地域づくりを進めるため、未来の宝である子どもたちを家庭・地域・学校・行政が連携し、地域全体で見守り育てるとともに、子育て世代の保護者が孤立せず、子どもたちが安心して成長できるよう、保護者支援の場や地域で支えあうためのコミュニティを構築します。

また、幼稚園、保育所、こども園など就学前教育・保育のニーズに対応した環境整備に取り組むとともに、「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐ教育カリキュラムを実践し、就学前教育の充実を図ります。

② 学校教育の充実

義務教育における子どもたちの基礎的・基本的な学力・体力の向上と、21世紀を生き抜く力を身につける学びを創造するとともに、いじめを許さない学校づくりをはじめ、多様性を認める優しい心と挑戦を続けるたくましい心の育成に取り組みます。

また、子どもや学校のチャレンジを応援する仕組みづくりを進めるとともに、学びを支える教職員や学校を支援します。

生駒台幼稚園



(3) 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち

① 人権の尊重

すべての市民の人権を保障するため、人権教育・人権啓発、人権相談などの充実により、人権尊重のまちづくりを推進します。また、男女共同参画社会を実現するため、家庭や地域、職場等のあらゆる分野において男女の共同参画を推進し、多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、多文化が共生し、多様な価値観を認め合い、外国人も安心して暮らせる環境を整備します。

② 市民参画・協働と地域コミュニティの活性化

まちづくりを進める上で、施策・事業の計画段階から実施段階に至るまで、様々な市民参画の機会を確保するとともに、市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的に関わることで、協働・協創によるまちづくりを推進します。

また、誰もが身近に感じられ、気軽に、楽しく参加できる自治会をはじめとした地域コミュニティ活動を促進し、ずっと住み続けたいと思う地域社会をつくるとともに、まちづくりの担い手として期待されるボランティア、NPO¹⁶などの多様な市民活動を支援します。

「イコマニア」ロゴマーク



¹⁶ NPO:「Non-Profit Organization」(非営利組織)の略称。法人格の有無を問わず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境等社会の多様な課題(テーマ)に市民が主体的に取り組む組織。

③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進

市民がすべてのライフステージで楽しみながら学び、地域とつながることができるまちを目指して、活動の基盤となる公共施設の利便性を高めるとともに、社会経済環境の変化に対応した学習事業の充実や市民の自発的な学習活動の支援により、学習成果が地域社会に還元される機会を創出します。

また、市民力を活かした個性豊かな文化の創出と、文化活動への参加により市民が豊かな感性を養い、地域に愛着を持つような魅力あるまちづくりに向け、市民のニーズに応じた多様な文化活動の支援、文化財などの伝統文化の継承を図ります。

さらに、市民が生涯健康で活力ある生活が送れるよう、誰もが気軽に運動やスポーツを行うことのできる環境の整備、充実を図ります。

北コミュニティセンター-ISTA はばたき



(4) 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち

① 適切な土地利用の推進・学研都市との連携

人口減少による低密度化や少子高齢化が進む中であっても、住宅や医療・福祉系機関、公共交通などを含めた都市構造全体を視野に入れ、地域の状況に応じた適切な土地利用を進めるとともに、空き家対策の推進をはじめ、住宅都市としての魅力を維持していくため、自然とバランスよく調和した良好な住環境の維持・形成を図っていきます。

なお、学研高山地区第2工区については、自然環境に配慮しつつ、地域のもつポテンシャルを活かしながら、新たなまちづくりに向けた取組を進めています。

また、奈良先端科学技術大学院大学や研究機関と連携しつつ、学術研究機能の集積を進め、知的資源を活かした特色あるまちづくりを推進します。

② 交通ネットワークと生活基盤の整備

本市の地理的条件や交通基盤の整備状況、人口減少・少子高齢化の進行による交通需要の変化を勘案し、総合的な観点から鉄道や幹線道路を中心とした交通ネットワークの形成や持続可能な公共交通の維持など公共交通を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、身近な生活道路の整備を進め、市民の利便性の向上や安全性の確保を図ります。

また、水道事業においては、人口減少の進行による水需要の減少を見据えた効率的で持続可能な経営を行うとともに、公共下水道や合併処理浄化槽等の各種污水处理施設等の適切な役割分担の下に計画的に整備を進め、生活排水対策による河川の水質保全と良好な生活環境の形成を図ります。

ゾーン 30



③ 低炭素・循環型社会の構築と生活環境の保全

環境モデル都市として、温室効果ガスの大幅な削減や、省エネルギー対策の促進、新たなエネルギーの利活用を図るとともに、廃棄物の減量化・再利用・再資源化を進めるなど、市民・事業者・行政が協創して、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会の構築を進めます。

また、安全で快適な生活環境を確保するため、地域の状況に応じた美化や公害対策の推進を図ります。

④ 緑・水環境の保全と創出

本市が緑豊かな住宅都市であり続けるために、山地や樹林、河川などの自然的資源を保全・活用し、次世代に引き継ぐとともに、新たな緑化により緑を創出し、市民と行政の協働により花と緑と自然のまちづくりを進めます。

また、豊かな緑に彩られた住宅都市である生駒の景観を尊重した景観形成を図ります。

(5) 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち

① 都市ブランドの構築による都市活力の向上

都市活力を維持、向上するため、市民のシビックプライド¹⁷を醸成し、市民の参画・推奨意欲の向上によって、まちの新たな価値を明確にするとともに、価値の明確化によって独自の都市ブランドを構築し、市内外に発信することで、将来の移住、定住につながる交流を促進します。

② 商工業と観光の振興

地域経済の活性化や市内の就業機会の増加を図るため、大都市圏への交通利便性や学術研究機関等が集積する学研都市の優位性を活かしながら、既存の市内企業の定着、活性化と新規企業の誘致を推進するとともに、市民生活の利便性や快適性の維持向上を図り、商業・サービスの事業継承やイノベーションによる定着・発展を促進します。

また、生産年齢人口が減少していく中、労働力を確保するため、市内企業でのワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めるとともに、テレワークや起業など市内での多様な働き方を広げるなど就労、就業環境を整え、女性・高齢者・若者・障がい者等の就業促進に取り組みます。

¹⁷ シビックプライド：単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。

さらに、観光を振興するため、独自の歴史文化資源や自然環境を活かし、生駒のまちや市民、文化そのものに触れる機会をつくるとともに、モデルとなる拠点エリアにおける先導的な取組を推進しつつ、積極的に本市のまちの魅力を発信します。

③ 農業の振興

大都市近郊農業が有する多面的機能を発揮するため、農業基盤整備の支援や既存農家、新規就農者への支援を進めるとともに、市民等が農と親しむ機会の創出や農業団体をはじめ関係機関等とのネットワークを強化することにより、都市住民から農業者や企業等まで市民全体で農地の保全・活用と地産地消を進めます。

畑で作業



【経営的施策】

(6) 持続可能な行財政運営を進めるまち

① 健全で効果的・効率的な行財政運営の推進

社会環境の変化に伴って多様化・複雑化する社会ニーズに対応しつつ、行政事務の効率化や将来見通しに基づく公共施設等の総量の最適化、各種財政指標の維持・改善など行財政改革を進め、将来にわたって持続可能な行財政運営を行います。

また、政策の有効性を高めるため、証拠に基づく政策づくり（EBPM¹⁸）を推進します。そのために、統計データの整備や取組の有効性を検証する手法の研究、各地の優良事例や専門の有識者とのネットワーク形成など、エビデンスとなる情報を収集する体制を整備します。

さらに、多様化する市民ニーズや複雑化する行政課題に対応し、積極的に市民や関係団体と協働して具体的な成果に換え、価値を創造することのできる職員の育成に取り組みます。

市役所



¹⁸ EBPM: Evidence Based Policy Making の略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものとする。

2 戦略的施策

戦略的に施策を展開していくための方針を次のとおり定め、基本的施策や経営的施策に位置付けた施策の効果を一層高めます。

(1) 生活構造に関する方針

個人の生活構造については、「人生の歩み方」が変化し、また多様になっていくことを踏まえた行政サービスの展開を検討します。具体的には、大阪や京都に通勤・通学して夜は寝に帰るだけの住宅都市（ベッドタウン）から脱却し、平日の昼間から、様々な人々が働いたり学んだり、地域の活動をしたりといった、多様な活動ができる環境を整えるとともに、ひとり暮らしから多世代同居、グループによる同居・近居まで、多様な世帯のあり方を想定した行政サービスの設計を進めます。

(2) 社会構造に関する方針

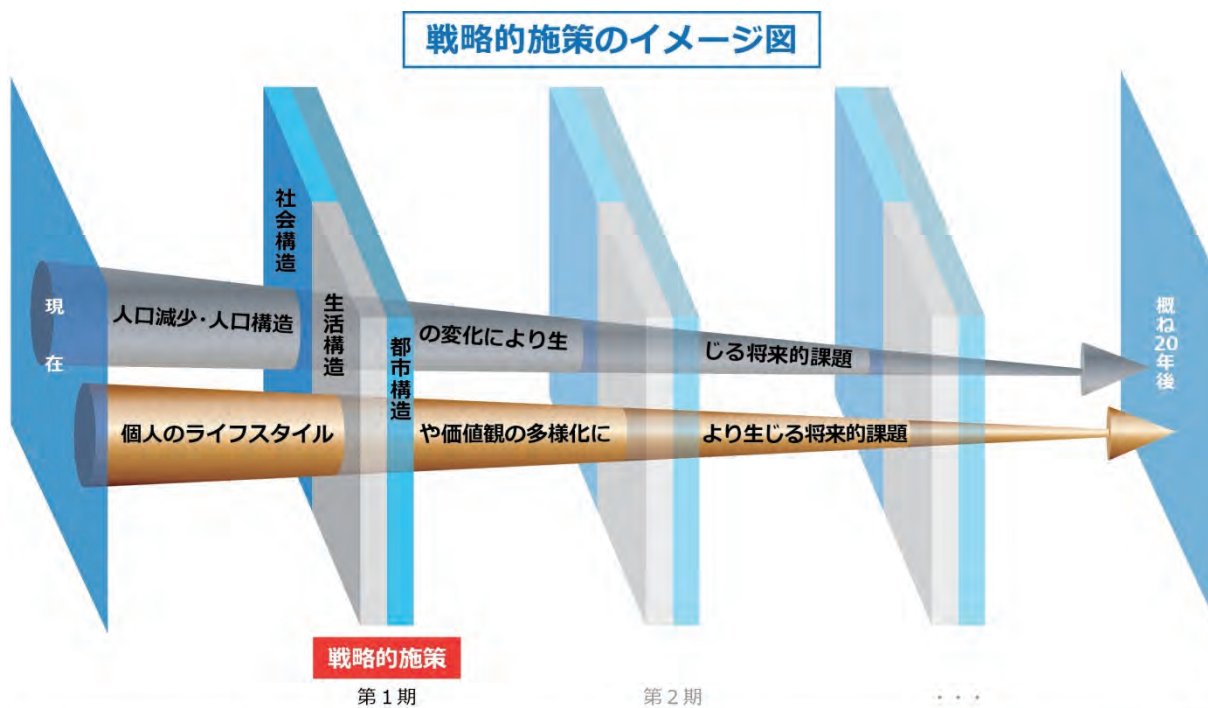
社会構造については、人口減少・少子高齢化の進行による影響を少しでも緩和するため、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく分野横断的な施策展開を通じて、子育てしやすい環境整備による出生率の向上を図るとともに、本市の認知度と都市ブランド力を高めることで近隣都市に居住する子育て層を中心に転入数の維持を図ります。

また、コミュニティを支える担い手不足が懸念される中、地縁団体からテーマ型のNPOに至るまで、多様な組織が活躍し、行政と協創できる環境を整備します。

(3) 都市構造に関する方針

都市構造については、生活構造と社会構造の変化を見据え、変化し多様化する「人生の歩み方」を踏まえて、「ベッドタウン」からの脱却につながるよう都市計画マスタープランの見直しを進め、持続可能な都市構造に向けた取組を推進していきます。

また、生活構造と社会構造の変化の中でも、人口減少の進行を見据え、公共施設等の適正配置を進めます。具体的には、公共施設とインフラ施設に対する市民ニーズの変化を的確に把握し、施設の統廃合や複合化、転用等の検討を進めるとともに、インフラ施設については、これまで整備してきた施設を計画的に保全・更新していくことに重点をおきます。



概ね20年後の将来的な課題を見据え、その課題解決もしくはその課題による影響を緩和するため、今後5年間のうちに戦略的に推進する施策

戦略的施策

(4) 戦略的施策の一覧

上記(1)～(3)の方針に基づき、基本計画(各論)で掲げる施策・取組の中から、次の3つのテーマごとに選定し、「戦略的施策」として位置付けます。

ア 個人のライフスタイルや価値観の多様化への対応

施策の大綱		施策		取組
(3) ①	人権の尊重	男女共同参画 (3-1-2)	共同参画の意識形成	学校や地域等で自分の能力や個性を輝かせ、自分らしく生きることができる社会の実現
			女性活躍推進	施策に多様な価値観と発想を取り入れるため、政策・方針決定過程への女性参画の拡大と女性の人材育成・活用
(4) ①	適切な土地利用の推進・学研都市との連携	住宅環境 (4-1-1)	住環境	地域の特長を生かしたライフスタイルの実現と多様な住まい方・暮らし方への受容と理解の促進
(5) ①	都市ブランドの構築による都市活力の向上	都市活力創造 (5-1-1)	都市ブランド形成	夢や目標の実現を目指す人や新しい暮らし方をする人の可視化とつながりや交流の支援
(5) ②	商工業と観光の振興	商工観光 (5-2-1)	企業立地	企業や研究施設の誘致 時代の転換を見据えた企業誘致の取組の調査研究
			商工業	地域活性化を図るための起業支援
				子育て中の女性や高齢者等多様な人材への就業支援の実施
				多様な働き方の啓発とテレワーク&インキュベーションセンターの利用促進 市内企業との連携による、市内の就職情報を提供できる環境整備と情報提供・周知
(5) ③	農業の振興	農業 (5-3-1)	農地保全	農地斡旋、農地情報提供、営農相談等の新規就農者支援
			地産地消	事業者の地場野菜等の販売支援及び消費ニーズの把握

イ 人口減少・人口構造の変化への対応

施策の大綱		施策		取組
(1) ②	高齢者の生活を支えるサービスの実施	高齢者保健福祉・地域福祉 (1-2-1)	地域包括ケアシステム	介護予防・日常生活支援総合事業の充実
				自立支援に向けた介護予防・重度化防止の推進
			地域福祉活動	高齢者が地域で日常的に交流できる「通いの場」の拡充
				地域福祉活動が機能するための環境整備 シルバー人材センターの活性化支援と高齢者の就労支援

(2) ①	子育て支援の充実	母子保健 (2-1-1)	産前産後	不育症治療・一般不妊治療費の助成による経済的負担の軽減
				妊娠・出産・子育てに関する知識、技術を習得する機会や情報の提供
			育児	産婦・新生児や乳児の訪問指導
				疾病の早期発見・治療、障がいの早期発見、育児支援等のための乳幼児健康診査の実施
				発達や育児の不安解消等の親の支援と子どもの健全育成のための取組
		子ども・子育て支援 (2-1-2)	保育	待機児童解消に向けた、保育所の開設と保育士の確保
				保護者ニーズに合わせた保育事業の継続実施と充実
			就学前教育	多様化する保護者ニーズに対応した預かり保育の充実
				地域での幼稚園ニーズや園児数の推移等を勘案した、幼稚園のこども園化の推進
			子育て支援	地域子育て支援拠点事業及びファミリーサポート事業等による子育て支援体制の充実
(2) ②	学校教育の充実	学校教育 (2-2-1)	全国学力・学習状況調査結果を踏まえた、学力向上や生活習慣の改善等さらなる教育活動の推進	
			小学校1年生からの独自教材の使用や外国語指導助手の活用による英語教育の推進	
			I C T機器の活用による教育効果の向上と、児童生徒が主体的・協働的に学習できる環境づくり	
			学校司書を中心とした学校図書館の活性化による児童生徒の読書意欲の向上	
		学校施設	学校給食センター整備運営事業の推進	
(5) ①	都市ブランドの構築による都市活力の向上	都市活力創造 (5-1-1)	都市ブランド形成	
			生駒らしい魅力の形成と、差別化につながる戦略的事業の推進や関係部門間の連携促進	
			生駒らしいライフスタイルの発信等による都市イメージの形成	

ウ 生活構造や社会構造の変化に対応した都市機能の見直し

施策の大綱		施策		取組
(2) ①	子育て支援の充実	子ども・子育て支援 (2-1-2)	保育	保育所及び認定こども園園舎の長寿命化も視野に入れた施設の老朽化対策
			就学前教育	幼稚園及び認定こども園園舎の長寿命化も視野に入れた施設の老朽化対策
(2) ②	学校教育の充実	学校教育 (2-2-1)	学校施設	学校施設の安全点検と計画的な老朽化対策
(4) ①	適切な土地利用の推進・学研都市との連携	住宅環境 (4-1-1)	住環境	空き家等の市場への流通促進を図るため、空き家流通促進プラットフォームの運営支援
				事業者との連携による近居・住み替えニーズの掘り起こしと魅力的な賃貸住宅等の供給策の検討
				空き家対策として、住宅需給バランス、周辺環境への負荷に配慮した新築・土地利用のあり方の検討
		都市づくり (4-1-2)	土地利用	時代のニーズに即した持続可能なコンパクトなまちづくりを進めるための、柔軟で合理的な土地利用の推進
				将来人口推計値やオープンデータの活用による、人口構成に適応する細やかな都市（地域）構造の分析・検討
		商業・産業集積による持続的で活力ある都市形成のための適切な土地利用の誘導		
		拠点形成・地域形成	市民アンケートやワークショップ等による住民意向や地域特性の把握と、地域特性を踏まえたまちづくりの推進	
		学研都市	学研高山地区第2工区の新たなまちづくり検討組織による全体土地利用計画等や段階的整備などの検討・策定	
(4) ②	交通ネットワークと生活基盤の整備	道路・公共交通 (4-2-1)	幹線道路	学研生駒テクノエリアを中心とした企業誘致関連道路等のインフラ整備の推進
			生活道路	道路インフラの長寿命化修繕計画に基づく計画的な補修工事の実施
			公共交通	生駒市地域公共交通活性化協議会における地域公共交通網形成計画の検討・策定
		上下水道 (4-2-2)	上水道	効率的で持続可能な経営を行うための経営方針や事業計画の策定
下水道	効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づく効率的な事業展開			
(4) ④	緑・水環境の保全と創出	緑環境・公園 (4-4-1)	公園整備	公園施設長寿命化計画に基づく遊具等の適正管理
(6) ①	健全で効果的・効率的な行財政運営の推進	行政経営 (6-1-1)	公共施設	人口減少や人口構造の変化を見据えた、公共施設の適正な配置方針や計画的な改修時期等の決定
				各公共施設の状況把握と施設の有効活用
				公共施設等の長寿命化の推進
				既存インフラ施設の継続的な保全・更新

第6章 計画の進行管理と見直し

1 計画の推進に当たって

基本計画に掲げる目標は、本計画に位置付けた施策・事業の実施により実現していきます。施策・事業の実施に当たっては、総合計画と財政、行政組織が連動する仕組みを確立し、経営資源を最適かつ効果的に配分するため、「新規・主要事業ヒアリング」「予算編成」「事業実施」「施策・事業評価」のPDCAサイクルによる行政マネジメントシステムを構築し、推進していきます。

なお、計画の推進に当たっては、持続可能な行財政運営に向けた取組との整合性を図りつつ、本計画の実効性を確保するため、新たに策定する「生駒市行政改革大綱」、「生駒市行政改革大綱行動計画」、「中期財政計画」、「生駒市定員適正化計画」と一体的な運用を図ります。

2 計画の進行管理

基本計画については、基本構想の行政経営の基本方針に掲げた「証拠に基づく政策づくり（EBPM）」の考え方に基づき、政策の有効性についての客観的な証拠に基づいて取組内容を立案し、実施後もその効果を検証しながら改善を進めていけるようPDCAサイクルによる計画の進行管理（モニタリング）を行います。

進行管理を行うに当たっては、基本計画を構成する最も基本的な単位である基本的施策・経営的施策（小分野・細分野）と戦略的施策を対象とし、行政内部で計画の進捗状況を検証するとともに、生駒市総合計画審議会において行政内部での検証や総括について審議を行い、各施策の進捗状況を総括し、総合的に評価することとします。

なお、各施策を包括する分野別計画において、基本計画の進行管理と同様に計画の進捗状況を検証している場合にあつては、当該分野別計画の評価をもって、基本計画の各施策の評価とします。

3 計画の見直し

基本計画については、計画の進行管理（モニタリング）をする中で、社会経済情勢の変化や時代の潮流の変化により、実行中の基本計画そのものを見直す特段の必要性が生じた場合には、計画期間の途中であっても基本計画の見直し（オルタレーション）ができることとします。

計画の見直しに当たっては、計画の基本的な構成の範囲内で、進行管理の過程で浮上した課題に応じて計画の記述を見直し、生駒市総合計画審議会に諮った上で、計画を見直すこととします。

第1期基本計画

各論

- 総合計画の体系
- 基本計画 各論の見方
- 基本的施策(小分野111～531)
- 経営的施策(小分野611～614)

総合計画の体系

恒久的目標		概ね20年後の目標（基本構想）	
市民憲章	自治基本条例の 基本理念	将来都市像	大分野（まちづくりの目標）
<p>自然を愛し、人と自然が共生する美しいまちをつくりましょう。</p> <p>お互いに助けあい、心の安らぎあふれるまちをつくりましょう。</p> <p>人権を尊重し、あたたかいまちをつくりましょう。</p> <p>スポーツを楽しむ、健康で活気あふれるまちをつくりましょう。</p> <p>知恵を出しあい、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。</p>	<p>将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまち</p>	<p>自分らしく輝けるステージ・生駒</p>	<p>1 安全で、安心して健康に暮らせるまち</p>
			<p>2 未来を担う子どもたちを育むまち</p>
			<p>3 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち</p>
			<p>4 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち</p>
			<p>5 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち</p>
			<p>6 持続可能な行財政運営を進めるまち</p>

5年後の目標 (基本計画)			
中分野 (施策の大綱)	小分野 (施策)	細分野 (5年後のまち)	
基本的 施策	11 健康づくりの推進と医療サービスの充実	111 健康づくり	① 身体の健康 ② 心の健康
		112 医療	① 地域医療 ② 在宅医療・医療介護連携 ③ 医療保険制度
	12 高齢者の生活を支えるサービスの実施	121 高齢者保健福祉・地域福祉	① 地域包括ケアシステム ② 認知症対策 ③ 地域福祉活動
	13 障がい者の日常生活と社会生活における支援の実施	131 障がい者保健福祉	① 障がい者理解・権利擁護 ② 社会参加・就労支援 ③ 生活支援
	14 地域防災体制の充実	141 防災	① 災害対策 ② 自主防災 ③ 防災体制
		142 消防	① 予防 ② 警防・救助 ③ 救急
	15 生活の安全の確保	151 生活安全	① 交通安全 ② 防犯 ③ 消費者保護
	21 子育て支援の充実	211 母子保健	① 産前産後 ② 育児
		212 子ども・子育て支援	① 保育 ② 就学前教育 ③ 子育て支援
	22 学校教育の充実	221 学校教育	① 学校教育 ② 特別支援教育 ③ 学校施設
		222 青少年	① 健全育成 ② 自立支援
	31 人権の尊重	311 人権・多文化共生	① 人権 ② 多文化共生
		312 男女共同参画	① 共同参画の意識形成 ② 女性活躍推進
	32 市民参画・協働と地域コミュニティの活性化	321 市民協働・地域コミュニティ	① 市民協働・協創 ② 地域活動 ③ 市民活動
	33 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進	331 生涯学習・スポーツ	① 生涯学習 ② 図書館 ③ スポーツ
		332 歴史・文化振興	① 歴史・伝統文化 ② 文化振興・文化活動
	41 適切な土地利用の推進・学研都市との連携	411 住宅環境	① 住環境 ② 住宅性能
		412 都市づくり	① 土地利用 ② 拠点形成・地域形成 ③ 学研都市
	42 交通ネットワークと生活基盤の整備	421 道路・公共交通	① 幹線道路 ② 生活道路 ③ 公共交通
		422 上下水道	① 上水道 ② 下水道
43 低炭素・循環型社会の構築と生活環境の保全	431 低炭素・循環型社会	① 5R ② 再エネ ③ 省エネ	
	432 生活環境	① 地域美化・環境衛生 ② 都市生活型公害対策	
44 緑・水環境の保全と創出	441 緑環境・公園	① 緑の保全 ② 緑の創造 ③ 公園整備	
51 都市ブランドの構築による都市活力の向上	511 都市活力創造	① 都市ブランド形成 ② 公民連携	
52 商工業と観光の振興	521 商工観光	① 企業立地 ② 商工業 ③ 観光	
53 農業の振興	531 農業	① 農地保全 ② 農地活用 ③ 地産地消	
経営的 施策	61 健全で効果的・効率的な行財政運営の推進	611 行政経営	① 行政マネジメント ② 公共施設 ③ EBP M
		612 情報提供・情報利活用	① 情報提供 ② 情報利活用 ③ 情報通信技術の活用
		613 財政経営	① 財政運営 ② 公会計
		614 職員・行政組織	① 人事制度 ② 人材育成 ③ 行政組織

基本計画 各論の見方

基本計画の構成

見開き左ページには、第1期基本計画を掲載しています。第1期基本計画では、小分野のもとに細分野を設定し、細分野ごとに5年後に実現を目指す具体的なまちの姿を目標として掲げるとともに、現状と課題、実現に向けての行政の5年間の主な取組を記載しています。

また、細分野ごとに、市民ができること、事業者ができることを記載しています。

細分野

30の小分野のもと、79の細分野を設定しています。

現状と課題

生駒市における現状と課題を示しています。

行政の5年間の主な取組

第1期基本計画の5年間で実施する行政の主な取組を示しています。

5年後のまち

市民や事業者、行政が共に5年後に実現を目指す将来の暮らしや、まちの姿などを示しています。

市民ができること
事業者ができること
5年後のまちの実現に向けて、市民や事業者に求められる役割を示しています。
(①②の番号は細分野の番号に対応)

用語説明

分かりにくい用語について説明しています。

小分野		1-1-1		健康づくり	
		基本計画			
		5年後のまち	現状と課題	行政の5年間の主な取組	
身体 の健康	① 健(検)診や地域の活動により、一人ひとりが自然に健康に対する関心を持ち、元気で生きがいを持った市民が増えている。	国や県の方針や取組を踏まえながら、平成15(2003)年に健康いこま21を策定し、「みんなで始める市民健康づくり」を理念として、市民一人ひとりが主体的に生活習慣を改善し、健康を維持・増進する取組を支援してきました。しかし、個人の努力や責任に委ねているだけでは健康づくりを進めていくことは難しいことから、平成25(2013)年に、第2期健康いこま21を策定し、市民・地域・行政が一体となって健康づくりのための環境づくりを進め、市民一人ひとりの主体的な取組を支援するだけでなく、誰もが少しでも効果的に取り組むことができるよう「みんなですすめる市民健康づくり」を推進する取組を行っています。 健康寿命の延伸への関心が高まっていますが、健康維持・増進には市民の死亡原因の第1位でもあるがんや生活習慣病 ^{※1} への子どもからの対策が重要であることから、市民一人ひとりが健康づくりに取り組む意識を高め、定期的な健(検)診の受診率向上に向けた取組と適切な食事・運動、たばこ対策が実践できるように、引き続き支援する必要があります。	① 1 特定健康診査 ^{※2} 、各種検診を実施します。(国保医療課・健康課) ② 2 科学的根拠に基づいた(胃・子宮・肺・乳・大腸)検診の実施と精度管理による質の確保及び受診しやすい体制を整えます。(健康課) ③ 3 生活習慣病予防教室や運動教室、各種相談(健康・栄養・運動)、出前講座を実施します。(健康課・国保医療課・スポーツ振興課・教育指導課・地域包括ケア推進課) ④ 4 児童生徒の健康な身体づくりのための教育を行います。(教育指導課) ⑤ 5 健康づくりリーダーの養成にあたって、食育に関する内容を充実させ、人材育成を図ります。(健康課) ⑥ 6 食育ネットワークシステムを設置し、様々な食に関する取組を推進します。(健康課) ⑦ 7 生駒健康ウォーキングマップを活用した歩こう会や地域組織に同マップを活用した運動事業を推進します。(健康課) ⑧ 8 禁煙相談やイベントを開催し、禁煙や受動喫煙防止の啓発を行います。(健康課・環境保全課)		
	② 住民同士の声かけや助け合い活動、相談機関の活用により、心の健康が維持でき、自分らしく生きがいを持ち、安心して暮らすことができている。	現代社会では、ストレスにさらされることが多く、誰もが心の健康を損なう可能性があると言われています。また、本市は全国と比べて低い自殺率ですが、依然として自ら命を絶つという深刻な事態が続いていますので、自殺の危機を早期発見する仕組みづくりが大切です。 また、生涯にわたって、いきいきと暮らすためには、身体だけでなく心の健康も重要であることから、メンタルヘルスの正しい知識の普及と相談機関の周知を図る必要があります。 住民の暮らしに密着した広報・啓発・相談支援など、生きることの包括的支援である自殺対策を推進するとともに、地域のセーフティネット(気付きとつながり)となるゲートキーパー ^{※3} の充足に向けた、幅広い人材の確保と養成が求められています。	② 1 こころの健康相談、自己チェック法等の情報を発信します。(健康課) ② 2 鬱症状の早期発見に向け、実態把握に努めます。(地域包括ケア推進課) ② 3 健康づくりリーダーの養成にあたって、ゲートキーパーに関する内容を充実させ、人材育成を図ります。(健康課) ② 4 多職種を対象に、ゲートキーパー研修を実施し、人材育成を図ります。(健康課) ② 5 生駒市自殺対策計画に基づき、庁内横断的な相談支援体制を整えます。(健康課)		
身体 の健康	■市民ができること ① 自らの健康状態の把握や健康づくりのため、個人レベルで健(検)診や食事、運動等に関心を持ち、積極的に受診する。 ① 一人ひとりが、望まない受動喫煙を防ぐ視点を持つ。 ① 地域に健康づくりの大切さを教えるため、健康づくりリーダーやサポーター等が健康に関する情報(健康づくりの輪)を個人から家族、地域へと広げる。	■事業者ができること ① 事業者は原則屋内禁煙とし、望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙対策を講じる。			
心 の健康	② 悩みや困難を抱えた人を孤立させないため、気になる人を見つけた時に声をかけ、必要時には見守りや相談機関につなげる。	② 各種相談窓口に関する情報を提供する。			

※1 生活習慣病:食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群で、がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、慢性気管支炎、肺炎、脂肪肝、肝硬変、糖尿病も含まれる。

※2 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備軍を減少させるため、40歳~74歳の被保険者等を行う健康診査。

※3 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守り)を図ることができる人のこと。

資料の構成

見開き右ページには、第1期基本計画に関する資料を掲載しています。資料では、細分野ごとに、今後5年間で行政が取り組む具体的な事業や、多様な主体と協創により取り組むこと、5年後のまちの実現度合いを測る指標、関連する主な取組を示しています。

具体的な事業

具体的に実施を予定している事業名を示しています。ただし、予算措置が整わないこと等により、事業が実施できない場合や事業名や事業内容等が変更となる場合があります。

多様な主体との協創

市民、NPO、事業者等とともに価値を共有し、解決策を創造していく「協創」まちづくりを進めていきたいと考えている取組を示しています。

- 1 安全で、安心して健康に暮らせるまち
- 1 健康づくりの推進と医療サービスの充実

資料

具体的な事業	多様な主体との協創	指標						
<p>① 1 特定健康診査等推進事業（国保医療課） 健康増進事業（肝炎ウイルス検診、歯周病検診）（健康課）</p> <p>① 2 各種がん検診事業（健康課） がん検診推進事業（個別通知、コールコール、精密検査未受診者受診再勧奨）（健康課） 広報等による啓発事業（健康課）</p> <p>① 3 各種健康教室、出前講座、個別相談（健康・栄養・運動）（健康課・国保医療課・スポーツ振興課・教育指導課・地域包括ケア推進課） 研究機関との協働（健康課） 医療費分析を活用した医療費適正化・生活習慣病予防につながる取組の研究（国保医療課）</p> <p>① 4 体力向上推進プラン（教育指導課）</p> <p>① 5 健康づくりリーダー養成講座・研修会（健康課）</p> <p>① 6 食育ラウンドテーブル（健康課） 食育ネットワーク（健康課）</p> <p>① 7 運動推進事業（生物健康ウォーキングマップ推進事業、いこみウォーキング倶楽部）（健康課）</p> <p>① 8 たばこ対策（禁煙支援・受動喫煙防止）の推進（健康課・環境保全課）</p>	<p>① 健康の維持・増進につながる運動習慣の定着と健康づくりに対する機運を高めるため、地域組織（老人会等の各種団体）と連携し、運動を推進します。（健康課）</p> <p>① 個人の健康支援のため、地域に密着した見守りや助け合い活動をしている民生・児童委員等と連携し、その人の支援（健康相談・助言等）を行います。（健康課）</p> <p>① 日々の健康づくりを推進するため、健康づくり推進員や生駒商工会議所、学校等と連携し、食育推進や運動推進、たばこ対策を行います。（健康課）</p> <p>① がん検診の質の確保と受診者の増加を図るため、検診委託医療機関と連携し精度管理に基づく検診や受診しやすい環境を整備します。（健康課）</p> <p>② 互いに支えあう地域社会の形成のため、地域組織（自治会等の各種団体）と連携し、地域におけるゲートキーパー養成や健康に関する講座、研修を企画・運営します。（健康課）</p>	<p>① がん検診精密検査受診率（%）</p> <p>② 自殺死亡率（人/10万人）</p>						
<p>要精検者（本市のがん検診で精密検査が必要とされた人）のうち、精密検査を受けた人の割合。 がん対策推進基本計画（第3期）、第3期奈良県がん対策推進計画での目標90%以上（令和5）を目標とします。（健康課）</p> <p>人口10万人当たりの自殺者数。厚生労働省自殺対策推進室において、警察庁から提供を受けた自殺データに基づき集計。 生駒市自殺対策計画での目標10.7人以下（令和5）を目標とします。（健康課）</p>								
<p>■関連する主な取組</p> <table border="1"> <tr> <td>身体の健康</td> <td>331 生涯学習・スポーツ</td> <td>【生活習慣病予防】 ③ 1 市民が身近な地域で気軽にスポーツ活動を行えるよう総合型地域スポーツクラブの活動内容等の周知啓発を行うとともに、各地域の実情に応じたクラブを育成します。（スポーツ振興課）</td> </tr> <tr> <td>心の健康</td> <td>221 学校教育</td> <td>【自殺対策】 ④ 4 すべての生命を尊重し、自己有用感と相互理解を高めるための心の教育を充実します。（教育指導課）</td> </tr> </table>			身体の健康	331 生涯学習・スポーツ	【生活習慣病予防】 ③ 1 市民が身近な地域で気軽にスポーツ活動を行えるよう総合型地域スポーツクラブの活動内容等の周知啓発を行うとともに、各地域の実情に応じたクラブを育成します。（スポーツ振興課）	心の健康	221 学校教育	【自殺対策】 ④ 4 すべての生命を尊重し、自己有用感と相互理解を高めるための心の教育を充実します。（教育指導課）
身体の健康	331 生涯学習・スポーツ	【生活習慣病予防】 ③ 1 市民が身近な地域で気軽にスポーツ活動を行えるよう総合型地域スポーツクラブの活動内容等の周知啓発を行うとともに、各地域の実情に応じたクラブを育成します。（スポーツ振興課）						
心の健康	221 学校教育	【自殺対策】 ④ 4 すべての生命を尊重し、自己有用感と相互理解を高めるための心の教育を充実します。（教育指導課）						

指標

「5年後のまち」の実現に向けて、その達成度合いを測る「ものさし」で、数値化が可能な指標として、その分野で代表的なものを設定しています。

目指す値は市民、事業者、行政等が共に取り組むことで達成を目指す値で、第1期基本計画の目標年次である令和5年度までの各年度の目指す値を示しています。

関連する主な取組

「5年後のまち」の実現に向けて関連する他の小分野における主な取組を示しています。

関連する小分野間で連携を図りながら取組を進めます。

関連する主な分野別計画 健康いこま21・生駒市食育推進計画・生駒市国民健康保険特定健康診査等実施計画
生駒市国民健康保険健康事業実施計画（ゲートヘルス計画）・生駒市自殺対策計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
身体の健康	① 健（検）診や地域の活動により、一人ひとりが自然に健康に対する関心を持ち、元気で生きがいを持った市民が増えている。	<p>国や県の方針や取組を踏まえながら、平成 15(2003)年に健康いこま 21 を策定し、「みんなで始める市民健康づくり」を理念として、市民一人ひとりが主体的に生活習慣を改善し、健康を維持・増進する取組を支援してきました。しかし、個人の努力や責任に委ねているだけでは健康づくりを進めていくことは難しいことから、平成 25(2013)年に、第 2 期健康いこま 21 を策定し、市民・地域・行政が一体となって健康づくりのための環境づくりを進め、市民一人ひとりの主体的な取組を支援するだけでなく、誰もが少しでも効果的に取り組むことができるよう「みんなですすめる市民健康づくり」を推進する取組を行っています。</p> <p>健康寿命の延伸への関心が高まっていますが、健康維持・増進には市民の死亡原因の第 1 位でもあるがんや生活習慣病^{※1}への子どもの頃からの対策が重要であることから、市民一人ひとりが健康づくりに取り組む意識をより高め、定期的な健（検）診の受診率向上に向けた取組と適切な食事・運動、たばこ対策が実践できるように、引き続き支援することが必要です。</p>	<p>① 1 特定健康診査^{※2}、各種検診を実施します。（国保医療課・健康課）</p> <p>① 2 科学的根拠に基づくがん（胃・子宮・肺・乳・大腸）検診の実施と精度管理による質の確保及び受診しやすい体制を整えます。（健康課）</p> <p>① 3 生活習慣病予防教室や運動教室、各種相談（健康・栄養・運動）、出前講座を実施します。（健康課・国保医療課・スポーツ振興課・教育指導課・地域包括ケア推進課）</p> <p>① 4 児童生徒の健康な身体づくりのための教育を行います。（教育指導課）</p> <p>① 5 健康づくりリーダーの養成にあたって、食育に関する内容をより充実させ、人材育成を図ります。（健康課）</p> <p>① 6 食育ネットワークシステムを設置し、様々な食に関する取組を推進します。（健康課）</p> <p>① 7 生駒健康ウォーキングマップを活用した歩こう会や地域組織に同マップを活用した運動事業を推進します。（健康課）</p> <p>① 8 禁煙相談やイベントを開催し、禁煙や受動喫煙防止の啓発を行います。（健康課・環境保全課）</p>
心の健康	② 住民同士の声かけや助け合い活動、相談機関の活用により、心の健康が維持でき、自分らしく生きがいを持ち、安心して暮らすことができている。	<p>現代社会では、ストレスにさらされることが多く、誰もが心の健康を損なう可能性があると言われています。また、本市は全国と比べて低い自殺率ですが、依然として自ら命を絶つという深刻な事態が続いていますので、自殺の危機を早期発見する仕組みづくりが大切です。</p> <p>また、生涯にわたって、いきいきと暮らすためには、身体の健康だけでなく心の健康も重要であることから、メンタルヘルスの正しい知識の普及と相談機関の周知を図る必要があります。</p> <p>住民の暮らしに密着した広報・啓発・相談支援など、生きることの包括的支援である自殺対策を推進するとともに、地域のセーフティネット（気付きとつながり）となるゲートキーパー^{※3}の充足に向けた、幅広い人材の確保と養成が求められています。</p>	<p>② 1 こころの健康相談、自己チェック法等の情報を発信します。（健康課）</p> <p>② 2 鬱症状の早期発見に向け、実態把握に努めます。（地域包括ケア推進課）</p> <p>② 3 健康づくりリーダーの養成にあたって、ゲートキーパーに関する内容をより充実させ、人材育成を図ります。（健康課）</p> <p>② 4 多職種を対象に、ゲートキーパー研修を実施し、人材育成を図ります。（健康課）</p> <p>② 5 生駒市自殺対策計画に基づき、庁内横断的な相談支援体制を整えます。（健康課）</p>
	■ 市民ができること	■ 事業者ができること	
身体の健康	<p>① 自らの健康状態の把握や健康づくりのため、個人レベルで健（検）診や食事、運動等に関心を持ち、積極的・定期的な受診する。</p> <p>① 一人ひとりが、望まない受動喫煙を防ぐ視点を持つ。</p> <p>① 地域に健康づくりの大切さを教えるため、健康づくりリーダーやサポーター等が健康に関する情報（健康づくりの輪）を個人から家族、地域へと広げる。</p>	<p>① 事業者は原則屋内禁煙とし、望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙対策を講じる。</p>	
心の健康	<p>② 悩みや困難を抱えた人を孤立させないため、気になる人を見かけた時に声をかけ、必要時には見守りや相談機関につなげる。</p>	<p>② 各種相談窓口に関する情報を提供する。</p>	

※1 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群で、がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病も含まれる。

※2 特定健康診査：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備軍を減少させるため、40歳～74歳の被保険者等に行う健康診査。

※3 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 特定健康診査等推進事業（国保医療課） 健康増進事業（肝炎ウイルス検診、歯周病検診）（健康課） ① 2 各種がん検診事業（健康課） がん検診推進事業（個別通知、コールリコール、精密検査未受診者受診再勧奨）（健康課） 広報等による啓発事業（健康課） ① 3 各種健康教室、出前講座、個別相談（健康・栄養・運動）（健康課・国保医療課・スポーツ振興課・教育指導課・地域包括ケア推進課） 研究機関との協働（健康課） 医療費分析を活用した医療費適正化・生活習慣病予防につながる取組の研究（国保医療課） ① 4 体力向上推進プラン（教育指導課） ① 5 健康づくりリーダー養成講座・研修会（健康課） ① 6 食育ラウンドテーブル（健康課） 食育ネットワーク（健康課） ① 7 運動推進事業（生駒健康ウォーキングマップ推進事業・いこマイウォーキング倶楽部）（健康課） ① 8 たばこ対策（禁煙支援・受動喫煙防止）の推進（健康課・環境保全課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康の維持・増進につながる運動習慣の定着と健康づくりに対する機運を高めるため、地域組織（老人会等の各種団体）と連携し、運動を推進します。（健康課） ① 個人の健康支援のため、地域に密着した見守りや助け合い活動をしている民生・児童委員等と連携し、その人の支援（健康相談・助言等）を行います。（健康課） ① 日々の健康づくりを推進するため、健康づくり推進員や生駒商工会議所、学校等と連携し、食育推進や運動推進、たばこ対策を行います。（健康課） ① がん検診の質の確保と受診者の増加を図るため、検診委託医療機関と連携し精度管理に基づく検診や受診しやすい環境を整備します。（健康課） 	<p>① がん検診精密検査受診率（%）</p> <p>要精検者（本市のがん検診で精密検査が必要とされた人）のうち、精密検査を受けた人の割合。 がん対策推進基本計画（第3期）、第3期奈良県がん対策推進計画での目標 90%以上（令和5）を目指します。（健康課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 こころの健康相談「はーとほっとルーム」（健康課） メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」（健康課） ② 2 元気度チェックの実施及び未返送者の実態把握（地域包括ケア推進課） ② 3 健康づくりリーダー養成講座・研修会（健康課） ② 4 ゲートキーパー研修会（健康課） ② 5 生駒市自殺対策計画の推進（健康課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 互いに支えあう地域社会の形成のため、地域組織（自治会等の各種団体）と連携し、地域におけるゲートキーパー養成や健康に関する講座・研修を企画・運営します。（健康課） 	<p>② 自殺死亡率（人／10万人）</p> <p>人口 10 万人当たりの自殺者数。厚生労働省自殺対策推進室において、警視庁から提供を受けた自殺データに基づき集計。 生駒市自殺対策計画での目標 10.7 人以下（令和5）を目指します。（健康課）</p>

小分野
1-1-1
健康づくり

■関連する主な取組		
身体の健康	331 生涯学習・スポーツ	<p>【生活習慣病予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 1 市民が身近な地域で気軽にスポーツ活動を行えるよう総合型地域スポーツクラブの活動内容等の周知啓発を行うとともに、各地域の実情に応じたクラブを育成します。（スポーツ振興課）
心の健康	221 学校教育	<p>【自殺対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 4 すべての生命を尊重し、自己有用感と相互理解を高めるための心の教育を充実します。（教育指導課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
地域医療	① 市立病院や地域の医療機関が連携し、救急医療をはじめとする地域医療体制の整備が進んでいる。	<p>平成 27(2015)年に開院した生駒市立病院は地域医療の充実に向けて取組を進めています。また、県では、令和 7(2025)年を目標年次とした地域医療構想に基づき、本市を含む西和医療圏内の医療機関が担う役割についての話し合いが始まっています。</p> <p>一方、本市における地域医療の現況等について、救急医療では、軽症患者の搬送件数が多く、また、重症傷病者の搬送困難症例が全国に比較して多くなっています。小児二次医療では、救急を含め、市外医療機関に依存しています。入院医療では、脳卒中や虚血性心疾患等迅速な治療の開始が、予後に大きく影響するため、生活圏内で治療を受けることが望ましいですが、入院先の約半数が市外医療機関となっています。</p> <p>以上のような現状を踏まえ、地域の医療機関の連携による地域医療のさらなる充実に向けた取組が必要となっています。</p>	<p>① 1 市民のニーズや地域医療の現状把握を進め、それらの分析に基づき医療需要に適合した医療提供体制を構築するため、地元医師会をはじめ、地域の医療機関との連携・協力体制の整備に取り組みます。(地域医療課)</p> <p>① 2 救急搬送データをもとに、病連携の強化をはじめとする救急医療の充実のための取組を進めます。(地域医療課)</p> <p>① 3 一次救急医療^{※1}における拠点的な役割を果たす生駒メディカルセンター休日夜間応急診療所を運営します。(健康課)</p> <p>① 4 市内の救急医療体制等に関する情報を提供します。(健康課)</p> <p>① 5 望ましい救急外来の利用に関する知識の普及啓発を図ります。(健康課)</p> <p>① 6 市立病院において、二次救急医療(小児二次救急を含む)を充実します。(地域医療課)</p>
在宅医療・医療介護連携	② 在宅医療の充実とともに医療機関と介護事業所等との連携によって質の高い医療・介護サービスが包括的に提供される体制が確保されている。	<p>市民が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていることができるよう、地域包括ケアシステム^{※2}の構築が求められています。そのためには、在宅医療の充実とともに、医療・介護の連携強化が重要な課題となります。医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えるためには、入院時の情報共有、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面での連携を促進する支援体制の整備が必要です。</p> <p>このような背景を踏まえ、平成 28(2016)年に生駒市医療介護連携ネットワーク協議会を立ち上げ、医療や介護に携わる多職種で構成する在宅医療介護推進部会と認知症対策部会を設置し、生駒市在宅医療介護連携の方針を策定しました。</p> <p>策定後は方針に則って、入退院調整マニュアルや相談窓口等優先度の高い順に具体的に取組を進めているところですが、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7(2025)年を目途に医療・介護の連携強化をさらに進めていく必要があります。</p>	<p>② 1 地元医師会をはじめ地域の医療機関や介護事業所との連携・協力のもと、地域の医療介護連携の実態把握や課題の検討、施策の立案を行います。(地域医療課・地域包括ケア推進課・介護保険課・健康課)</p> <p>② 2 地元医師会をはじめ地域の医療機関や介護事業所との連携・協力のもと、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築や医療・介護関係者の情報共有の支援、相談支援、関係市町村との連携を推進します。(地域医療課・地域包括ケア推進課・介護保険課・健康課)</p> <p>② 3 地元医師会をはじめ地域の医療機関や介護事業所との連携・協力のもと、医療・介護従事者を対象とした多職種連携研修や市民への普及啓発を推進します。(地域医療課・地域包括ケア推進課・介護保険課・健康課)</p> <p>② 4 市立病院において、在宅患者の急変時に受け入れできる後方支援体制の構築を目指します。(地域医療課)</p>
医療保険制度	③ 医療費削減に向けた一人ひとりの意識向上のもと、国民健康保険制度が安定的に運営され、誰もが安心して医療を受けている。	<p>人口減少、75 歳以上人口の増加に伴う被保険者数の減少により国民健康保険税収が減少する一方で、高齢化や高額医薬品等の影響により、一人当たりの医療費の増加が見込まれます。</p> <p>このような状況において、平成 30(2018)年度から、県が財政運営の責任主体となり、県単位で安定的な財政運営と効率的な事業運営を推進する取組が行われています。</p> <p>今後は、県との連携をより一層強化し、医療費削減のため、医療費適正化に取り組むことが必要です。</p>	<p>③ 1 ジェネリック医薬品差額通知を送付して、普及率向上を目指します。(国保医療課)</p> <p>③ 2 医療費通知を送付して、医療費適正化に向け啓発します。(国保医療課)</p> <p>③ 3 県と連携を図り、糖尿病の重症化リスクの高い者に対し糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施し、保健指導を行います。(国保医療課)</p> <p>③ 4 生活習慣病予防のため、生活習慣の改善を目指した取組を行います。(国保医療課・健康課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
地域医療	<p>① 地域の医療体制を把握するなど地域医療への関心を持ち、適正な受診を心掛ける。</p> <p>① 救急車の適正利用に努める。</p> <p>① 自らの健康を守るため、健康診査等を積極的に受診し、日頃から健康管理を行う。</p>	<p>① 病連携、病診連携等、医療機関相互の連携の強化に努める。</p> <p>① 救急搬送ルールを適切に運用し、救急患者を断らない医療体制を構築する。</p> <p>① 救急等人員の確保(小児二次救急含む)に努める。</p> <p>① 患者の立場を尊重し、医療に関する必要な説明、情報の提供を行い、患者との信頼関係を築く。</p>
在宅医療・医療介護連携	<p>② 近くの開業医がかかりつけ医に持つなど、緊急時に迅速な対処ができるように備えておく。</p> <p>② 在宅医療・介護等の講演会に参加するなど情報を収集し、関心を持つ。</p>	<p>② 医療・介護のネットワークを強化し、顔の見える関係を構築する。</p> <p>② 多職種連携研修や講演会に参加し、在宅療養に関するケアの向上や市民ニーズの把握に努める。</p>
医療保険制度	<p>③ ジェネリック医薬品の利用、重複受診の見直し等により医療費削減に努めるとともに、バランスの取れた食生活や適度な運動等により、生活習慣病予防に取り組む。</p>	<p>③ ジェネリック医薬品を薬局に適切に配置するとともに、処方医と連携の上、ジェネリック医薬品の使用を推進する。</p> <p>③ 投薬数の多い患者に対して声かけをし、自宅等にある残薬を有効活用する。</p>

※1 一次救急医療:入院の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者に対応する救急医療のこと。入院治療を必要とする患者に対応する救急医療は二次救急医療、二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者に対する救急医療を三次救急医療と呼ぶ。

※2 地域包括ケアシステム:小分野 1-2-1 参照

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<p>① 1 市内病院等との意見交換・情報共有（地域医療課） 市民ニーズの高い分野に関する医療講演会等の開催（地域医療課）</p> <p>① 2 市内病院等との意見交換・情報共有（地域医療課）</p> <p>① 3 休日夜間応急診療事業（健康課）</p> <p>① 4 広報紙や応急診療担当病院の電話による自動音声案内（健康課）</p> <p>① 5 ホームページや広報紙での啓発（健康課）</p> <p>① 6 市内内科系二次・外科系一次二次輪番体制及び奈良県北和地区小児科病院輪番体制への参加（地域医療課）</p>	<p>① 市民に救急医療を含む地域医療に関する理解や知識を深めてもらうため、医療講演会等への参加を求めます。（地域医療課）</p> <p>① 救急患者を断らない医療体制を充実させるため、一次救急医療機関の生駒メディカルセンター、二次救急医療機関の輪番制参加病院及び市内三次救急医療機関と意見交換等を行い、連携を強化します。（地域医療課）</p> <p>① 救急医療体制を充実させるため、奈良県北和地区小児科病院輪番体制への参加等、県と情報共有し、連携します。（地域医療課）</p>	<p>① 市内救急搬送率・小児科患者市内救急搬送率（％）</p> <p>本市消防本部が救急搬送した患者（小児科へ救急搬送した患者）のうち市内医療機関へ救急搬送した割合。令和5年度に80%（小児科患者については55%）となることを目指します。（地域医療課・警防課） ※市内医療機関には、西奈良中央病院及び奈良西部病院を含む。</p>
<p>② 1 生駒市医療介護連携ネットワーク協議会を中心とした在宅医療・介護連携推進事業におけるPDCAサイクルの確立（地域医療課・地域包括ケア推進課・介護保険課・健康課）</p> <p>② 2 入退院調整マニュアル、生駒市医療・介護・介護予防情報ナビ、在宅医療・介護連携に係る相談窓口の運用、やまと西和ネットの普及・推進の支援（地域医療課・地域包括ケア推進課・介護保険課・健康課）</p> <p>② 3 在宅医療と介護の連携強化に関する多職種連携研修、市民向け講演会の開催、リーフレット発行（地域医療課・地域包括ケア推進課・介護保険課・健康課）</p> <p>② 4 市立病院における在宅支援機能の充実（地域医療課）</p>	<p>② 住み慣れたわが家で自分らしく暮らすことができるよう、在宅医療や認知症ケアへの理解を深めるために、市民や医療介護事業者向けに講演会やフォーラムへの参加を求めます。（地域医療課・地域包括ケア推進課）</p> <p>② 入退院調整マニュアルをよりよく運用するために、市内医療機関、介護事業所等と連携します。また、在宅医療・介護連携を促進するため、相談支援について、生駒メディカルセンターとの連携を強化します。（地域医療課）</p> <p>② 病院から地域へとシームレスに在宅医療へ移行できるように、エリアをまたぐ入退院調整を要する場合、エリアごとに運用が異なる入退院調整マニュアルの広域調整について、県と連携します。（地域医療課）</p>	<p>② 入院時情報提供率・退院調整率（％）</p> <p>介護支援専門員等から病院へ入院の情報提供をした割合と市内病院から介護支援専門員等へ退院調整の連絡があった割合。入退院時のルールの履行状態を示すもので、令和5年度に90%となることを目指します。（地域医療課）</p>
<p>③ 1 ジェネリック医薬品差額通知事業（国保医療課） ジェネリック医薬品推奨薬局制度（国保医療課）</p> <p>③ 2 医薬品の適正使用促進（重複・多剤投与、残薬対策）（国保医療課） 療養費の点検、調査（国保医療課）</p> <p>③ 3 糖尿病性腎症重症化予防プログラム（国保医療課）</p> <p>③ 4 各種健康教室、出前講座、個別相談（健康・栄養・運動）（国保医療課・健康課）</p>	<p>③ 市民に健康増進と医療費削減を目的とした、保健事業への参加を求めます。（国保医療課）</p> <p>③ 県単位での保健事業の実施にあたって、県、国民健康保険団体連合会、国保事務支援センターとの連携を強化します。（国保医療課）</p>	<p>③ 国保被保険者一人当たりの医療費（円）</p> <p>医療費（療養の給付費、療養費、移送費）/平均被保険者数。平成27～29年度の医療費の平均伸び率は3.02%ですが、引き続き医療費適正化の取組により、伸び率3.00%以下を目指します。（国保医療課）</p>

■関連する主な取組		
地域医療	142 消防	<p>【救急医療に対する意識啓発】</p> <p>③ 1 ホームページや広報紙等を利用した救急車の適正な利用の啓発活動を行います。（警防課・消防署）</p> <p>③ 2 市民に応急手当の方法を身に付けてもらうために救命講習会を開催します。（警防課）</p>
在宅医療・医療介護連携	121 高齢者保健福祉・地域福祉	<p>【在宅医療・介護連携】</p> <p>① 3 在宅医療・介護連携を推進します。（地域包括ケア推進課・地域医療課・健康課・介護保険課）</p>
医療保険制度	111 健康づくり	<p>【医療費適正化】</p> <p>① 1 特定健康診査、各種検診を実施します。（国保医療課・健康課）</p>

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
地域包括ケアシステム ※1	① 自助・互助・共助・公助のバランスの取れた包括的な支援・サービスの整備が進んでいる。	<p>高齢化の急速な進行に伴い、地域の中での支え合いの仕組みづくりの強化や自立支援、重度化防止への取組が重要となってきています。</p> <p>また、介護サービスの需要に即した将来にわたる介護人材の確保、医療や介護ニーズの高い人々の在宅生活の支援等を含め、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めている途上にあります。</p> <p>特に令和3(2021)年を境に、後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、令和7(2025)年には高齢化率が29.4%(3.4人に1人)、高齢者のうち後期高齢者は60.2%となる見込みであることから、要介護認定率の上昇、虚弱高齢者・認知症高齢者の増加に対応できる保険者機能の強化、専門職のケアの向上、自助や互助の取組推進等、包括的な体制整備が急務です。</p> <p>また、平成30(2018)年の生活困窮者自立支援法の改正により、生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援が求められています。</p>	<p>① 1 介護予防・日常生活支援総合事業を充実します。(地域包括ケア推進課)</p> <p>① 2 自立支援に向けた介護予防・重度化防止を進めます。(地域包括ケア推進課)</p> <p>① 3 在宅医療・介護連携を推進します。(地域包括ケア推進課・地域医療課・健康課・介護保険課)</p> <p>① 4 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。(地域包括ケア推進課・高齢施策課・市民活動推進課)</p> <p>① 5 介護に取り組む家族等の支援を充実します。(地域包括ケア推進課・高齢施策課)</p> <p>① 6 介護人材の確保や介護サービスの適正な整備に努めます。(地域包括ケア推進課・介護保険課)</p> <p>① 7 保険者機能を強化し、介護保険制度の適正化に努めます。(介護保険課・地域包括ケア推進課)</p> <p>① 8 生活困窮者の自立に向けた支援の充実を図ります。(保護課)</p>
認知症対策	② 認知症高齢者や家族を支える支援体制が進んでいる。	<p>高齢化が進む中、認知症高齢者数も増え、要介護認定者のうち、約52%が内服や金銭管理が困難となっています。</p> <p>徘徊の恐れのある高齢者の登録者数は、平成26(2014)年度末の70人に比べ、平成29(2017)年度末には152人と217%増加となっています。このような状況下、認知症の正しい理解の促進、認知症の早期発見・早期受診や治療、認知症ケアの充実や認知症を有していても安心して外出できる見守り体制の構築等に努めているものの、さらに認知症に関する理解の促進に向けた施策を充実する必要があります。</p>	<p>② 1 認知症に関する理解を深めるための普及啓発を充実します。(地域包括ケア推進課)</p> <p>② 2 認知症の早期発見・早期受診・早期治療・重度化遅延に向けた取組を進めます。(地域包括ケア推進課)</p> <p>② 3 多職種連携研修会の開催等、認知症ケアの向上に関する取組を充実します。(地域包括ケア推進課・地域医療課・介護保険課・健康課)</p> <p>② 4 認知症本人や家族に対するケアの充実に向けた取組を強化します。(地域包括ケア推進課・介護保険課)</p> <p>② 5 認知症高齢者および家族の安心・安全を確保するために地域の見守りネットワークの構築を進めます。(地域包括ケア推進課)</p> <p>② 6 認知症高齢者の権利擁護への取組を進めます。(地域包括ケア推進課・高齢施策課)</p>
地域福祉活動	③ 地域住民が地域福祉活動に参加しやすい環境が整い、住民同士の支え合いが広がっている。	<p>誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、地域で支え合う意識の醸成を高め、高齢者の安心・安全が確保できる仕組みの構築に取り組んでいます。</p> <p>特に、高齢者が互いに支える仕組みづくりに向け、自治会、老人クラブ連合会、民生委員等と連携強化に努めています。</p> <p>住民主体の通いの場の創出については、小地域を単位に平成27(2015)年度末の50ヶ所から平成29(2017)年度末には110ヶ所に増加しているものの、担い手の高齢化等が課題となりつつあります。また、高齢者の生きがいづくりの場として、シルバー人材センターにおいても活動内容を充実し、社会参加の場の促進に努めています。</p> <p>今後は、さらに地域福祉活動が効果的に機能するように、関係機関・者との連携を強化し、地域福祉の充実を図る必要があります。</p>	<p>③ 1 自治会、老人クラブ連合会、民生委員等と連携強化し、通いの場の拡充を図ります。(高齢施策課・地域包括ケア推進課)</p> <p>③ 2 地域福祉活動が効果的に機能するよう、他の関係機関と役割を分担しながら、連携強化します。(高齢施策課・地域包括ケア推進課・生涯学習課)</p> <p>③ 3 高齢者が生きがいをもって働ける場の拠点となるシルバー人材センターの活性化に向けて支援するとともに、高齢者就労に関する情報提供を行います。(高齢施策課・商工観光課・地域包括ケア推進課)</p> <p>③ 4 高齢者の閉じこもりや孤立防止等の支援を行います。(高齢施策課・地域包括ケア推進課)</p> <p>③ 5 高齢者の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の整備を進めます。(高齢施策課)</p> <p>③ 6 高齢者の外出支援や生活支援に取り組みます。(高齢施策課・地域包括ケア推進課)</p>
	■ 市民ができること	■ 事業者ができること	
地域包括ケアシステム	① 地域活動団体を創出する。	① 自立支援・重度化防止に向けた実践を強化する。	
認知症対策	② 認知症について理解を深め、認知症本人及び家族の不安・困惑・混乱・苦悩等を感じとり、地域の中で温かく支える・見守る役割を持つ。	② 認知症について理解を深める啓発活動を実施する。 ② 行方不明高齢者検索ネットワークシステムへ登録する。	
地域福祉活動	③ 地域福祉活動の担い手養成・育成に係る講座に参加する。 ③ 避難支援員を選定する。 ③ 1人暮らし高齢者を把握し支援する。	③ 配食や宅配事業を通じて、安否確認や見守りを行う。	

※1 地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業（地域包括ケア推進課） ① 2 地域ケア会議（Ⅰ～Ⅳ）の開催（地域包括ケア推進課） ① 3 在宅医療介護連携ネットワーク協議会、在宅医療介護推進部会、認知症対策部会の運営、多職種連携研修等の実施（地域包括ケア推進課・地域医療課・健康課・介護保険課） ① 4 生活支援体制整備事業（地域包括ケア推進課・市民活動推進課） ① 5 災害時要援護者避難支援事業（高齢施策課） ① 5 家族介護者教室の開催（地域包括ケア推進課） ① 5 家族介護用品支給事業（高齢施策課） ① 6 介護人材確保事業（地域包括ケア推進課・介護保険課） ① 6 地域包括ケア推進大会の開催（地域包括ケア推進課） ① 6 介護サービス施設の整備（介護保険課） ① 7 介護給付適正化事業（介護保険課・地域包括ケア推進課） ① 8 生活困窮者自立相談支援事業（保護課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護予防・生きがいづくり等に向け、市民ボランティア等と協働し、介護予防教室等を積極的に展開します。（地域包括ケア推進課） ① 地域における助け合い・支え合いの取組の充実のため、地域住民と連携し小学校区単位での高齢者を中心とした協議体（第2層協議体）の設置に取り組みます。（地域包括ケア推進課） 	<p>① 介護予防・日常生活支援総合事業参加人数(人)</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業への参加人数（累計）。後期高齢者の増加に対応するため、一般介護予防事業を中心に介護予防日常生活支援総合事業の充実を目指します。（地域包括ケア推進課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 認知症サポーター養成講座や認知症キャラバンメイトの育成（地域包括ケア推進課） ② 2 物忘れ相談事業（地域包括ケア推進課） ② 3 生駒市医療介護連携ネットワーク協議会、認知症対策部会の運営（地域包括ケア推進課・地域医療課・介護保険課・健康課） ② 4 家族介護教室の開催（地域包括ケア推進課） ② 4 地域ケア会議の実施（地域包括ケア推進課・介護保険課） ② 4 グループホームの整備（介護保険課） ② 5 認知症カフェの設置（地域包括ケア推進課） ② 6 権利擁護支援センター事業（高齢施策課） ② 6 権利擁護業務の実施（地域包括ケア推進課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 認知症本人及びその家族のちよとした支えとなるため、認知症支援隊を養成します。（地域包括ケア推進課） ② 住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるため、地域住民と共に認知症予防の取組を促進します。（地域包括ケア推進課） 	<p>② 認知症サポーター養成人数（人）</p> <p>認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する人（サポーター）の養成人数（累計）。今後、養成講座等を実施し、年間750人のサポーターを養成することを目指します。（地域包括ケア推進課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ③ 1 老人クラブ連合会への補助事業（高齢施策課） ③ 1 出前講座の充実（地域包括ケア推進課） ③ 2 地域ねつとの集い開催（地域包括ケア推進課） ③ 2 社会福祉協議会への補助事業（高齢施策課） ③ 2 高齢者生涯学習推進事業（生涯学習課） ③ 3 シルバー人材センターへの補助事業（高齢施策課） ③ 3 就労セミナーの開催（商工観光課・地域包括ケア推進課） ③ 3 スキルを持った高齢者に対するテレワーク&インキュベーションセンター活用の推進（商工観光課） ③ 4 ひとり暮らし高齢者調査（高齢施策課） ③ 4 友愛訪問事業（高齢施策課） ③ 4 いきいき百歳体操の拡大（地域包括ケア推進課） ③ 5 緊急通報システム（高齢施策課） ③ 5 災害時要援護者避難支援事業（高齢施策課） ③ 6 高齢者交通費等助成事業（高齢施策課） ③ 6 介護予防・日常生活支援総合事業（地域包括ケア推進課） ③ 6 介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業（地域包括ケア推進課） 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 地域の見守り・支え合いの活動の充実のため、近隣とのつながりを強化します。（高齢施策課） ③ 自然災害発生時の支援のため、地域と協力し避難支援員を選定します。（高齢施策課） ③ 地域における見守り活動の充実のため、事業者と地域福祉活動について連携します。（高齢施策課・地域包括ケア推進課） 	<p>③ 住民主体の「通いの場」の数（箇所）</p> <p>住民主体の通いの場（いきいき百歳体操、サロン）の実施箇所数（累計）。高齢者が地域で日常的に交流できる場を増やすことで、健康づくりや介護予防への関心を高めます。（地域包括ケア推進課）</p>

小分野
1-2-1

高齢者保健福祉・地域福祉

■関連する主な取組		
地域包括ケアシステム	112 医療	【医療介護連携の推進】 ② 2 地元医師会をはじめ地域の医療機関や介護事業所との連携・協力のもと、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築や医療・介護関係者の情報共有の支援、相談支援、関係市町村との連携を推進します。（地域医療課・地域包括ケア推進課・介護保険課・健康課）
認知症対策	321 市民協働・地域コミュニティ	【認知症高齢者や家族を支える支援体制の構築】 ③ 3 市民活動を活発にするための各種講座等を実施します。（市民活動推進センター）
地域福祉活動	141 防災	【誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現】 ② 1 地域の特性を踏まえ、避難所・緊急避難場所を中心とした複数の地域が合同で行う訓練を実施します。（防災安全課・市民活動推進課）

関連する主な分野別計画 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ・生駒市高齢者保健福祉計画・生駒市介護保険事業計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
障がい者理解・権利擁護	① すべての市民が障がいについて理解し、人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会づくりが進んでいる。	障がい者等にとって障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを除去していかなければなりません。今後ますます多様化し、増大する福祉ニーズに対応するためには、ノーマライゼーション ^{※1} の理念に基づき、市民の相互支援、ボランティア活動が機能していることが重要になります。自助、共助、公助の考え方が根付き、地域住民が一体となり、助け合える、話し合える、分かち合える地域社会を構築することが望まれます。 障がい者理解や権利擁護に向けた取組を進めてきましたが、今後も継続して、すべての市民が障がいについて理解し、障がい者と共に生きる社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。	① 1 障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進します。(障がい福祉課) ① 2 市民自らができることとして、共助の担い手となる地域福祉活動に取り組める体制を整備します。(障がい福祉課) ① 3 権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる体制の充実を図ります。(障がい福祉課) ① 4 障がい者に対する虐待の未然防止や発生時の早期対応に取り組めます。(障がい福祉課)
社会参加・就労支援	② 障がい者の生きがいある生活と社会参加が進んでいる。	人口減少社会を迎え、事故や病気による中途障がい者の雇用継続や社会復帰の重要性が高まっている中、障がい者の社会参加や就労支援を進めてきました。 今後も継続して、障がい者の生きがいある生活と社会参加の実現に向けた取組を進めていく必要があります。	② 1 障がい者の社会参加の機会の充実とともに社会参加に必要な移動支援や情報提供等の充実を図ります。(障がい福祉課) ② 2 障がい者が、その適性と能力に応じて多様な働き方ができるよう、総合的な就労支援に取り組めます。(障がい福祉課・人事課・商工観光課・農林課・みどり公園課)
生活支援	③ 障がい者が住み慣れた地域の中で、自立して安心した生活ができる取組が進んでいる。	高齢化の進行やストレス社会の広がりの中、障がい者数の増加や障がいの重度・重複化が起きています。また、誰もが住み慣れた地域で家族と関わりながら、自立して安心した生活を継続できる仕組みづくりも求められています。 核家族化や介護する家族の高齢化等による家族介護力の低下や、親亡き後の問題の深刻化に対し、生活支援や相談支援等を進めてきましたが、今後も継続して、地域が一体となって支える体制の整備に向けた取組を進めていく必要があります。	③ 1 障がい者の自立や生活支援、障がい児の通所支援のサービスの量的・質的な充実を図ります。(障がい福祉課) ③ 2 相談機能の充実を図るとともに各関係機関が連携した支援体制を整えます。(障がい福祉課) ③ 3 障がい者の福祉、医療、教育、雇用に関わる関係者・関係機関、障がい者団体等の相互連携により、地域課題の解決に向けた協議と課題解決に取り組めます。(障がい福祉課) ③ 4 ひとり暮らし障がい者や重度障がい者への地域での生活を支援する拠点として、地域生活支援拠点機能の充実を図ります。(障がい福祉課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
障がい者理解・権利擁護	① 障がい者や障がい特性の理解を深める。 ① 積極的にボランティア活動に参加するなど地域でお互いに助け合う。	① 障がい者理解を深める啓発活動を行う。 ① 積極的にボランティア活動に参加するなど地域でお互いに助け合う。
社会参加・就労支援	② 障がい者が地域活動に参加しやすい体制を整備する。 ② 授産品を購入する。	② 障がい者の自立支援のため就労機会を確保する。 ② 就労体験の場を提供する。
生活支援	③ 障がい者に対する地域での見守り支援や関係機関への情報提供に協力する。	③ 障がい者に対する合理的配慮を行う。 ③ 福祉事業者が、地域のニーズに応じた質の高いサービスを提供する。

※1 ノーマライゼーション:障がい者等社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じ様に生活し活動することが、社会の本来あるべき姿であるという考え方。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<p>① 1 福祉センター事業（障がい福祉課） 障がい者理解を深める講演会・研修会の開催（障がい福祉課） 広報紙やホームページ等による情報提供（障がい福祉課） あいサポート運動推進事業（障がい福祉課） ヘルプマーク・ヘルプカード普及事業（障がい福祉課）</p> <p>① 2 自発的活動（ピアサポート）支援事業（障がい福祉課）</p> <p>① 3 権利擁護支援センター事業（障がい福祉課）</p> <p>① 4 障害者虐待防止センター事業（障がい福祉課）</p>	<p>① 障がい者とその家族や障がい者団体と共に、障がい者理解を深める啓発活動を行います。（障がい福祉課）</p>	<p>① あいサポーター養成人数（人）</p> <p>あいサポーター養成講座の受講者数（累計）。障がいの内容や特性、障がいのある方が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法等を理解してもらうことで、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指します。（障がい福祉課）</p>
<p>② 1 障がい者交通費助成事業（障がい福祉課） 福祉有償運送運営事業（障がい福祉課） 障がい福祉サービス冊子作成（障がい福祉課）</p> <p>② 2 障がい者職場体験受け入れ事業（障がい福祉課・人事課・商工観光課） 障がい者就労支援施設等からの優先的調達推進・授産品販路拡大支援（障がい福祉課） 農福連携推進事業（農林課・障がい福祉課） 生駒山麓公園等市所有施設での障がい者就労支援（障がい福祉課・みどり公園課）</p>	<p>② ハローワーク、民間企業、障がい者就労支援事業所等と共に、障がい者の就労支援に取り組みます。（障がい福祉課）</p>	<p>② 障がい者職場体験受け入れ人数（人）</p> <p>市役所で職場体験を受け入れた人数。職場体験により、一般就労に向けた職業生活の基本的知識・習慣等の理解を深めるとともに、職員が障がい者とその就労に対する理解を図ります。（障がい福祉課）</p>
<p>③ 1 自立支援給付事業（障がい福祉課） 地域生活支援事業（障がい福祉課） 障害児通所給付事業（障がい福祉課） 障がい者グループホームサポート事業（障がい福祉課） 強度行動障がい者相談支援事業（障がい福祉課）</p> <p>③ 2 障がい者生活支援センター事業（障がい福祉課） サポートブック「たけまるノート」事業（障がい福祉課）</p> <p>③ 3 障がい者地域自立支援協議会運営事業（障がい福祉課）</p> <p>③ 4 地域生活支援拠点事業（障がい福祉課）</p>	<p>③ 障がい者団体、市民、事業者、学識経験者等と共に、多様化、専門化するニーズの把握や課題解決に努めます。（障がい福祉課）</p>	<p>③ 相談支援実施件数（件）</p> <p>生活支援センターにおける相談件数。障がい者やその家族に対し、福祉サービスの利用調整や援助、社会資源の活用等、地域での生活における総合的な相談を受けることにより、障がい者の自立と社会参加を図ります。（障がい福祉課）</p>

■関連する主な取組		
障がい者理解・権利擁護	321 市民協働・地域コミュニティ	【障がい者に対するボランティア活動の推進】 ③ 1 NPO 活動を支援します。（市民活動推進センター）
社会参加・就労支援	331 生涯学習・スポーツ	【障がい者スポーツの促進】 ③ 2 障がい者のスポーツ活動状況を把握し、障がいの種類や程度に応じた事業を企画・運営します。（スポーツ振興課）
生活支援	211 母子保健	【障がい者に対する子育て支援の充実】 ② 8 障がい児や発達に遅れのある子どもの、医療機関や児童福祉施設等との連携による早期療育や相談体制を充実します。（健康課・障がい福祉課）

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
災害対策	① 防災・減災のための対策が強化され、平常時から防災を意識できるまちづくりが進んでいる。	<p>近年、全国各地で大きな被害をもたらす地震や台風による被害が相次いでおり、大規模災害発生への不安は高まっています。特に、本市では土砂災害警戒区域が多いことから、県と協力して土砂災害対策に取り組む必要があります。</p> <p>また、避難所の耐震化は完了したものの、その他の施設や緊急輸送路である橋りょうの耐震化等の防災関連施設の機能強化を進めていく必要があります。</p> <p>避難所ごとの地域性を考え、住民の避難だけではなく通勤、通学途上の帰宅困難者、他市町村からの避難者の受入れに対応した機能強化が求められています。避難所等の防災関連施設に災害種別や機能をわかりやすく表示することにより、住民はもちろん、初めて本市を訪れた人にも災害時に利用できる施設の場所等を平常時から認識できるまちをつくる必要があります。</p> <p>さらに、大規模地震発生時に強い揺れによる建物倒壊等の被害が甚大になる可能性がある住宅への耐震化を推進する必要があります。</p>	<p>① 1 災害時に備えて防災拠点施設の役割、場所を周知します。(防災安全課)</p> <p>① 2 河川等の適正な維持管理及び水防倉庫の資機材管理等の水防対策を行います。(管理課・土木課)</p> <p>① 3 大和川流域総合治水対策として、雨水の流出抑制対策を進めます。(土木課)</p> <p>① 4 県と協力して土砂災害対策に取り組めます。(事業計画課・防災安全課)</p> <p>① 5 災害時の緊急車両や救援物資の輸送路として位置づけられている緊急輸送道路上の橋梁について、優先的に耐震化を実施することで、災害時の通行機能を確保します。(土木課・事業計画課)</p> <p>① 6 公共事業の効率化、道路管理の適正化等を図り、災害発生時の復旧・復興を円滑に行えるよう、地籍の明確化を図ります。(事業計画課)</p> <p>① 7 広報やセミナーの開催等を通じて市民に啓発を行い、建築物等の耐震化を推進します。(建築課)</p>
自主防災	② 複数の自主防災組織が連携し、地域の特性に応じた災害対応ができています。	<p>本市は防災意識の高い地域や住民が多く、自主防災活動が活発に行われ、個人や各家庭での防災力強化に役立っています。これらを基盤に、新たな共助への試みとして、災害時の個人間の助け合いから地域間の協力体制に範囲を広げ、より具体的な自主防災活動を行う必要があります。自治会を基準として結成されている自主防災会では、毎年、防災会ごとに防災訓練を実施し、住民の防災力の強化に努めています。</p> <p>しかしながら、大規模災害発生時には複数の地域住民が同一の避難所を利用することが想定され、避難してきた住民が互いに協力し、避難所を運営することが求められることから、自主防災組織間のつながりや協力体制の強化を平時から進める必要があります。</p>	<p>② 1 地域の特性を踏まえ、避難所・緊急避難場所を中心とした複数の地域が合同で行う訓練を実施します。(防災安全課・市民活動推進課)</p> <p>② 2 地域ごとの災害特性を認識し、その対応策を確認できる防災訓練や防災講座を実施します。(防災安全課・事業計画課)</p> <p>② 3 自主防災会で行う防災訓練や資機材整備について支援します。(防災安全課)</p> <p>② 4 世代別や職業等、各種団体のニーズに合わせた研修等を開催します。(防災安全課)</p>
防災体制	③ 被災からいち早く立ち直ることができる体制を強化し、他地域・団体からの受援体制や他被災地への支援体制が整っている。	<p>近年、想定を上回る大規模災害により甚大な被害を受け、復興にも多大な時間を要する事例が全国的に増えています。</p> <p>大規模災害で被災した場合に備え、職員の災害対応能力の向上を図るとともに、関係団体・機関等との協力関係を深め、他市町村やボランティア、NPO^{※1}等を含めた支援の受入れ体制を整える必要があります。</p> <p>また、大規模災害発生時に被災市町村への確かな支援が行えるよう、支援体制を強化し、人材を育成する必要があります。</p>	<p>③ 1 毎年度、生駒市地域防災計画を見直し、さらなる防災・減災対策の推進及び防災会議の充実に努めます。(防災安全課)</p> <p>③ 2 生駒市地域防災計画に基づき、職員の災害対応能力を向上させ、その維持継続を図ります。(防災安全課)</p> <p>③ 3 他市町村からの支援や、ボランティア等の受入れと協力体制を整え、効率的な受援体制を整備します。(防災安全課)</p> <p>③ 4 他被災地への支援派遣に備え、人材を育成します。(防災安全課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
災害対策	<p>① 自宅の耐震強度や、家具の配置も含めた危険性を知る。</p> <p>① 災害発生時に必要となる情報の入手方法についてあらかじめ確認しておく。</p> <p>① 災害時に個人でできる備えを行う。</p>	<p>① 耐震診断を実施する。</p> <p>① 耐震補強工事を実施する。</p> <p>① 従業員用の災害用備蓄を行う。</p>
自主防災	<p>② 近隣自治会相互で協力する。</p> <p>② 地域特性を知り、それに応じた災害時の行動に結びつける。</p> <p>② 自治会館や集会所の災害時の自主的な活用の可能性について地域で検討する。</p>	<p>② 定期的に防災訓練を実施する。</p> <p>② 近隣住民と協力し、防災減災活動を実施する。</p>
防災体制	<p>③ 近隣で大規模災害が起きた場合、被災者支援に協力する。</p> <p>③ 自主防災活動やボランティアに積極的に参加する。</p>	<p>③ 災害協定先事業者は防災訓練に協力する。</p> <p>③ BCP(業務継続計画)を策定する。</p>

※1 NPO:小分野 3-2-1 参照

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 新たな基準に合った避難所・緊急避難場所表示の更新と路上の誘導サインの表示の設置（防災安全課） ① 2 調整池浚渫事業（管理課） ① 3 竜田川流域治水対策事業（土木課） ① 4 県との情報共有等の連携（事業計画課・防災安全課） ① 5 橋梁耐震化事業（土木課・事業計画課） ① 6 地籍調査事業（事業計画課） ① 7 住宅耐震診断・耐震改修・既存住宅解体補助事業（建築課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時に住民の安全確保と適切な避難行動ができるよう、避難経路の確認や避難所・緊急避難場所まで誘導サインの設置箇所の決定等、地域の自主防災会と共に効率的な事業の実施を進めます。（防災安全課） 	<p>① 避難所・緊急避難場所等防災関連表示の設置数（箇所）</p> <p>避難所・緊急避難場所等の防災関連施設の役割、場所を明記した表示の設置箇所数（累計）。住民をはじめ本市を訪れた人にも災害時に利用できる施設を明確にします。（防災安全課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 同一の避難所を利用する学校区単位での防災訓練との共催・協力（防災安全課・市民活動推進課） ② 2 ハザードマップ^{*2}を用いた地域での自主的な防災マップの作成や訓練の実施支援（防災安全課・事業計画課） ② 3 自主防災会活動補助金の交付（防災安全課） 災害用備蓄倉庫設置事業（防災安全課） 地元消防団員による各自主防災会への訓練協力と支援（消防本部総務課・防災安全課） ② 4 どこでも講座、出前講座の実施（防災安全課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 地域の災害特性を知り、災害時に自らの命を守る基本行動がとれるよう自治連合会や自主防災会と協力し、県と共に防災訓練への積極的な参加を促します。（防災安全課） ② 災害発生時に複数の地域との協力がスムーズに行えるよう、指定避難所管理者や地域住民と共に訓練を実施します。（防災安全課） 	<p>② 学校区単位での防災訓練の実施回数（回）</p> <p>小学校区単位等で行う防災訓練の実施回数。大規模災害時に同じ避難所を利用する地域が合同で訓練を行うことで災害発生時の共助の体制を整えます。（防災安全課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ③ 1 生駒市地域防災計画の定期的な見直し（防災安全課） 災害廃棄物処理計画の策定（環境保全課） ③ 2 外部団体が行う防災関係研修会への参加（防災安全課） 職員の災害対応研修の実施とその検証（防災安全課） ③ 3 災害時受援マニュアルの作成（防災安全課） ③ 4 被災地で行政職員が行う業務についての研修会への参加（防災安全課） 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 災害時に的確な支援の実施や協力体制が確立できるよう市内や近隣事業者・NPO等が保有する資源や人材の情報を収集し、可能であれば協定を締結します。（防災安全課） 	<p>③ 職員を対象とした災害対応研修の実施回数（回）</p> <p>災害対応に関する職員研修の実施回数。大規模災害発生時に初動対応や災害対策、復興等を早急に行うことができるよう、全職員に対し、災害対応訓練を継続的に実施します。（防災安全課）</p>

小分野
1-4-1

防災

■関連する主な取組		
災害対策	441 緑環境・公園	【防災・減災対策】 ① 4 里山の維持、保全、整備及び活用のため、里山整備活動を行う市民団体等を支援します。（みどり公園課）
	531 農業	【防災・減災対策】 ① 1 農業基盤の整備や農地の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農業用施設の改修を支援します。（農林課）
自主防災	321 市民協働・地域コミュニティ	【自主防災の推進】 ② 4 これからの地域のあり方を考える機会の提供をはじめ、多様な主体が地域の課題解決のために取り組む市民自治協議会の立ち上げや活動を支援し、地域コミュニティを強化します。（市民活動推進課）
防災体制	614 職員・行政組織	【組織連携体制】 ③ 3 トップマネジメント機能を強化するため、理事者、部長級職員が市の基本的な方針や政策、分野横断的な行政課題等について定期的に協議し、迅速な意思決定と機動的な対応ができる体制を整えます。（秘書企画課）

^{*2} ハザードマップ：避難所の位置や主要道路をはじめ、洪水の危険箇所、土砂崩れ等の警戒箇所、地震の際に地形や地盤の状況からみた揺れやすさ等各種の災害に関する地図情報。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
予防	①市民に火災予防の意識が浸透し、各自が防火対策を行うことで、より一層安全で安心して暮らせるまちになっている。	火災発生件数の減少については、製品における防火安全性能の向上や喫煙率の減少によるたばこを原因とする出火の減少が考えられます。また、本市でも住宅用火災警報器の設置により、ぼや火災で消し止められた事例や街頭消火器を使って大火に至らなかった奏功事例があり、被害の拡大防止に役立っています。 出火源となりうるものを定期的に点検し、その周囲に可燃物を置かないこと、火災が発生すれば早期発見・速やかに通報・初期消火・避難を行うことが、火災による被害の低減につながることから、市民や事業者における防火管理体制を確立していく必要があります。	① 1 火災件数の減少や火災による死傷者をゼロに近づけるため、火災予防の一層の普及啓発を図ります。(予防課・消防署) ① 2 市民や事業所の防火意識高揚及び火災の初期対応力の向上を図ります。(予防課・消防署) ① 3 防火対象物及び危険物施設等への立入検査を実施し、法令違反については是正指導を強化します。(予防課・消防署)
警防・救助	②消火、救急体制の整備が進み、隣接消防本部との相互応援協定の強化と活動連携が進んでいる。	近年の大規模地震の発生や災害の多様化など消防を取り巻く環境変化に対応するため、高度な知識・技術を持ち合わせた消防職員の育成とともに資機材の整備等を行うことで、本部・署・団の消防力を強化することが求められています。 また、隣接自治体境界部の災害や大規模災害時の対応では、府県を超えた隣接消防本部との広域的な活動連携の強化が重要であるため、円滑な活動連携を行うために出動計画を見直す必要があります。	② 1 消防職員の活動能力向上のため、関係機関との各種研修会及び合同訓練への参加を促進します。(消防署) ② 2 消防活動に使用する緊急車両・資器材等の整備及び充実・強化のため、車両等の更新及び維持管理を行います。(警防課・消防署) ② 3 高度な救命処置の実施による救命率向上と救急業務の高度化を推進します。(警防課・消防署) ② 4 消防団員の人員確保と体制を充実強化します。(消防本部総務課) ② 5 消防団活動の充実を図るため、県消防学校専科教育入校や研修会等への参加を促進します。(消防本部総務課) ② 6 府県を超えた隣接消防本部との相互応援協定の強化と合同訓練実施による迅速な活動連携を図ります。(警防課・消防署) ② 7 奈良市・生駒市消防指令センターとの円滑な活動連携並びに出動計画を見直します。(警防課)
救急	③市民が救命講習会を受講して応急手当を理解することにより、救急車の適正な利用が進んでいる。	近年、救急出動件数は年々増加しており、今後も高齢化を背景として救急需要が増大する一方、救急隊の増隊には限界があるため、いかにして救急業務を安定的かつ持続的に提供するかが近年の救急業務に係る課題となっています。 救急車を必要としない出動要請を抑制するため、市民が普通救命講習会を受講し、適切な観察や処置を理解してもらうことにより、救急車を適正に利用する意識を高めてもらい、理解と協力の促進を図る必要があります。	③ 1 ホームページや広報紙等を利用した救急車の適正な利用の啓発活動を行います。(警防課・消防署) ③ 2 市民に応急手当の方法を身に付けてもらうために救命講習会を開催します。(警防課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
予防	① 住宅用火災警報器設置等の自主的な火災予防に取り組む。	① 防火管理体制や防火安全対策を充実強化する。
警防・救助	② 大規模災害の発生を見据えた自助・共助中心による消火、救護及び救出訓練を実施する。 ② 初期消火や救護、救助活動を行う。 ② 消防団活動に対して理解し協力する。	② 「消防団応援の店」に協力する。 ② 初期消火や救護、救助活動を行う。
救急	③ 奈良県救急安心センター相談ダイヤル（#7119）を活用するなど、救急車の適正な利用に対して理解し協力する。 ③ 救命講習会に参加する。 ③ 災害発生時に救護救助活動を行う。	③ 救命講習会に参加する。 ③ AEDを設置し、訓練をする。 ③ 災害発生時に救護救助活動を行う。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 住宅用火災警報器に対する設置促進と設置から10年以上経過した製品の取り換えの促進（予防課・消防署） ① 2 市民への防火に関する広報や事業所への消防訓練の実施の促進（予防課・消防署） ① 3 消防法令違反対象物の公表と違反是正の実施（予防課・消防署） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅用火災警報器設置率向上のために、自治会と連携し、啓発活動を行います。（予防課・消防署） ① 火災予防に関する広報のために、給油所をはじめとする市内事業所との連携を行います。（予防課・消防署） 	<p>① 年間建物火災発生件数（件）</p> <p>1 年間に発生した建物火災発生件数。過去 10 年間に発生した建物火災発生件数の平均件数（13 件）より少なくなることを目指します。（予防課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 消防職員の活動能力向上（消防署） ② 2 計画的な緊急車両の更新（警防課） 消防資器材及び消防水利の整備と維持管理（消防署） ② 3 各種専門研修の実施（警防課） 救急体制の強化（警防課・消防署） ② 4 「消防団応援の店」制度の整備（消防本部総務課） ② 5 消防団員の活動能力向上（消防本部総務課） ② 6 隣接消防本部との迅速な活動連携（警防課・消防署） ② 7 奈良市・生駒市消防指令センターとの連携強化（警防課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 地域防災力を強化するために、市民と消防団の連携による消火・救護・救出活動訓練を行います。（消防本部総務課） ② 「消防団応援の店」制度設立のために、生駒商工会議所と連携し、制度の理解と協力を促します。（消防本部総務課） ② 「消防団応援の店」を相互利用可能な制度とするために、隣接市町村と連携した取組を行います。（消防本部総務課） ② 隣接消防本部との迅速な活動連携を図るために、相互応援協定の見直しを図ります。（警防課） 	<p>② 消防隊現場到着後の年間延焼棟数（棟）</p> <p>火災における延焼（出火元以外へ火が燃え広がること）した棟数。現場到着後、速やかな消火活動により延焼させないことを目指します。（消防署）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ③ 1 救急車の適正な利用の広報（警防課・消防署） SNS 等を活用した広報（警防課・消防署） ③ 2 救命講習会の実施（警防課） 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 救急車の適正な利用の広報活動を効果的に行うために、市民団体への協力を要請します。（警防課・消防署） ③ 救急車の適正な利用の広報活動を推進するために、女性広報指導分団のOGを柱とした広報活動団体を設置します。（警防課・消防署） ③ 適正な救急搬送をするために病院や搬送事業者による患者搬送を推進します。（警防課・消防署） 	<p>③ 救命講習会の受講者数（人）</p> <p>市が実施する救命講習会の年間の受講者数（再受講を含む）。救急車適正利用の啓発を盛り込んだ講習を実施することにより、応急手当の理解と救急車の適正利用につなげます。（警防課）</p>

■関連する主な取組		
予防	432 生活環境	<p>【野焼き防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1 生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例に基づき、環境美化に関する市民等のモラルの向上と空き地の適正管理等快適な生活環境の確保を図ります。（環境保全課）
警防・救助	141 防災	<p>【地域防災力の充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 1 地域の特性を踏まえ、避難所・緊急避難場所を中心とした複数の地域が合同で行う訓練を実施します。（防災安全課・市民活動推進課）
救急	112 医療	<p>【地域医療体制の充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6 市立病院において、二次救急医療（小児二次救急を含む）を充実します。（地域医療課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
交通安全	① 交通ルールや交通マナーを守る意識が高まり、だれでも安全でかつ安心して外出や移動ができています。	<p>交通死亡事故者数の減少が進む中、高齢化の進行により、交通事故の当事者となる高齢者の割合が高くなっています。今後、高齢者に対する交通安全教育のさらなる充実と、高齢者事故を防ぐための高齢者（認知症）ドライバーの免許返納の推進が必要です。</p> <p>また、子どもや高齢者等の交通事故を防ぐため、安全にかつ安心して外出や移動ができる環境整備を進めることや、これまで以上に市民に交通安全に関心を持ってもらい、自らの問題として積極的に交通安全活動に参加する市民主体の意識を醸成することが必要です。</p> <p>引き続き、警察、交通指導員及び交通安全推進員等と連携しながら、地域の実情に即した交通安全運動や人材育成を進める必要があります。</p> <p>さらに、駅周辺の違法駐車や放置自転車が見受けられ、交通安全の妨げとなっていることから、警察等関係機関と連携し、さらなる啓発や実行性のある対策が必要です。</p>	<p>① 1 地域や関係機関と連携し、交通安全意識の高揚を図るため、啓発に取り組みます。（防災安全課）</p> <p>① 2 高齢者や幼・保育園児、小・中・高校生を対象として、交通指導員による交通安全教室を実施します。（防災安全課）</p> <p>① 3 カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備・管理します。（土木課）</p> <p>① 4 関係機関と連携し通学路の合同点検を実施します。（教育総務課・防災安全課・管理課・事業計画課・土木課）</p> <p>① 5 警察等関係機関と連携し、違法駐車等防止重点地域（生駒駅・東生駒駅周辺）において、交通指導員による違法駐車等の巡回・防止啓発活動を行うとともに、市営駐車場の利用促進を図ります。（防災安全課）</p> <p>① 6 自転車等放置禁止区域（生駒駅・東生駒駅・白庭台駅・学研北生駒駅周辺）において、放置自転車等の防止啓発や撤去を重点的に行います。（防災安全課）</p>
防犯	② 地域の安全は地域で守るという市民一人ひとりの意識が高まり、安全で住み良い地域社会が広がっている。	<p>全国的に犯罪が多発する中、地域の安全を確保するため本市では警察をはじめ関係団体や地域と連携しながら防犯活動に取り組んでいます。今後、少子高齢化や核家族化の進行、コミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の防犯機能の低下が懸念されることから、継続して防犯意識を高め、防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。</p> <p>また、犯罪のない明るい社会を築いていくため、市民みんなが暴力を許さない社会づくりを推進する必要があります。</p>	<p>② 1 地域による防犯パトロール等の防犯活動を促進支援します。（防災安全課）</p> <p>② 2 子どもが犯罪に巻き込まれないよう「子ども110番の家」の設置を推進します。（防災安全課）</p> <p>② 3 出前防犯教室を開催し、意識啓発や情報提供を行います。（防災安全課）</p> <p>② 4 地域による防犯カメラの設置を促進支援します。（防災安全課）</p> <p>② 5 特殊詐欺等による被害防止に取り組みます。（防災安全課）</p> <p>② 6 警察等関係機関や地域と連携し、暴力排除推進協議会や防犯協議会の事業を推進します。（防災安全課）</p>
消費者保護	③ 市民の消費生活に関する意識・知識が高まり、消費者トラブルにも適切に対応できている。	<p>消費者保護については、条例の適正な運用を図るとともに、どこでも講座や講演会の開催をはじめ、啓発活動にも取り組んできました。</p> <p>しかしながら、架空請求やインターネット通販におけるトラブル等、より複雑・多様化する消費者問題への対応が必要となっており、市民自らが判断・行動するための情報を提供するとともに、特に高齢者の消費者トラブルを未然に防ぐための見守り体制づくりが必要となっています。</p>	<p>③ 1 地域で消費者トラブルを解決できるよう、地域ボランティア養成のための講座を開催します。（消費生活センター）</p> <p>③ 2 ホームページの充実等、消費者トラブルに関する情報を積極的に提供します。（消費生活センター）</p> <p>③ 3 生駒市消費者保護条例に基づき、市民の意見を反映した消費者施策を国・県等関係機関と連携を図りながら実施します。（消費生活センター）</p> <p>③ 4 自治会等の団体や学校と連携を図り、出前講座等による啓発と消費者教育に取り組みます。（消費生活センター）</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
交通安全	<p>① 地域での登下校時の交通安全活動へ積極的に参加する。</p> <p>① 自家用車を運転する時は交通ルールを守り、譲り合いの精神で安全運転に努める。</p> <p>① 運転免許を返納する。</p>	<p>① 交通ルールの徹底を図るなど積極的に交通安全を実践する。</p> <p>① 従業員への交通安全教育を実施する。</p>
防犯	<p>② 児童の見守り活動や地域のパトロール等地域ぐるみの活動へ積極的に参加する。</p>	<p>② 犯罪を許さない社会を築くため、暴力排除の意識を徹底する。</p>
消費者保護	<p>③ 消費生活に関する知識や情報を取得し、消費者トラブルに巻き込まれないよう心掛け、地域の見守り体制に参加する。</p>	<p>③ 法令等を遵守した事業活動を行う。</p> <p>③ 商品等の品質に関して必要な情報提供を行う。</p>

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 交通安全対策事業（防災安全課） ゾーン 30 普及啓発事業（防災安全課） ① 2 交通安全教室の開催（防災安全課） ① 3 交通安全施設整備事業（土木課） ① 4 通学路安全対策事業（教育総務課・防災安全課・管理課・事業計画課・土木課） ① 5 違法駐車等防止事業（防災安全課） ① 6 放置自転車対策事業（防災安全課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 幼児や高齢者の交通事故を減らすため、保護者や自治会、老人会と連携し交通安全教室を実施します。（防災安全課） ① 市民の交通安全意識の高揚を図るため、事業者と共にサポートカー試乗や模擬衝突体験等体験型の啓発活動を実施します。（防災安全課） ① 高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、警察等関係機関と連携し、高齢者に対する交通安全教育の推進と、高齢者（認知症）ドライバーへの免許返納を推進します。（防災安全課） 	<p>① 交通事故（人身）の発生件数（件）</p> <p>人身事故の年間の発生件数。 交通安全に関する啓発により、毎年、前年比 1% 減となることを目指します。（防災安全課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 自主防犯活動推進事業（防災安全課） いこま市民パワーの収益を活用した見守りサービスの拡充（環境モデル都市推進課） ② 2 子ども 110 番の家推進事業（防災安全課） ② 3 出前防犯教室の開催（防災安全課） ② 4 防犯カメラ推進事業（防災安全課） ② 5 特殊詐欺防止装置購入補助（防災安全課） ② 6 暴力排除推進協議会推進事業（防災安全課） 防犯協議会の支援（防災安全課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 防犯や暴力排除意識の高揚を図るため、市民、地域、事業者及び警察等関係機関と連携し、防犯や暴力排除に関する啓発活動を実施します。（防災安全課） 	<p>② 刑法犯罪の認知件数（件）</p> <p>強盗や傷害、詐欺等の刑法犯罪の認知件数。 防犯に関する啓発により、毎年、前年比 1% 減となることを目指します。（防災安全課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ③ 1 ボランティア養成事業（消費生活センター） ③ 2 情報提供事業（消費生活センター） ③ 3 消費者施策実施事業（消費生活センター） ③ 4 消費者啓発推進事業（消費生活センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 消費者トラブルに関する意識を高めるため、市民や地域は出前講座を活用するとともに、地域の見守り体制づくりに取り組みます。（消費生活センター） ③ 消費者トラブルの未然防止と早期解決を図るため、警察等関係機関と積極的に情報を共有します。（消費生活センター） 	<p>③ 消費者相談等の消費者保護対策の満足度（点）</p> <p>市民満足度調査における市民の消費者保護対策に対する満足度で、満足 = 100 点、やや満足 = 75 点、普通 = 50 点、やや不満 = 25 点、不満 = 0 点として得点化。令和 4 年度に 53 点を目指します。（消費生活センター）</p>

■関連する主な取組		
交通安全	121 高齢者保健福祉・地域福祉	<p>【高齢者の交通安全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 2 認知症の早期発見・早期受診・早期治療・重度化遅延に向けた取組を進めます。（地域包括ケア推進課） ③ 6 高齢者の外出支援や生活支援に取り組みます。（高齢施策課・地域包括ケア推進課）
防犯	222 青少年	<p>【青少年に対する防犯対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1 市青少年指導委員と連携し、街頭巡回指導による青少年の見守りや非行防止の取組を進めます。（生涯学習課）
消費者保護	121 高齢者保健福祉・地域福祉	<p>【高齢者の見守り体制づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 4 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。（地域包括ケア推進課・高齢施策課・市民活動推進課）

小分野
1-5-1
生活安全

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
産前産後	① パートナーや家族の妊娠・出産・子育てに対する理解が広がり、安心して妊娠・出産・子育てにのぞめる妊婦とパートナー、その家族が増えている。	<p>国や県の方針や取組を踏まえながら、平成 27(2015)年に生駒市子ども・子育て支援事業計画が策定され、「子育て楽しいね！ いこま～子どもも大人も笑顔で健やかに育ちあうまち～」を理念として、様々な施策を実施してきました。</p> <p>しかし最近では、産後うつ、育児放棄、虐待等の問題が生じており、その対策が急務となっています。</p> <p>安心して妊娠・出産でき、またこれからの未来を担う子どもたちが健やかに育つためには、妊産婦本人だけではなく、パートナーや家族の理解と、妊娠から出産、子育て期まで、切れ目ない支援ができる環境づくりが必要です。</p> <p>そのため、平成 28(2016)年から、マタニティコンシェルジュを配置し、母子健康手帳交付時からこれまで以上のきめ細やかな相談支援体制を整え、同時に産後ケア事業も立ち上げ、産後の支援が得られない家庭への支援を行っていますが、今後ますますこれらの需要が高まることが予想されます。</p>	<p>① 1 不育症治療費・一般不妊治療費の助成を実施し、経済的負担を軽減します。(健康課)</p> <p>① 2 母子健康手帳発行時、マタニティコンシェルジュによりすべての妊婦に対して、不安や心配事等の聞き取りをするなど丁寧な保健指導を行うとともに、父親や祖父母の母親に対する精神的支援や理解の必要性を啓発します。(健康課)</p> <p>① 3 妊娠・出産・子育てに関する知識、技術を習得する機会や情報を提供します。(健康課)</p> <p>① 4 妊産婦・新生児訪問や妊婦健康診査を実施します。(健康課)</p> <p>① 5 産後の心身の安定と育児不安を解消し、安心して産み育てられる環境を整えます。(健康課)</p>
育児	② 保護者が精神的に安心して子育てができ、子どもがより一層健康で、すくすくと育っている。	<p>少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、親子を取り巻く環境が厳しくなる中、地域のつながりを強め、地域の子育て環境を守るために、ボランティア等の支援者を増やしていくなど、今後さらに子どもを安心して産み育てることのできる環境を整えることが喫緊の課題です。</p> <p>また、様々な親子やその家族に寄り添い、切れ目なく育児を支援する体制の整備が求められます。</p>	<p>② 1 産婦・新生児や乳児の訪問を実施します。(健康課)</p> <p>② 2 未熟児への支援のため、産科医療機関との連携を強化します。(健康課)</p> <p>② 3 母子保健推進ボランティア・託児ボランティアを育成し、活動を支援します。(健康課・子育て支援総合センター)</p> <p>② 4 疾病の早期発見・早期治療、障がいの早期発見及び育児支援等を行うため、乳幼児健康診査を実施し、健診の事後フォローを行います。(健康課)</p> <p>② 5 疾病予防のため、予防接種を実施します。(健康課)</p> <p>② 6 発達や育児への不安の解消等、親への支援と子どもの健全な育成のため、子育て・発達相談及び家庭訪問を実施します。(健康課)</p> <p>② 7 子育てに関する知識・技術や子どもの規則正しい生活習慣の確立について、習得する機会や交流の場を提供します。(健康課)</p> <p>② 8 障がい児や発達に遅れのある子どもの、医療機関や児童福祉施設等との連携による早期療育や相談体制を充実します。(健康課・障がい福祉課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
産前産後	<p>① 安心して妊娠・出産・子育てを迎えられるよう、妊娠・出産・子育てに関心を持ち、知識を深める。</p> <p>① 妊婦本人だけでなく地域住民も妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域の妊婦を積極的にサポートする。</p>	<p>① 妊婦本人だけでなく事業者も妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域の妊婦を積極的にサポートする。</p>
育児	<p>② 子育てに関する自主グループに参加する。</p> <p>② 妊娠・出産・子育て等の母子保健事業に関心を持ち、保護者が地域で安心して子育てできるよう、積極的にサポートする。</p>	<p>② 妊娠・出産・子育て等の母子保健事業に関心を持ち、保護者が地域で安心して子育てできるよう、積極的にサポートする。</p>

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標																																	
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 不育症・一般不妊治療費助成制度（健康課） ① 2 母子健康手帳交付（パパ向け冊子、祖父母用リーフレット）（健康課） マタニティコンシェルジュによる相談支援（健康課） ① 3 パパママ教室・パパ講座（健康課） 妊婦訪問指導（健康課） ① 4 妊婦一般健康診査（健康課） ① 5 産後ケア事業（健康課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 安心して妊娠・出産・子育てを迎えられるよう各種教室等で、より身近な実例として体験談やアドバイスを出産前の親に伝える場を提供し、併せて親同士の仲間づくりを共に進めます。（健康課） ① 地域で子育てを支えるために、地域で活動中の自主グループの活動を支援します。（健康課） ① 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、事業者に対し子育てに関する知識・技術の普及に向けた情報提供を行い、子育て中の方を支援します。（健康課） ① 安心して妊娠・出産・子育てを迎えられるよう、国や県が有する情報やノウハウを活用します。（健康課） 	<p>① パパママ教室参加率（％）</p> <table border="1"> <caption>① パパママ教室参加率（％）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>32.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>36.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>38.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>41.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>44.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>47.1</td> <td>47.1</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>50.0</td> <td>47.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>年間の全初妊婦に対するパパママ教室参加件数の割合。パートナーや家族の妊娠・出産・子育てに対する理解が広がり、安心して妊娠・出産・子育てにのぞめる妊婦とパートナー、その家族が増えることを目指します。（健康課）</p>	年度	現状値	目指す値	H29	32.7		H30	36.6		R1	38.5		R2	41.3		R3	44.2		R4	47.1	47.1	R5	50.0	47.1									
年度	現状値	目指す値																																	
H29	32.7																																		
H30	36.6																																		
R1	38.5																																		
R2	41.3																																		
R3	44.2																																		
R4	47.1	47.1																																	
R5	50.0	47.1																																	
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 産婦・新生児・乳児訪問指導（健康課） ② 2 未熟児訪問指導事業（健康課） ② 3 母子保健推進員・託児ボランティア育成研修会（健康課・子育て支援総合センター） ② 4 乳幼児健康診査（健康課） ② 5 各種予防接種（健康課） ② 6 各種育児相談、家庭訪問（健康課） ② 7 おっぱい相談会（健康課） はじめての離乳食講習会（健康課） ② 8 親子教室での集団支援、個別発達相談、幼稚園・保育園への施設支援事業（健康課） 障がい児相談支援事業（障がい福祉課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 子育てにかかる様々な問題について参加者同士が悩みを共有し語り合えるように自主グループ等を共に企画・運営します。（健康課） ② 安心して子育てしてもらうために、健康づくりリーダー等が、妊産婦や子育て中の保護者、乳幼児の相談相手やサポート役になります。（健康課） ② 子どもの健診や予防接種を受けやすくするために、医療機関等と共に受診しやすい体制づくりを行います。（健康課） ② 安心して子育てができるよう、国や県が有する情報やノウハウを活用します。（健康課） 	<p>② 新生児・乳児訪問の実施率（％）</p> <table border="1"> <caption>② 新生児・乳児訪問の実施率（％）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>99.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>98.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td></td> <td>99.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業等、乳児期に行った保健師・助産師訪問の実施率。出産後の不安を抱えやすい時期に、専門職による訪問を行うことで、育児に関する知識の普及や不安の解消を図り、母親の心身の健康状態の安定を図ります。（健康課）</p>	年度	現状値	目指す値	H29	99.1		H30	98.7		R1			R2			R3			R4			R5		99.1									
年度	現状値	目指す値																																	
H29	99.1																																		
H30	98.7																																		
R1																																			
R2																																			
R3																																			
R4																																			
R5		99.1																																	
		<p>② 乳幼児健診受診率（％）</p> <table border="1"> <caption>② 乳幼児健診受診率（％）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>98.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>96.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>96.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>96.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>94.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td></td> <td>96.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>乳幼児健診（3か月児・7か月児・12か月児・1歳6か月児・3歳6か月児）の平均受診率。子育て支援の観点から踏まえて健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長・発達を図ります。（健康課）</p>	年度	現状値	目指す値	H26	98.1		H27	96.4		H28	96.2		H29	96.2		H30	94.8		R1			R2			R3			R4			R5		96.2
年度	現状値	目指す値																																	
H26	98.1																																		
H27	96.4																																		
H28	96.2																																		
H29	96.2																																		
H30	94.8																																		
R1																																			
R2																																			
R3																																			
R4																																			
R5		96.2																																	

小分野
2-1-1

母子保健

■関連する主な取組		
産前産後	212 子ども・子育て支援	<p>【育児サポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 1 子どもたちが安心して成長できるよう、地域子育て支援拠点事業及びファミリーサポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制を充実します。（子育て支援総合センター）
育児	212 子ども・子育て支援	<p>【安心して子育てができる体制づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1 待機児童解消に向けて、保育所の開設や保育士の確保に取り組みます。（こども課） ② 2 地域での幼稚園ニーズや園児数の推移等を勘案しながら、こども園化を含め、地域に合った幼稚園の今後のあり方を検討します。（こども課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
保育	<p>① 子どもの安全が確保され、子育てと仕事を両立させたい家庭やひとり親家庭が安心して就労できる環境が整えられている。</p>	<p>共働き世帯やひとり親の家庭にとって保育サービスの充実、仕事と子育てを両立させるために非常に重要であり、保育時間の延長等保護者のニーズも多様化しています。</p> <p>本市では、待機児童の解消対策として平成19(2007)年度から私立保育所の誘致に取り組み、保育定員は倍増し、2,300人を超えましたが、保育所ニーズの増加と保育士不足により、未だ待機児童の解消には至っていません。また、一時預かり、延長保育、休日保育や病児・病後児保育の実施等、多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。</p> <p>さらに、公立保育所の園舎については、全て耐震化が図られていますが、施設の老朽化が進行しており、その対策が今後必要となります。</p> <p>学童保育についても、快適な保育環境を確保するため、学童保育施設の整備や指導員の確保及び運営体制の充実に向けた取組を進める必要があります。</p> <p>今後も、仕事と子育てが両立できる環境を整備していくため、幼児教育・保育の無償化により増加と多様化が見込まれる保護者のニーズを把握していくとともに、地域や幼稚園・学校との連携を強化し、効率的で効果的な保育サービスを行うことが必要です。</p>	<p>① 1 待機児童解消に向けて、保育所の開設や保育士の確保に取り組みます。(こども課)</p> <p>① 2 保護者のニーズに合わせた保育事業を継続するとともに、保育サービスのさらなる充実に取り組みます。(こども課)</p> <p>① 3 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。(こども課)</p> <p>① 4 学童保育児童の見守り活動などの安全確保のため、地域住民に学童保育制度を周知します。(こども課)</p> <p>① 5 学童保育の充実のため、学童指導員の確保に取り組みます。(こども課)</p> <p>① 6 子どもたちが地域の中で、安心して遊び、大人たちと交流できる場・機会を提供します。(こども課)</p> <p>① 7 保育所への地域活動の情報提供等、保育所と地域が積極的に交流します。(こども課)</p> <p>① 8 保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校の交流、連携を図ります。(こども課・教育指導課)</p> <p>① 9 保育所及び認定こども園園舎の長寿命化も視野に入れた施設の老朽化対策を図ります。(こども課)</p>
就学前教育	<p>② 就学前教育の充実と幼稚園の長時間預かり又はこども園化が進んでいる。</p>	<p>核家族化や共働き世帯の増加等により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、多様化する保護者ニーズへの対応とともに、幼児一人ひとりの発達の特성에応じた教育が重要となっています。本市には、7市立幼稚園があり、3歳児保育希望者の全員受入れや預かり保育、幼小中連携事業、幼稚園バスの運行等特色ある幼稚園運営に取り組んでいますが、共働き世帯の増加と保護者ニーズの多様化により幼稚園児数は年々減少しています。</p> <p>このことから、現在まで取り組んできた安心・安全な園づくりを中心に、学校評議員会等を活用した学校評価の充実や、幼稚園・保育所・学校・地域が連携できる開かれた園づくりを継続するとともに、国が進める幼児教育・保育の無償化により、さらに保育ニーズの増加が見込まれることから、幼稚園の役割について検討する必要があります。</p> <p>また、保育所・こども園でも、これまで幼保統一カリキュラムにより就学前教育の充実に取り組んできましたが、新たに策定した就学前教育・保育のあり方に関する基本方針に基づき、今後も一層、就学前教育の充実を図る必要があります。</p>	<p>② 1 多様化する保護者ニーズに応えるため、預かり保育の長時間化、実施日の拡大について検討します。(こども課)</p> <p>② 2 地域での幼稚園ニーズや園児数の推移等を勘案しながら、こども園化を含め、地域に合った幼稚園の今後のあり方を検討します。(こども課)</p> <p>② 3 就学前教育の充実を図るため、幼稚園と地域、保育所、認定こども園及び学校との交流、連携を図ります。(こども課・教育指導課)</p> <p>② 4 幼稚園及び認定こども園園舎の長寿命化も視野に入れた施設の老朽化対策を図ります。(こども課)</p> <p>② 5 園児が安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けるため、安全教育に取り組みます。(こども課・防災安全課)</p> <p>② 6 家庭教育支援を充実し、保護者へ子育てに関する情報提供を行います。(生涯学習課)</p>
子育て支援	<p>③ 地域や社会が保護者に寄り添い、親の成長を支援することにより、子どものより良い育ちを実現している。</p>	<p>子育てを地域で支え合う意識や関係性が希薄になる中、子育て世帯の孤立化を防止し、子どもたちが安心して成長できるよう、悩みを共有・共感・相談できる場や、子育てを地域で支え合うためのコミュニティを構築する必要があります。</p>	<p>③ 1 子どもたちが安心して成長できるよう、地域子育て支援拠点事業及びファミリーサポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制を充実します。(子育て支援総合センター)</p> <p>③ 2 子育てや家庭で心配なこと等の相談事業を実施し、子育て世帯を支援します。(こどもサポートセンター)</p> <p>③ 3 世代間交流を含め、子育てサロン等、地域で子育てを支え合う取組や活動を支援します。(子育て支援総合センター)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
保育	<p>① ワークショップの参加やアンケートの回答等で、子育て支援施策への意見や要望を行う。</p> <p>① 保育士資格や子育て経験を活かし、不足している保育士や学童指導員として保育行政に関わる。</p> <p>① 子どもたちの見守り活動に積極的に参加する。</p>	<p>① 保護者の多様な保育ニーズに柔軟に対応できるよう、また、少子化の進行も見据えた保育所整備を行う。</p> <p>① 保育所整備が可能な場所の提供を行う。</p> <p>① 子どもたちの見守り活動に積極的に参加する。</p>
就学前教育	<p>② ボランティア活動や園児とのふれあい活動に参加する。</p>	<p>② 体験学習など学習の機会・場の提供を行う。</p>
子育て支援	<p>③ ボランティアやサポート等の活動を通して子育てを支援する。</p>	<p>③ ワーク・ライフ・バランスを推進し、従業員が子育てしやすい環境を整備する。</p>

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<p>① 1 駅前空き店舗等を利用した小規模保育事業の推進（こども課） 企業が整備する企業主導型保育事業の推進（こども課） 潜在保育士等の発掘のための「資格をいかそう！相談会」の実施（こども課） 保育コンシェルジュの配置（こども課） 高等職業訓練促進給付事業（こども課） 自立支援教育訓練給付事業（こども課）</p> <p>① 2 延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育事業（こども課）</p> <p>① 3 地域子育て支援拠点事業（こども課）</p> <p>① 4 民生・児童委員との連携事業（こども課）</p> <p>① 5 学童指導員の確保のための「資格をいかそう！相談会」の実施（こども課） 民間放課後児童健全育成事業の推進（こども課）</p> <p>① 6 放課後子ども教室（こども課）</p> <p>① 7 はとぼぽ公園清掃事業（こども課） 公私立保育所の園庭開放（こども課）</p> <p>① 8 幼児期の教育と小学校教育の育ちをつなぐ幼小接続事業（こども課・教育指導課）</p> <p>① 9 保育所及び認定こども園園舎の施設整備事業（こども課）</p>	<p>① 保育士を確保するために、市民と共に潜在保育士の発掘に取り組みます。（こども課）</p> <p>① 子どもの成長と安全確保のために、地域と共に保育所や学童保育所との交流会を積極的に実施します。（こども課）</p> <p>① 保育の充実を図るために、事業者・NPO等と共に少子化の進行を見据えながら、保護者のニーズに合った保育所整備を行います。（こども課）</p> <p>① 保育士確保、保育士の資質・能力の向上のために、県と連携を図ります。（こども課）</p>	<p>① 保育所利用定員数（人）</p> <p>市内保育所（公立・私立）の利用定員数（4月1日現在）。待機児童解消に向け、既存保育施設の増築や小規模保育事業を推進し、利用定員の増加を図ります。（こども課）</p>
<p>② 1 市立幼稚園における預かり保育（こども課）</p> <p>② 2 生駒市子ども・子育て会議（こども課） 生駒市学校教育のあり方検討委員会（こども課）</p> <p>② 3 幼児期の教育と小学校教育の育ちをつなぐ幼小接続事業（こども課・教育指導課） 生駒市幼稚園教育研究会（こども課） 保幼小中交流学習会（こども課・教育指導課）</p> <p>② 4 幼稚園及び認定こども園園舎の施設整備事業（こども課）</p> <p>② 5 安全教育の充実（こども課・防災安全課）</p> <p>② 6 家庭教育支援チームを中心とした、地域・学校・家庭の連携による家庭教育支援事業（生涯学習課）</p>	<p>② 市民が就学前教育に関わる機会を設けます。（こども課）</p> <p>② 地域での幼稚園の役割を検討するために、地域と情報を共有します。（こども課）</p> <p>② 就学前教育の充実のために、事業者・NPO等と共に体験学習等学習の機会・場の企画及び提供を行います。（こども課）</p>	<p>② 預かり保育利用園児数（人）</p> <p>公立幼稚園における預かり保育を利用した延べ園児数。保育所ニーズが増加していることから、預かり保育の長時間化・通年化等保育機能の付加を図ります。（こども課）</p>
<p>③ 1 みっきランド・はばたきみっきの地域子育て支援事業の運営（子育て支援総合センター） ファミリーサポート事業（子育て支援総合センター）</p> <p>③ 2 養育支援訪問事業（こどもサポートセンター） 家庭児童相談室事業（こどもサポートセンター）</p> <p>③ 3 子育て支援出前事業（子育て支援総合センター）</p>	<p>③ 子育て世帯の孤立化を防ぐために、声かけをするなど、市民と共に身近にいる子育て中の親子の交流を図ります。（子育て支援総合センター）</p> <p>③ 子育て支援の輪を広げるために、地域と地域内で子育て中の親子との交流ができる場を設けます。（子育て支援総合センター）</p>	<p>③ 市直営拠点(みっきランド・はばたきみっき)利用者数(人)</p> <p>子育て中の親子が好きな時に集まり、遊んだり、悩みを語ったりできる場所である地域子育て支援拠点の年間の延べ利用者数。過去の推移を踏まえて、利用者の増加を図り、子育て世帯の孤立化を防ぎます。（子育て支援総合センター）</p>

■関連する主な取組		
保育	521 商工観光	【子育て中の女性への就業支援】 ② 4 子育て中の女性や高齢者等多様な人材への就業支援を行います。（商工観光課）
就学前教育	151 生活安全	【園児への交通安全指導】 ① 2 高齢者や幼・保育園児、小・中・高校生を対象として、交通指導員による交通安全教室を実施します。（防災安全課）
子育て支援	211 母子保健	【保護者ごと支える子育て支援】 ② 6 発達や育児への不安の解消等、親への支援と子どもの健全な育成のため、子育て・発達相談及び家庭訪問を実施します。（健康課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
学校教育	① 児童生徒一人ひとりの確かな学力を育成するために、社会総がかりで多角的な教育活動が進んでいる。	<p>本市では、地域でつながり合う子育てを目標としながら、児童生徒が安心して活動できる環境づくりに努めています。また、小学校1年生からの外国語活動や ICT 機器を積極的に活用するなど、確かな学力を養成するとともに、挨拶や礼儀を重んじ、自他を認め合う心、すべての生命を尊重する心を培う教育に取り組んでいます。今後、自分の夢を持ち、自信を持って自己実現を図り、自己有用感^{*1}を高めるための心の教育の充実と健やかな体を育成する取組の推進がより求められます。</p> <p>本市の小中学生は、学力調査では平均正答率が県・全国を上回る結果が続いているものの、中学生の読書離れ等の課題があります。そのため、学校司書を中心として読書意欲を向上させ、読書を通して言語能力の育成を図ることが求められます。</p> <p>また、教職員の資質向上のための研修を有意義に推し進め、学校と保護者・地域・事業者・行政・関係機関との連携をより具体化する必要があります。例えば、登下校時における児童生徒自身の危機対応力を養成し、登下校時の有事における地域とのつながりをより強化する取組などが求められます。</p> <p>さらに、児童生徒や保護者に対する各種相談事業の充実に対する期待の声はますます高まっており、児童生徒の心に寄り添い、安心と安全を保障するための取組が重要です。学校自身が抱えるいじめ、不登校等の諸課題の解決に向けて、関係機関との連携により、専門的な見地からの具体的な改善策を取り入れていく必要があります。</p> <p>小中一貫教育については、生駒北小中学校における成果・課題を踏まえ、方向性を検討していく必要があります。</p>	<p>① 1 全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、各学校において学力の向上や生活習慣等の改善に努めるなど、さらなる教育活動を推進します。(教育総務課・教育指導課)</p> <p>① 2 小学校外国語活動について、小学校1年生から独自の教材を使用し、外国語指導助手を活用し英語教育を推進します。(教育指導課)</p> <p>① 3 ICT 機器を活用し様々な教育効果の向上を図り、児童生徒が主体的・協働的に学習できる環境づくりを進めます。(教育指導課)</p> <p>① 4 すべての生命を尊重し、自己有用感と相互理解を高めるための心の教育を充実します。(教育指導課)</p> <p>① 5 学校給食を通して食育を推進し、体力向上と生活習慣づくりに取り組みます。(学校給食センター)</p> <p>① 6 全小中学校に配置している学校司書を中心として、学校図書館を活性化し、児童生徒の読書意欲の向上を図ります。(教育指導課)</p> <p>① 7 教職員の資質と能力の向上を図る研修機会を提供します。(教育指導課)</p> <p>① 8 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業により、地域でつながり合う子育てに取り組み、地域教育力で学校を支援します。(教育指導課)</p> <p>① 9 児童生徒や保護者に対する相談事業を充実します。(教育指導課)</p> <p>① 10 スクールアドバイザーの活用により、いじめ、不登校等の学校の諸課題の改善に取り組みます。(教育指導課)</p> <p>① 11 適応指導教室運営により、不登校児童生徒の学校復帰支援と心の居場所づくりを積極的に取り組みます。(教育指導課)</p> <p>① 12 小中一貫教育の方向性を検討します。(教育総務課・教育指導課)</p>
特別支援教育	② 特別な支援を要する幼児、児童、生徒、保護者への通級指導等や教育相談が効果的に行われ、個に応じた支援や教育が定着している。	<p>本市では、特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、各学校に特別支援教育支援員を配置するなど、特別支援教育の充実を図ってきました。</p> <p>近年、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒が増加しており、今後、特別な支援の需要や要望が高まり、よりきめ細かな特別支援が必要となることから、特別支援教育支援員やスクールボランティアの派遣増加が重要となります。また、特別支援教育コーディネーターのより高い専門性と教員の資質向上が多角的に求められます。</p>	<p>② 1 特別支援教育支援員を市民から募集し、適切に配置します。(教育指導課)</p> <p>② 2 スクールボランティアを活用し、特別に支援が必要な児童生徒の学習を補助します。(教育総務課・教育指導課)</p> <p>② 3 特別支援教育相談に対し、様々な見地から相談対応ができるようにスクールカウンセラー等各種相談員を適切に配置します。(教育指導課)</p> <p>② 4 特別支援教育コーディネーターをはじめとする教員の資質向上を図り、研修会や講演会を開催します。(教育指導課)</p> <p>② 5 子どもたちの支援内容等を工夫検討するとともに、情報提供を行います。(教育指導課)</p>
学校施設	③ 子どもたちが安心して、笑顔で過ごすことができる教育環境が整っている。	<p>昭和40～50年代に建築された学校施設のほとんどが改修時期となる中、トイレ改修を優先的に実施してきましたが、今後、老朽化の改修に多額の費用が発生することが見込まれ、計画的に施設改修を行っていく必要があります。</p> <p>また、児童・生徒数が減少傾向にある中、今後の推移を見据えた学校規模等の検討が必要です。</p> <p>さらに、現在の学校給食センターの老朽化に伴い、中学校給食について対応が求められています。</p>	<p>③ 1 学校施設の安全点検を継続するとともに、安全で安心できる教育環境整備のための計画的な学校施設の老朽化対策を行います。(教育総務課)</p> <p>③ 2 学校施設を使いやすく(バリアフリー化を含む)、きれいで快適なものにします。(教育総務課)</p> <p>③ 3 今後の児童・生徒数を踏まえた学校規模・通学区域等を検討します。(教育総務課・教育指導課)</p> <p>③ 4 学校給食センターの整備運営事業を推進します。(学校給食センター)</p>
	■ 市民ができること	■ 事業者ができること	
学校教育	① 保護者は学校行事や地域行事等に参加し、自分の子以外の子どもたちに対しても、積極的に関わりを持つ。	① 地元産等の安全な食材を用いて、アレルギー対応にも十分な配慮がされたおいしい学校給食を提供する。	
特別支援教育	② 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。	② 特別支援教育を理解し、障がい者の就労への協力を推進する。	
学校施設	③ 学校施設における改善点等を提案する。	③ 学校施設における改修等についてより良い手法等を提案する。	

*1 自己有用感:自分は役に立っている、自分は必要な人間であるなど、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<p>① 1 新学習指導要領の実施を踏まえた、主体的・対話的で深い学びの推進（教育指導課） スクールボランティアの活用、学びのサポーター派遣事業（教育総務課・教育指導課） キャリア教育（職場体験学習等）の推進（教育指導課） （仮称）自分プロジェクト（教育指導課） （仮称）わが町探訪プログラム（教育指導課）</p> <p>① 2 外国語指導助手派遣事業（教育指導課）</p> <p>① 3 ICT 機器活用教育推進事業（教育総務課・教育指導課） 奈良先端科学技術大学院大学特別授業・出前授業（教育指導課） 奈良工業高等専門学校出前授業（教育指導課）</p> <p>① 4 学校創造推進事業の推進（教育指導課） 自殺予防教育の推進（教育指導課） 生駒こどもチャレンジ補助事業（教育指導課）</p> <p>① 5 食育の推進（学校給食センター）</p> <p>① 6 学校司書派遣事業（教育指導課）</p> <p>① 7 教職員研修の充実（教育指導課） 学校評価の充実（教育指導課） 統合型校務支援システムの導入（教育指導課） 部活動支援事業（教育指導課） 講師等の待遇改善（教育総務課）</p> <p>① 8 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業の推進（教育指導課） 登下校の見守り活動（教育指導課） 登下校見守りサービス（教育指導課）</p> <p>① 9 教育相談事業（教育指導課）</p> <p>① 10 スクールアドバイザー活用事業（教育指導課）</p> <p>① 11 適応指導教室運営（教育指導課）</p> <p>① 12 学校教育のあり方検討委員会の開催（教育総務課・教育指導課）</p>	<p>① 児童生徒の登下校や地域での生活における安全確保のために、市民と青パト登録に対する情報共有をし、諸費用について補助をします。（教育指導課）</p> <p>① 地域防犯のために地域と連携し、通学路や居住地域に対する防災安全マップを作成します。（教育指導課）</p> <p>① 地域教育力の向上のために事業者等と連携し、ホームページやブログを活用した出前授業の講師派遣についての情報を発信します。（教育指導課）</p> <p>① 防犯情報の共有のために、他市町村と連携し、不審者情報を共有できるシステムを構築します。（教育指導課）</p>	<p>① 自分にはいいところがあると思う児童生徒の割合（％）</p> <p>全国学力・学習状況調査における「自分には、よいところがあると思う」という質問項目に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合。 令和 5 年度には 84%以上を目指します。（教育指導課）</p> <p>② ことばの教室・通級指導教室エルへの通級者数（人）</p> <p>読み書きやコミュニケーション等で困っている子どもたちを支援するための教室への通級者数。 毎年度 2 名の増加を目指します。（教育指導課）</p>
<p>② 1 特別支援教育支援員の募集と配置（教育指導課）</p> <p>② 2 スクールボランティアの活用（教育総務課・教育指導課）</p> <p>② 3 特別支援教育相談事業（教育指導課）</p> <p>② 4 特別支援教育コーディネーター研修と講演会の開催（教育指導課）</p> <p>② 5 特別支援教育の充実のためのタブレット PC の配置（教育指導課） ことばの教室・通級指導教室エルの運営（教育指導課） 教育支援体制整備事業（医療的ケアのための看護師配置）（教育総務課）</p>	<p>② 特別支援教育の充実と発展のために、地域と連携して運営資金の確保と拡充が実現するワークショップを企画し実施します。（教育指導課）</p>	<p>③ 施設の満足度（小中学校）（点）</p> <p>市民満足度調査における小学校・中学校の施設に対する満足度で、満足 = 100 点、やや満足 = 75 点、普通 = 50 点、やや不満 = 25 点、不満 = 0 点として得点化。令和 4 年度には、64 点以上を目指します。（教育総務課）</p>
<p>③ 1 学校施設整備事業（教育総務課） （仮称）小中学校施設管理計画の策定と計画に基づく施設改修（教育総務課）</p> <p>③ 2 中学校トイレ改修事業（教育総務課） 市立幼稚園、小・中学校空調整備事業（教育総務課・こども課）</p> <p>③ 3 学校教育のあり方検討委員会の開催（教育総務課・教育指導課）</p> <p>③ 4 学校給食センター整備運営事業（学校給食センター）</p>	<p>③ 学校施設環境のさらなる改善のために、市民や地域と共に学校施設における改善点等を検討します。（教育総務課）</p> <p>③ 今後の市の学校教育の充実のため、市民と共に学校規模・通学区域適正化に関するワークショップを実施します。（教育総務課）</p>	

■関連する主な取組		
学校教育	151 生活安全	【通学路安全点検】 ① 4 関係機関と連携し通学路の合同点検を実施します。（教育総務課・防災安全課・管理課・事業計画課・土木課）
特別支援教育	311 人権・多文化共生	【人権教育の充実】 ① 5 学校教育や社会教育等での人権教育の推進を図ります。（人権施策課・教育指導課）
学校施設	611 行政経営	【ファシリティマネジメント※2の推進】 ② 1 今後進行する人口減少や人口構造の変化を見据え、将来の市全体の施設の利用状況等をもとに、公共施設の適正な配置方針や計画的な改修の時期等を決定します。（財政経営課）

※2 ファシリティマネジメント：小分野 6-1-1 参照

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
健全育成	① 地域、学校、家庭が連携し、地域力を活用した支援により、子どもや若者が生き生きと過ごし、健やかに成長する環境が整っている。	<p>価値観やライフスタイルの多様化及び情報通信技術の進展に伴い、社会経済状況がめまぐるしく変化する中で、子どもたちを見守る環境やこれからの子どもたちに求められる能力も従前から変化しつつあります。</p> <p>家庭の教育力の低下や社会との関わりが希薄化している傾向があり、地域で子どもを育てるという意識の向上を図るため、市内の子ども、若者、家庭が地域の人々と交流し、人と人のつながりを感じながら成長していけるよう、地域、学校、家庭が連携して、環境づくりを進めていく必要があります。</p>	<p>① 1 市青少年指導委員と連携し、街頭巡回指導による青少年の見守りや非行防止の取組を進めます。(生涯学習課)</p> <p>① 2 健全育成パトロール等、地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会が活動できる環境の整備・取組を推進します。(教育指導課)</p> <p>① 3 青少年が健やかに成長し生きる力を身につけるため、各種団体等と連携し、様々な学びと体験の場の提供等を行います。(生涯学習課)</p> <p>① 4 障がいの有無や国籍、性別等の違いや多様性を理解し、認め合う社会の実現に向けて交流します。(生涯学習課)</p> <p>① 5 家庭の教育の向上、保護者への学習の浸透、拡大を図るため、地域の力を活用した家庭教育支援を充実します。(生涯学習課)</p> <p>① 6 子どもたちが地域の中で、安全に安心して遊び、大人たちと交流できる場・機会を提供します。(こども課)</p>
自立支援	② すべての子ども・若者が安心して成長できる機会が確保され、自立した社会生活を送っている。	<p>不登校やニート、ひきこもり、いじめ、虐待など社会生活上様々な困難を抱える子ども・若者について、関係機関が連携して自立に向けた支援を行っていますが、今後こうした支援が必要になるケースが、ますます増加すると見込まれます。</p> <p>このような困難を抱える子ども・若者や支援者に対して、円滑な社会生活を送ることができるよう、様々な支援機関と連携して、社会復帰に向けて取り組む必要があります。</p>	<p>② 1 不登校、ニート、ひきこもり等に関する相談窓口の体制を整備し、相談できる環境を充実させ、地域と連携した支援を行います。(生涯学習課)</p> <p>② 2 「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」参加機関との連携により、不登校、ニート、ひきこもり等困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援に取り組みます。(生涯学習課)</p>
	■ 市民ができること	■ 事業者ができること	
健全育成	① 地域の子どもの安全と成長を見守り、青少年の健全育成活動や事業に参加する。	① 県青少年健全育成条例の規定や趣旨を理解する。 ① 青少年の健全育成活動に支援、協力する。	
自立支援	② 自らの得意分野や専門性等を發揮した、青少年の自立支援に資する活動へ参加、協力する。 ② 不登校やニート、ひきこもり等の当事者及び家族に、行政の支援窓口等の情報を提供する。	② 子ども・若者に対する職業体験・職業訓練等の取組に協力する。	

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 青少年指導活動事業（生涯学習課） ① 2 地域ぐるみ健全育成推進事業（教育指導課） ① 3 青少年野外活動事業（生涯学習課） チャレンジ教室事業（生涯学習課・図書館） 青少年健全育成団体支援事業（生涯学習課） IKOMA サマーセミナー事業（生涯学習課） ① 4 ユニバーサルキャンプ事業（生涯学習課） ① 5 家庭教育支援チームを中心とした、地域・学校・家庭の連携による家庭教育支援事業（生涯学習課） ① 6 放課後子ども教室事業（こども課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民が青少年の安全や成長の見守りに参加しやすいような仕組みづくりに取り組みます。（生涯学習課） ① 青少年が安心して成長できる環境をつくるために、地域の力を活用して安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。（生涯学習課） ① 青少年が犯罪被害に巻き込まれない環境をつくるために、関係機関と連携します。（生涯学習課） 	<p>① 青少年健全育成事業参加人数（人）</p> <p>野外活動事業、国際交流事業、子どもの居場所づくり教室等、市主催の青少年健全育成事業への年間参加延べ人数。青少年の自立心や協調性を育むため、より多くの青少年が参加できる内容の実施に努めます。（生涯学習課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）事業（生涯学習課） ② 2 子ども・若者支援ネットワーク運営事業（生涯学習課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 支援者向けセミナー等を開催し支援に協力していただく人材の確保に努めるとともに、地域と協力し、支援体制、窓口の設置等の情報を周知します。（生涯学習課） ② 困難を抱えた子ども・若者の支援のため、関係機関と連携し、学習支援や居場所づくりに取り組みます。（生涯学習課） 	<p>② ユースネットいこま相談者数（人）</p> <p>ユースネットいこまに来所した相談者の実人数。生駒市子ども・若者支援ネットワーク参加機関等と連携しながら支援を必要とする当事者の掘り起こしに努めるとともに、自立に向けた支援を継続的に行っていきます。（生涯学習課）</p>

■関連する主な取組		
健全育成	221 学校教育	<p>【青少年指導活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 4 すべての生命を尊重し、自己有用感と相互理解を高めるための心の教育を充実します。（教育指導課） ① 8 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業により、地域でつながり合う子育てに取り組み、地域教育力で学校を支援します。（教育指導課）
自立支援	121 高齢者保健福祉・地域福祉	<p>【子ども・若者の自立に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 8 生活困窮者の自立に向けた支援の充実を図ります。（保護課）
	212 子ども・子育て支援	<p>【子ども・若者の自立に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 1 子どもたちが安心して成長できるよう、地域子育て支援拠点事業及びファミリーサポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制を充実します。（子育て支援総合センター）

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
人権	①市民が人権について正しい知識を持ち、互いに理解し、尊重し合えるように人権意識が高まっている。	我が国の憲法で基本的な人権は、侵すことのできない永久の権利として保障されており、21世紀は「人権の世紀」と言われています。本市では、平成31(2019)年に生駒市人権施策に関する基本計画(第2次)を策定し、これに基づき、人権教育・啓発の推進、相談・支援の充実及びボランティア活動に対する支援を行っています。 しかし、現在でも同和問題や高齢者、障がい者等に関わる様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネットを悪用した人権問題やLGBT※1等の性的少数者等に関する問題も起こってきています。 今後も市民一人ひとりが人権意識を高めるためには、効果的な人権教育・啓発を行っていくとともに、人権侵害の潜在化に対する状況把握と迅速な対応ができる体制を整備していくことが必要となっています。	①1 市民が人権について正しい知識や情報を持つように広報、周知活動を実施します。(人権施策課) ①2 市民や事業者へ人権についての教育・啓発を推進します。(人権施策課) ①3 市民が主体的に参加できる人権についての講座・研修会・催しの充実により、意識の高揚を図ります。(人権施策課) ①4 多様な人権問題に対応するため、市民や各種団体等と連携するとともに、これまで取り組んできた成果や課題を踏まえ、多様な機会や媒体を通じて教育・啓発を進めます。(人権施策課・教育指導課) ①5 学校教育や社会教育等での人権教育の推進を図ります。(人権施策課・教育指導課) ①6 職員に対して、職務執行における人権意識の高揚を図ります。(人事課) ①7 相談に対する適切な対応や指導、支援を行います。(人権施策課)
多文化共生	②外国人住民が快適に生活でき、日本人と外国人住民が互いに理解・尊重し合い、共生できる社会が実現している。	近年、交通機関や情報通信技術の発達に伴い、グローバル化が進み、言語も文化も違う外国人が全国の様々な地域で暮らすようになっており、今後さらに増加していくものと考えられています。本市においては、外国人住民は近年増加傾向にあり、現在1,200人近くの外国人が暮らしています。 本市の外国人への取組としては、平成8(1996)年に生駒市国際化基本指針が、平成12(2000)年に生駒市外国人住民教育指針が策定され、外国人の生活支援のための環境づくりを行っているほか、多文化交流を図るために国際交流活動等を行っています。 今後は、観光や就業等で増加が見込まれることから、外国人が過ごしやすい環境づくりにも対応していくとともに、外国人住民との交流や外国の文化等を学ぶことができる機会の充実を図りながら、外国人住民の生活支援や国際交流活動を担う体制の充実等を行い、外国人住民が快適に生活でき、日本人と外国人住民が互いに理解・尊重し合い、共生できる社会の実現のための取組が必要です。	②1 外国人住民の多様な文化・伝統に対する理解の推進を図ります。(人権施策課) ②2 外国人住民教育推進懇話会等の意見を踏まえ、多文化共生事業の推進を図ります。(人権施策課) ②3 外国人住民の生活支援や国際交流活動を担うため、支援できる環境づくりを推進します。(人権施策課・広報広聴課) ②4 青少年が多文化を理解できるような事業等を開催します。(生涯学習課) ②5 学校教育、社会教育における多文化共生教育を推進します。(教育指導課) ②6 市民向けの情報について多言語表記を進め、多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。(人権施策課)
	■ 市民ができること	■ 事業者ができること	
人権	① 人権尊重の精神に対する理解を深める。 ① 日常生活において、人権感覚を身につける。	① 人権を尊重した事業活動を実施する。 ① 従業員に対する人権教育研修を推進する。 ① 採用条件や雇用条件を適正に整備する。	
多文化共生	② 多様な文化に対する理解を深め、尊重する意識を高める。 ② 国際交流事業に参加する。	② 外国人住民の就労を支援する。 ② 市の事業等に参加、協力する。 ② 外国人住民にも対応したサービスを提供する。	

※1 LGBT:同性愛のLesbian(レズビアン)とGay(ゲイ)、両性愛のBisexual(バイセクシュアル)、出生時に法律的/社会的に定められた自らの性別に違和感を持つTransgender(トランスジェンダー)の総称で、それぞれの頭文字をつなげた略語。日本語ではしばしば、LGBTを含めた性的マイノリティー(性的少数者)全体を指す用語としても使われる。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 「人権を確かめよう日」の広報（人権施策課） ① 2 地区別懇談会の開催、人権教育研修講師派遣事業（人権施策課） ① 3 「人権を確かめよう日」、「差別をなくす強調月間」、「人権週間」にちなんだ講演及び映画会等の開催（人権施策課） 多様な人権問題に関する人権教育講座「山びこ」の開催（人権施策課） ① 4 生駒市人権教育推進協議会、生駒市人権教育研究会への支援（人権施策課・教育指導課） いこまスマホサミットの開催（教育指導課） 生駒市犯罪被害者等支援条例に基づく支援及び啓発（人権施策課） ① 5 人権教育「いのちの教育」等の推進（人権施策課・教育指導課） 人権教育講座「山びこ」の開催（人権施策課） ① 6 職員人権問題研修の開催（人事課） ① 7 人権相談事業（人権施策課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 人権教育についての関心を高め、指導者を育成するために、自治会等と連携し地区別懇談会を開催します。（人権施策課） ① 人権問題についての理解を深めるために事業者と連携し、従業員に対する社内外での人権研修を推進します。（人権施策課） ① 人権問題について理解を深めるために、他の行政機関と連携イベント等を開催します。（人権施策課） 	<p>① 人権教育地区別懇談会の開催地区数（地区）</p> <p>暮らしの中で人権を尊重できるまちづくりを目指して、平成 14 年度から始まった各自治会別に開催する人権教育地区別懇談会の開催地区数（累計）。地区別に実施していることから、年度によって地区数が増減するため、現状を基準として開催を重ね、人権意識の高揚を図ります。（人権施策課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 多文化共生事業（人権施策課） ② 2 日本語教室の開催（人権施策課） ② 3 国際化ボランティア事業（人権施策課） ホームページの多言語対応（広報広聴課） ② 4 国際交流事業（生涯学習課） ユニバーサルキャンプ事業（生涯学習課） ② 5 多文化共生教育（教育指導課） ② 6 市民向けの文書の多言語表記の推進（人権施策課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 日常生活において言葉や文化の違いで不便を感じている外国人住民のために、自治会と連携しサポートします。（人権施策課） ② 多様な文化に対する理解を深めるために、事業者・NPO 等と協力します。（人権施策課） ② 多様な文化に対する理解を深めるために、他の行政機関と連携イベント等を開催します。（人権施策課） 	<p>① 講演会等参加者の人数（人）</p> <p>人権問題に関する講演会の参加者数（累計）。講演会等の参加者数を把握し、市民の人権問題に対する関心を示す指標とします。（人権施策課）</p>
		<p>② 日本語教室の学習者数（人）</p> <p>日本語教室の学習者数（累計）。外国人住民に日本語教室を提供し、快適な日常生活を過ごすことができるように支援することを通じて、市民の国際感覚を養成します。（人権施策課）</p>

小分野
3-1-1

人権・多文化共生

■関連する主な取組		
人権	131 障がい者保健福祉	【障がい者の人権】 ① 1 障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進します。（障がい福祉課）
	312 男女共同参画	【女性の人権】 ① 2 家庭、職場、学校、地域をはじめ、あらゆる分野への男女共同参画の促進がされるように啓発活動を推進します。（男女共同参画プラザ・人事課）
多文化共生	521 商工観光	【多様性対応】 ③ 3 ハイキング道や生駒駅周辺等の多言語化を含むサインや、高山竹林園等の施設を段階的に整備します。（商工観光課） ③ 4 外国人観光客の受け入れに積極的な観光関連事業者のハード、ソフト両面による体制整備のための支援をします。（商工観光課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
共同参画の意識形成	① 男女が平等でお互いの人権が尊重され、社会のあらゆる分野でだれもが個性や能力を発揮できるよう、さらなる取組が進んでいる。	職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残る一方、女性に対する意識の変革が浸透しつつある中、重大な人権侵害である配偶者や交際相手からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）等の問題も生じています。 家事・育児・介護等の大半を女性が担っていることについては、このような旧態依然とした固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、幅広い層に向けた意識啓発が必要です。また、DV等に係る相談件数は年々増加傾向にあり、今後も県と各関係機関との連携を図りながら、相談体制の充実等の取組を強化する必要があります。	① 1 市民や事業者など対象者が参加しやすく、男女共同参画の意識の啓発につながるような、講演・講座を開催します。（男女共同参画プラザ） ① 2 家庭、職場、学校、地域をはじめ、あらゆる分野への男女共同参画の促進がされるように啓発活動を推進します。（男女共同参画プラザ・人事課） ① 3 学校や地域等で、それぞれが自分の能力や個性を輝かせ、自分らしく生きることができる社会を目指し、出前講座を実施します。（男女共同参画プラザ） ① 4 男女共同参画プラザを拠点とし、女性やDV被害者等への相談・支援体制を充実させ、DVやハラスメントを許さない地域づくりを進めます。（男女共同参画プラザ）
女性活躍推進	② 女性活躍のための基盤整備が進み、あらゆる分野において女性が活躍できる公平性の高い社会の構築が進んでいる。	人口減少・少子高齢化が進む中で、男性の育児や介護、地域活動への参加、また、女性のさらなる社会進出等、男女が共にあらゆる分野に参画できる環境を構築することが求められています。 そのため、女性の参画をあらゆる分野において進めるとともに、女性の能力発揮（エンパワーメント ^{※1} ）を支援し、政策・方針決定過程への女性の参画を進める必要があります。一方、家事・育児・介護等の大半を女性が担っている現状を打破するには、男性のワーク・ライフ・コミュニティ・バランスを実現する必要があり、市民だけでなく、事業者がその重要性を理解することが求められます。	② 1 市のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性の人材の育成・活用に努めます。（男女共同参画プラザ・人事課） ② 2 ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスを広く推進するため、社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児・介護への参画の促進等職場環境の整備を推進します。（男女共同参画プラザ・人事課） ② 3 ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスの推進に向けた社会的気運の醸成、男性の家事・育児・介護への参画の促進等を目的とした、市民や事業者など対象者が参加しやすく、女性の活躍をサポートできるような、講演・講座を開催します。（男女共同参画プラザ）

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
共同参画の意識形成	① 家事・育児・介護など家庭のあらゆることを家族みんなで協力し、分担する。	① 従来の固定的な性別役割分担意識の変革やセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を防止する職場環境、体制の構築に取り組む。
女性活躍推進	② 「男の産休」や男性の育児休暇取得等についてよく理解し、男性の暮らし方、意識の変革を進める。	② 長時間労働の抑制等、ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスに配慮した職場づくりに取り組む。

※1 エンパワーメント：社会の一員として自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことを指す。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<p>① 1 「女性のためのリフレッシュ講座」、「防災と男女共同参画講座」、「片付け実践講座」等、各種講座の開催（男女共同参画プラザ）</p> <p>① 2 教職員研修、イクボス研修等、課題別職員研修等の実施（男女共同参画プラザ・人事課）</p> <p>① 3 市内小中学校、幼稚園へへの出前講座の実施（男女共同参画プラザ）</p> <p>① 4 女性のための一般総合相談や法律相談等の相談事業の実施（男女共同参画プラザ） DVやセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止をテーマとした講演、講座の開催（男女共同参画プラザ）</p>	<p>① 男女共同参画への理解を深めるために講座やイベントを市民と連携し企画、開催します。（男女共同参画プラザ）</p> <p>① 差別や暴力、虐待防止のため、行政・関係機関と地域の人々と密に連携を図ります。（男女共同参画プラザ）</p> <p>① 男女がともに育児休暇や介護休暇を取得しやすくするために、事業者と共に環境を整えます。（男女共同参画プラザ）</p> <p>① セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を防止するために事業者と連携し積極的に呼びかけ等を行います。（男女共同参画プラザ）</p>	<p>① 男女共同参画啓発講座等の開催数（件）</p> <p>市が開催する男女共同参画の講座等の開催数（累計）。男女共同参画の大切さを知ってもらうため、啓発の機会を増やします。（男女共同参画プラザ）</p>
<p>② 1 政策・方針決定過程における女性参画の拡大（男女共同参画プラザ） 市役所の女性管理職の積極登用（人事課）</p> <p>② 2 男女が共に働きやすい環境づくりの推進（男女共同参画プラザ） 出張相談、子育て女性のための就職相談等、ハローワーク、県との連携による就労支援（男女共同参画プラザ） 男性の育児休暇取得等の促進（人事課）</p>	<p>② 女性活躍のために女性の職域拡大や管理職への登用促進等を、事業者と連携し積極的に推進します。（男女共同参画プラザ）</p> <p>② ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスに配慮するために事業者と共に職場環境を整えます。（男女共同参画プラザ）</p>	<p>② 市の附属機関等の女性委員の割合（％）</p> <p>市の附属機関等の委員総数に対する女性委員の割合。生駒市男女共同参画行動計画に基づく目標値（令和6年度40％）を踏まえ、審議会等へ女性委員の参加を促進します。（男女共同参画プラザ）</p>
<p>② 3 「男性のためのコミュニケーション講座」、「パパと遊ぼう」、「親子クッキング」等の講演、講座の開催（男女共同参画プラザ）</p>	<p>② 「男の産休」や男性の育児休暇取得等について事業者も共に周知啓発し、男性の暮らし方、意識の变革を進めます。（男女共同参画プラザ）</p>	<p>② 市内のイクボス宣言事業者数（箇所）</p> <p>市内のイクボス宣言した事業所数（累計）。安心安全で快適な職場環境の整備を促し、従業員のいきいきとした働き方の実現を目指します。（男女共同参画プラザ）</p>

小分野
3-1-2

男女共同参画

■関連する主な取組		
共同参画の意識形成	221 学校教育	<p>【子どもの意識形成】</p> <p>① 4 すべての生命を尊重し、自己有用感と相互理解を高めるための心の教育を充実します。（教育指導課）</p>
女性活躍推進	212 子ども・子育て支援	<p>【女性活躍のための環境づくり】</p> <p>① 1 待機児童解消に向けて、保育所の開設や保育士の確保に取り組みます。（こども課）</p> <p>① 2 保護者のニーズに合わせた保育事業を継続するとともに、保育サービスのさらなる充実に取り組みます。（こども課）</p>
	521 商工観光	<p>【女性の活躍推進】</p> <p>② 4 子育て中の女性や高齢者等多様な人材への就業支援を行います。（商工観光課）</p>

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
市民協働・協創	① 市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じて協働し、まちづくりが進んでいる。	高齢化の進行等の社会環境の変化により市民・地域のニーズも多様化する中、行政だけでなく様々な分野において市民との協働による取組を推進していくことが求められています。 このことから、行政がすべての公共を担うという意識を変え、市民・事業者と目的を共有し、互いに役割を認識しながらまちづくりを進めていく必要があります。そのためには様々な媒体を活用した情報発信・提供・共有により市民の市政への参画機会の拡大、協働・協創への理解を促進していく必要があります。	① 1 生駒市自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりの実現に向け、参画と協働による取組を推進します。(市民活動推進課) ① 2 参画と協働に関する職員への意識高揚を図ります。(市民活動推進課) ① 3 審議会委員等を公募する仕組みを運用することにより、市政への市民参画の機会を創出します。(総務課) ① 4 参画と協働のまちづくりの前提として、市民の活動や市政についての積極的な情報共有を行います。(広報広聴課・いこまの魅力創造課) ① 5 市民等の協働による事業を支援するとともに、公共・公益イベントについての情報発信を行います。(市民活動推進課)
地域活動	② 地域に住む人々が、まちづくりの主役・コミュニティの担い手として、協力し合いながらまちづくりが進んでいる。	地域における人間関係の希薄化や価値観の多様化等により自治会加入率が微減傾向にあり、地域力の低下が懸念される中、地域での支え合いがより必要な状況となっています。 そのような状況下で、市民自治協議会の設立に向けた動きが複数の小学校区で進みつつあり、各地域で地域課題の解決に向けた様々な活動が芽生えてきています。 このことから、市民自治協議会の意義や必要性についての周知等、市民自治協議会の設立に向けた継続的な支援とともに、地域の多様な課題やニーズに対応するため、コミュニティに根ざした市民の参画促進や地域の人材発掘、また、地縁を超えたNPO※1との連携等を進めていく必要があります。	② 1 広報紙等による啓発や自治連合会と協力し、自治会未加入者への加入促進を図ります。(市民活動推進課) ② 2 地域コミュニティの中核である自治会の活動を支援します。(市民活動推進課) ② 3 地域コミュニティの活動拠点である地区集会所の整備に対して支援します。(市民活動推進課) ② 4 これからの地域のあり方を考える機会の提供をはじめ、多様な主体が地域の課題解決のために取り組む市民自治協議会の立ち上げや活動を支援し、地域コミュニティを強化します。(市民活動推進課)
市民活動	③ 様々な分野におけるNPOの活動が展開され、地域との連携によるまちづくりが進んでいる。	ライフスタイルや価値観、住民ニーズの多様化に伴い、NPOによる社会貢献活動のテーマも多様化しています。NPO活動は増加傾向にありますが、地域課題の解決に繋がる活動の展開や組織の資金調達などの課題もあります。 今後は、地域課題の解決とともに、ありがたい地域の姿をイメージしたまちづくりに繋がる活動を自治会や市民自治協議会等、地域と連携して進めていく必要があり、地域づくりを担う存在として期待されています。	③ 1 NPO活動を支援します。(市民活動推進センター) ③ 2 コーディネート機能を充実します。(市民活動推進センター) ③ 3 市民活動を活発にするための各種講座等を実施します。(市民活動推進センター)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
市民協働・協創	① まちづくりに関心を持ち、地域活動や市民活動の理解を深め、まちづくりの主体として活動する。	① 地域課題の解決に向けて、市民または地域と一緒に取り組めることを考え、活動する。
地域活動	② 地域内の人間関係を深めるとともに、自治会活動など地域のコミュニティ活動に積極的に参加、協力する。	② 地域の一員としての意識を持ち、コミュニティ活動へ積極的に参加、協力する。
市民活動	③ 社会貢献活動に興味を持ち、市民活動を活発にするための講座等に参加する。また、NPOが主催する事業等に参加・協力する。	③ 積極的にNPOや行政と連携し、自らの専門的な知識や強み、経験を活かしてまちづくりに貢献する。また、従業員の社会貢献活動への参加を支援する。

※1 NPO:「Non-Profit Organization」(非営利組織)の略称。法人格の有無を問わず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境等社会の多様な課題(テーマ)に市民が主体的に取り組む組織。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標																																				
<p>① 1 生駒市自治基本条例の周知・啓発（市民活動推進課） 生駒市自治基本条例進捗状況調査（市民活動推進課） 参画と協働のまちづくり事務事業調査（市民活動推進課）</p> <p>① 2 参画と協働の職員研修（市民活動推進課）</p> <p>① 3 審議会等の公募市民等無作為抽出型登録制度（総務課）</p> <p>① 4 広報紙等によるまちの情報提供（広報広聴課） オープンデータ^{※2}化の推進（いこまの魅力創造課）</p> <p>① 5 いこまどんどこまつり実行委員会の運営（市民活動推進課） イコマニア事業の実施（市民活動推進課）</p>	<p>① 地域の一員としての意識を高め、居住地域への関心や問題意識を持ってもらうため、市民と連携し情報提供のあり方を考えます。（市民活動推進課）</p>	<p>① 参画と協働の事業数（件）</p> <table border="1"> <caption>① 参画と協働の事業数（件）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>187</td><td>250</td></tr> <tr><td>H27</td><td>195</td><td>250</td></tr> <tr><td>H28</td><td>203</td><td>250</td></tr> <tr><td>H29</td><td>245</td><td>250</td></tr> <tr><td>H30</td><td>273</td><td>250</td></tr> <tr><td>R1</td><td>280</td><td>250</td></tr> <tr><td>R2</td><td>285</td><td>250</td></tr> <tr><td>R3</td><td>290</td><td>250</td></tr> <tr><td>R4</td><td>295</td><td>250</td></tr> <tr><td>R5</td><td>300</td><td>250</td></tr> </tbody> </table> <p>庁内各課における参画と協働の取組事業数。 毎年度 5 件の増加を目指します。（市民活動推進課）</p>	年度	現状値	目指す値	H26	187	250	H27	195	250	H28	203	250	H29	245	250	H30	273	250	R1	280	250	R2	285	250	R3	290	250	R4	295	250	R5	300	250			
年度	現状値	目指す値																																				
H26	187	250																																				
H27	195	250																																				
H28	203	250																																				
H29	245	250																																				
H30	273	250																																				
R1	280	250																																				
R2	285	250																																				
R3	290	250																																				
R4	295	250																																				
R5	300	250																																				
<p>② 1 自治会加入の促進（市民活動推進課）</p> <p>② 2 自治会活動・自治連合会運営支援事業（市民活動推進課）</p> <p>② 3 地区集会所補助事業（市民活動推進課）</p> <p>② 4 ワークショップ等の開催（市民活動推進課） 地域まちづくり活動支援補助金の交付（市民活動推進課） 自治会等への地域提供プログラム「おたすけ帳」の配布（市民活動推進課）</p>	<p>② 地域の多様な課題やニーズに対応するため、地域、NPO 等と連携し、地域の課題解決に取り組みます。（市民活動推進課）</p>	<p>② 自治会加入世帯数（世帯）</p> <table border="1"> <caption>② 自治会加入世帯数（世帯）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>39,020</td><td>39,164</td></tr> <tr><td>H27</td><td>39,484</td><td>39,164</td></tr> <tr><td>H28</td><td>39,381</td><td>39,164</td></tr> <tr><td>H29</td><td>39,539</td><td>39,164</td></tr> <tr><td>H30</td><td>39,044</td><td>39,164</td></tr> <tr><td>R1</td><td>39,315</td><td>39,164</td></tr> <tr><td>R2</td><td>39,068</td><td>39,164</td></tr> <tr><td>R3</td><td>39,092</td><td>39,164</td></tr> <tr><td>R4</td><td>39,116</td><td>39,164</td></tr> <tr><td>R5</td><td>39,140</td><td>39,164</td></tr> <tr><td>R6</td><td>39,140</td><td>39,164</td></tr> </tbody> </table> <p>地域コミュニティの中核である自治会に加入している世帯数（4月1日現在）。令和6年度に39,164世帯を目指します。（市民活動推進課）</p>	年度	現状値	目指す値	H26	39,020	39,164	H27	39,484	39,164	H28	39,381	39,164	H29	39,539	39,164	H30	39,044	39,164	R1	39,315	39,164	R2	39,068	39,164	R3	39,092	39,164	R4	39,116	39,164	R5	39,140	39,164	R6	39,140	39,164
年度	現状値	目指す値																																				
H26	39,020	39,164																																				
H27	39,484	39,164																																				
H28	39,381	39,164																																				
H29	39,539	39,164																																				
H30	39,044	39,164																																				
R1	39,315	39,164																																				
R2	39,068	39,164																																				
R3	39,092	39,164																																				
R4	39,116	39,164																																				
R5	39,140	39,164																																				
R6	39,140	39,164																																				
<p>③ 1 マイサポいてま運用、情報収集提供事業、コーディネート・相談事業（市民活動推進センター）</p> <p>③ 2 情報収集提供事業、コーディネート・相談事業、コーディネーターの資質向上（市民活動推進センター） 地域提供プログラム「おたすけ帳」を活用したマッチング（市民活動推進センター）</p> <p>③ 3 組織活力アップ事業、市民公益活動啓発事業（市民活動推進センター）</p>	<p>③ 市民の多様な活動ニーズに対応するため、中間支援的な機能を持つ NPO と共にコーディネート機能を担います。（市民活動推進センター）</p>	<p>③ コーディネート件数（件）</p> <table border="1"> <caption>③ コーディネート件数（件）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H29</td><td>142</td><td>185</td></tr> <tr><td>H30</td><td>159</td><td>185</td></tr> <tr><td>R1</td><td>165</td><td>185</td></tr> <tr><td>R2</td><td>170</td><td>185</td></tr> <tr><td>R3</td><td>175</td><td>185</td></tr> <tr><td>R4</td><td>180</td><td>185</td></tr> <tr><td>R5</td><td>185</td><td>185</td></tr> </tbody> </table> <p>市民活動推進センターららポートにおいて、ボランティア・NPO 活動を希望する側と、募集する側との連絡調整を行った件数。 毎年度 5 件の増加を目指します。（市民活動推進センター）</p>	年度	現状値	目指す値	H29	142	185	H30	159	185	R1	165	185	R2	170	185	R3	175	185	R4	180	185	R5	185	185												
年度	現状値	目指す値																																				
H29	142	185																																				
H30	159	185																																				
R1	165	185																																				
R2	170	185																																				
R3	175	185																																				
R4	180	185																																				
R5	185	185																																				

■関連する主な取組		
市民協働・協創	612 情報提供・情報利活用	<p>【市民等への情報発信・提供】</p> <p>① 2 市民が親しみやすく、分かりやすい記事作りに加え、年齢や障がいの有無、言語に関わらず、正確に情報が伝わる広報紙を発行します。（広報広聴課）</p>
地域活動	121 高齢者保健福祉・地域福祉	<p>【地域の居場所づくり・市民自治協議会設立にむけた地域の取組支援】</p> <p>① 4 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。（地域包括ケア推進課・高齢施策課・市民活動推進課）</p>
市民活動	331 生涯学習・スポーツ	<p>【公益活動の推進】</p> <p>① 2 地域に眠る様々な特技や専門知識・技術を持った市民を発掘し、まちづくりに参加できる機会を提供します。（生涯学習課）</p>

※2 オープンデータ：小分野 6-1-2 参照

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
生涯学習	① 生涯学習を通じて、生きがいや楽しみを感じ、その成果が地域社会やまちづくりに還元されている。	生涯学習に関して意欲の高い市民は多く、生涯学習施設に対する満足度も比較的高い状況です。生涯学習への参加をさらに進めるとともに、生涯学習の場で学んだことを地域で活かす仕組みづくりとその活動の基盤となる生涯学習施設の意義は高まっています。 そこで、市民がすべてのライフステージで楽しみながら学び、生涯学習の成果を積極的に社会貢献やまちづくりに活かす仕組みづくりや、生涯学習の基盤となる生涯学習施設が利用者にとって快適・魅力的な施設であり続けるような管理や運営が必要です。	① 1 市民の自発的なグループ等の学習活動を支援するとともに、生涯学習の成果を還元する機会を提供します。(生涯学習課) ① 2 地域に眠る様々な特技や専門知識・技術を持った市民を発掘し、まちづくりに参加できる機会を提供します。(生涯学習課) ① 3 生涯学習施設が利用者にとって快適で魅力的な施設であり続けるために、施設の管理や運営を指定管理者と連携して行います。(生涯学習課) ① 4 生涯学習施設指定管理者と連携し、市民が多様な学習機会を得られるよう、各種事業を充実します。(生涯学習課) ① 5 寿大学を充実させ、高齢者の学習意欲を引き出し、まちづくりに貢献できるような人材の発掘、育成をします。(生涯学習課)
図書館	② 図書館が人と本、人と人をつなぎ、まちづくりの拠点となっている。	図書館は、資料や情報を提供する機能に加えて、子ども向け各種事業やビブリオバトル全国大会等関連事業、市民グループとの協創事業の開催等、本を通したコミュニティづくりを実施しています。 これらの取組の拡充のほか、高齢者が豊かなセカンドステージを過ごすためのサービスの充実、マンパワーを活かす仕組みづくり、市民一人ひとりがだれでも本と身近に親しめる新たな取組が求められています。	② 1 市民一人ひとりがだれでも身近に本と親しめる場を創出します。(図書館) ② 2 多様な図書館サービスを提供するために、官民の諸事業との連携、情報提供に加え、ボランティアの育成と協働を推進します。(図書館) ② 3 市民団体と協働して子どもの読書活動を推進します。(図書館)
スポーツ	③ スポーツを通して、健康を維持し、生きがいを実感できる環境と機会を充実させることにより、元気で笑顔あふれるまちとなっている。	本市では、だれもが個々のライフスタイル・ライフステージに応じて身近にスポーツを楽しむことのできる環境づくりを進めていますが、20~30歳代では、仕事や育児などで運動をする時間があまり確保できていない現状があります。 また、地域スポーツの中心的存在として活躍が期待されている総合型地域スポーツクラブ ^{※1} は、地域住民の認知度や理解度が低く、クラブの会員数が伸び悩んでいます。 今後は、さらに総合型地域スポーツクラブの発展を支援するとともに、体育施設指定管理者や生駒市体育協会、地域のスポーツ団体等と連携・協力して、個々の体力や年齢等にかかわらず、市民一人ひとりが興味や目的に応じて、地域スポーツ、生涯スポーツに親しめる環境をつくる必要があります。	③ 1 市民が身近な地域で気軽にスポーツ活動を行えるよう総合型地域スポーツクラブの活動内容等の周知啓発を行うとともに、各地域の実情に応じたクラブを育成します。(スポーツ振興課) ③ 2 障がい者のスポーツ活動状況を把握し、障がいの種類や程度に応じた事業を企画・運営します。(スポーツ振興課) ③ 3 スポーツに憧れや夢を抱くとともに、スポーツを身近に感じることができるようトップアスリート等を招き、ふれあうことのできる機会をつくります。(スポーツ振興課) ③ 4 地域でスポーツ・レクリエーション活動が活発に行えるような環境づくりを行います。(スポーツ振興課) ③ 5 個人の年齢・性別・体力に応じた運動を行うことができるスポーツ教室やスポーツイベント等の様々な機会を提供します。(スポーツ振興課) ③ 6 体育施設指定管理者が実施する事業を支援することで、公共施設を活用したスポーツ活動を推進します。(スポーツ振興課)
	■ 市民ができること	■ 事業者ができること	
生涯学習	① 生涯学習施設を活用するとともに、施設の快適性や魅力向上につながる意見や提案を行う。	① 行政、生涯学習関連団体等と連携して、市民の生涯学習の場で専門的な知識や技術を提供する。	
図書館	② 本に親しむとともに、人と本、人と人をつなぐボランティア活動を積極的にに行い、本を通したコミュニティづくりを主体的に運営する。	② 本だけでは得られない知識や技術を発信するとともに、図書館や関連団体等と協力して、本や体験学習等を通した学びや交流の場を運営する。	
スポーツ	③ それぞれのライフスタイルやライフステージに応じたスポーツニーズをアンケート調査等で、行政に対し伝える。 ③ スポーツサークルへの積極的な参加や定期的な運動の機会をつくる。	③ 従業員のスポーツ活動を支援する。 ③ 各種スポーツ事業へ参加・参画する。	

※1 総合型地域スポーツクラブ：地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。人々が、身近な地域でスポーツに親しむことを目的に、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持つ。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標																
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 自主学習支援事業（生涯学習課） ① 2 IKOMA サマーセミナー事業（生涯学習課） まちづくり人材バンク事業（生涯学習課） ① 3 生涯学習施設整備事業（生涯学習課） ① 4 生涯学習施設指定管理者自主事業との連携（生涯学習課） ① 5 高齢者生涯学習推進事業（生涯学習課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民の得意分野や専門知識等を活用した学びの場をつくるため、市民と協力して機会を提供します。（生涯学習課） ① 新たな人材を発掘するため、地域、NPO、事業者と相互に連携し様々な事業を実施します。（生涯学習課） 	<p>① 生涯学習施設の利用者数（人）</p> <table border="1"> <caption>生涯学習施設の利用者数（人）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>1,139,773</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1,095,748 (現状値)</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>1,142,000</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1,143,000</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1,144,000</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1,145,000</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>1,146,000 (目指す値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>たけまるホール・鹿ノ台ふれあいホール・北コミ・南コミ・美楽来・図書館・やまびこホール・コミュニティセンターの8ヶ所分の年間利用者数。施設の利便性の向上を図りながら市民の学習活動を促進することにより、さらなる利用者数の増加を目指します。（生涯学習課）</p>	年度	利用者数（人）	H29	1,139,773	H30	1,095,748 (現状値)	R1	1,142,000	R2	1,143,000	R3	1,144,000	R4	1,145,000	R5	1,146,000 (目指す値)
年度	利用者数（人）																	
H29	1,139,773																	
H30	1,095,748 (現状値)																	
R1	1,142,000																	
R2	1,143,000																	
R3	1,144,000																	
R4	1,145,000																	
R5	1,146,000 (目指す値)																	
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 ビブリオバトル全国大会・ビブリオバトル市内中学生大会（図書館） 市民との協創事業、「まちかど図書室」推進事業等（図書館） 図書館託児事業「こども あずかる らいばり こあら」（図書館） ② 2 高齢者・障がい者等への各種サービス（図書館） ② 3 子ども読書活動推進事業（図書館） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 人と本、人と人をつなぐために、市民が各種ボランティアとして活動することを支援します。（図書館） ② 市民が取組に参画するために、自治会等地域の市民活動団体と相互に情報発信し、「まちかど図書室」の運営へのサポートや市民との協創事業を充実します。（図書館） 	<p>② 団体貸出登録数（件）</p> <table border="1"> <caption>団体貸出登録数（件）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>登録数（件）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>77 (現状値)</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>105 (目指す値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>学校・園での授業に関連した貸出に加え、自治会、福祉団体等への貸出登録数。地域コミュニティの中で本を通して、学びや交流が生まれる活動を連携支援し、件数の増加を目指します。（図書館）</p>	年度	登録数（件）	H29	77 (現状値)	H30	96	R1	100	R2	102	R3	104	R4	105	R5	105 (目指す値)
年度	登録数（件）																	
H29	77 (現状値)																	
H30	96																	
R1	100																	
R2	102																	
R3	104																	
R4	105																	
R5	105 (目指す値)																	
<ul style="list-style-type: none"> ③ 1 総合型地域スポーツクラブ推進・支援事業（スポーツ振興課） ③ 2 障がい者スポーツ活動推進事業（スポーツ振興課） ③ 3 トップアスリート連携事業（スポーツ振興課） ③ 4 ファミリースポーツ普及啓発事業（スポーツ振興課） ③ 5 市民体育大会やスポーツ教室等の開催（スポーツ振興課） 市民総参加スポーツイベントの開催（スポーツ振興課） ③ 6 体育施設指定管理者自主事業との連携・支援（スポーツ振興課） 	<ul style="list-style-type: none"> ③ スポーツを「みる」「する」「ささえる」の観点から、市民がスポーツ活動に何らかの形で携われるようにするため、市民と連携してスポーツ事業の企画や運営を行います。（スポーツ振興課） ③ スポーツを始めるきっかけやスポーツに親しんでもらう1日とするために、地域のスポーツ団体（生駒市体育協会や総合型地域スポーツクラブ、単一種目のスポーツ団体）や体育施設指定管理者、民間スポーツクラブ等の市内スポーツ関係者とスポーツイベントを開催します。（スポーツ振興課） 	<p>③ 市、総合型地域スポーツクラブ、体育施設指定管理者等のスポーツイベントの参加者数（人）</p> <table border="1"> <caption>市、総合型地域スポーツクラブ、体育施設指定管理者等のスポーツイベントの参加者数（人）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>38,931 (現状値)</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>40,769</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>40,900</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>41,000</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>41,200</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>41,300</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>41,400 (目指す値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>市、総合型地域スポーツクラブ、体育施設指定管理者等が開催するスポーツ教室やイベントの参加者数。様々なスポーツニーズに対応できるよう、各種事業の充実を図ります。（スポーツ振興課）</p>	年度	参加者数（人）	H29	38,931 (現状値)	H30	40,769	R1	40,900	R2	41,000	R3	41,200	R4	41,300	R5	41,400 (目指す値)
年度	参加者数（人）																	
H29	38,931 (現状値)																	
H30	40,769																	
R1	40,900																	
R2	41,000																	
R3	41,200																	
R4	41,300																	
R5	41,400 (目指す値)																	

小分野
3-3-1

生涯学習・スポーツ

■関連する主な取組		
生涯学習	121 高齢者保健福祉・地域福祉 321 市民協働・地域コミュニティ	【学んだ成果を地域社会に還元】 ① 4 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。（地域包括ケア推進課・高齢施策課・市民活動推進課） 【学んだ成果を地域社会に還元】 ① 5 市民等の協働による事業を支援するとともに、公共・公益イベントについての情報発信を行います。（市民活動推進課）
図書館	121 高齢者保健福祉・地域福祉	【認知症にやさしい図書館づくり】 ② 1 認知症に関する理解を深めるための普及啓発を充実します。（地域包括ケア推進課）
スポーツ	131 障がい者保健福祉	【障がい者のスポーツ機会の創出】 ② 1 障がい者の社会参加の機会の充実とともに社会参加に必要な移動支援や情報提供等の充実を図ります。（障がい福祉課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
歴史・伝統文化	① 多様な施設が拠点となり、幅広い世代の市民が生駒の歴史文化に興味を持ち、住んでいる地域に愛着を持つ市民が増えている。	本市では、各地域に豊かな歴史と伝統文化資源が存在していることから、様々な施設等が拠点となり、これらの地域資源を活用した取組や保存・継承等を行っていく必要があります。 主に拠点となる生駒ふるさとミュージアムでは年間来館者数や歴史文化系講座の聴講者数は伸びており、シニア世代を中心に一定の歴史・伝統文化のファンを獲得していますが、働く世代・若年層にとっては、生駒の歴史・伝統文化への関心度は低い傾向にあります。 今後は働く世代・若年層を含め、より幅広い世代の市民が自分の住んでいる地域の歴史・伝統文化に関心を持ち、郷土愛を育むように取り組む必要があります。	① 1 市内にある有形・無形の文化財・伝統芸能の保存と活用を進めます。(生涯学習課) ① 2 歴史文化活動支援、ボランティアの育成等、郷土愛が育まれる事業を支援します。(生涯学習課) ① 3 生駒ふるさとミュージアムを拠点とし、指定管理者と連携して、世代を超えて市民が地域の歴史、伝統文化について、興味や親しみを持てる機会を提供します。(生涯学習課) ① 4 生駒の歴史・伝統文化に関し、生駒ふるさとミュージアムホームページやデジタルミュージアム、出版物等で情報発信を行います。(生涯学習課) ① 5 生駒の伝統文化である茶釜や茶道に親しむ機会の拡充を図ります。(生涯学習課)
文化振興・文化活動	② 文化芸術事業を積極的に鑑賞し、文化活動に活発に参加する市民が増え、豊かな感性が育っている。	生涯学習施設で行う文化芸術事業については、各種団体・事業者と連携し、多彩で質の高い、鑑賞型、参加型、展示型等の事業を展開し、利用者の立場に立った運営で利用者満足度を向上させてきました。 生涯学習施設で行う文化芸術事業については、さらなる利用者満足度の向上と市民文化活動の活性化を図る必要があります。	② 1 指定管理者と連携して、市民が文化芸術事業の鑑賞及び活動の参加を促す機会を充実します。(生涯学習課) ② 2 市民、NPO※1等と行政との協働で実施する生駒らしい文化芸術の普及と市民文化の向上に寄与する事業を支援します。(生涯学習課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
歴史・伝統文化	① 生駒ふるさとミュージアムの企画展示やイベントに、積極的に参加し、自分の住んでいる地域の歴史、伝統文化に興味をもち、次世代の担い手となる。	① 生駒の歴史、文化、資源を活用した事業を開催する。 ① 様々な歴史、伝統文化事業を通じて、新たなボランティア等の人材や文化の担い手を発掘、育成する。
文化振興・文化活動	② 文化や芸術に関心を持ち、様々なイベント・講座に積極的に参加する。	② 文化、芸術に親しみ、触れ合う機会を提供する。

※1 NPO:小分野 3-2-1 参照

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標																																	
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 文化財保存支援事業（生涯学習課） 文化財活用事業（生涯学習課） ① 2 歴史文化活動・ボランティア等育成支援事業（生涯学習課） ① 3 生駒ふるさとミュージアム指定管理事業（生涯学習課） ① 4 ホームページ・出版物等による情報発信事業（生涯学習課） ① 5 茶道体験事業（生涯学習課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 歴史・伝統文化にさらに親しみを持ってもらうために、市民に生駒ふるさとミュージアムのボランティアスタッフやこども学芸員等への参加を促します。（生涯学習課） ① 地域や事業者、神社仏閣等各団体が保管する資料を活用し、広く市民に披露します。（生涯学習課） ① 生駒ふるさとミュージアムが歴史文化学習の拠点となるために、指定管理事業の充実を図り、効果的な歴史・伝統文化の保存活用を行います。（生涯学習課） 	<p>① 歴史文化系講座等聴講者数（人）</p> <table border="1"> <caption>① 歴史文化系講座等聴講者数（人）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>863</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>935</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>973</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>954</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td></td> <td>980</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td></td> <td>985</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td></td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td></td> <td>995</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>1年間に市及び指定管理者が開催する歴史文化系講座の聴講者数。市の歴史や伝統文化を知る機会を増やし、幅広い世代にさらなる親しみや興味を持ってもらうことを目指します。（生涯学習課）</p>	年度	現状値	目指す値	H26	863		H27	935		H28	1,100		H29	973		H30	954		R1		980	R2		985	R3		990	R4		995	R5		1,000
年度	現状値	目指す値																																	
H26	863																																		
H27	935																																		
H28	1,100																																		
H29	973																																		
H30	954																																		
R1		980																																	
R2		985																																	
R3		990																																	
R4		995																																	
R5		1,000																																	
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 文化芸術振興事業（生涯学習課） ② 2 市民みんなで創る音楽祭（生涯学習課） 市民吹奏楽団事業（生涯学習課） 市民文化祭開催事業（生涯学習課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 市民が文化芸術活動に多様な形で携われるように、市民と協創で企画・運営を行います。（生涯学習課） ② 各種イベントの充実を図るため、事業者やNPO等の団体に協賛を含む協力を募ります。（生涯学習課） 	<p>② 文化芸術活動の参加者数（人）</p> <table border="1"> <caption>② 文化芸術活動の参加者数（人）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>36,596</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td></td> <td>36,900</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td></td> <td>37,000</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td></td> <td>37,100</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td></td> <td>37,200</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td></td> <td>37,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>生涯学習施設における文化芸術活動の年間延べ参加者数。各文化事業の内容を見直し、充実を図ることによって質の高い事業を展開し、本市における文化芸術の普及と市民文化の向上に寄与することを目指します。（生涯学習課）</p>	年度	現状値	目指す値	H30	36,596		R1		36,900	R2		37,000	R3		37,100	R4		37,200	R5		37,300												
年度	現状値	目指す値																																	
H30	36,596																																		
R1		36,900																																	
R2		37,000																																	
R3		37,100																																	
R4		37,200																																	
R5		37,300																																	

小分野
3-3-2

歴史・文化振興

■関連する主な取組		
歴史・伝統文化	521 商工観光	<p>【刊行物やデジタルミュージアムの効果的な利用】</p> <p>③ 2 市外客取り込みのための企画開発やツール作成を行います。（商工観光課）</p>
文化振興・文化活動	221 学校教育	<p>【文化体験授業】</p> <p>① 4 すべての生命を尊重し、自己有用感と相互理解を高めるための心の教育を充実します。（教育指導課）</p>

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
住環境	① 成熟した住環境とゆとりある空間を生かした、多様な住まい方・地域での暮らし方が増えている。	<p>本市は、大阪中心部からの利便性と豊かな自然を背景として、大規模な宅地開発に伴い、人口を増やし、発展してきました。</p> <p>しかしながら、本市における高齢化率の伸びは著しく、平成 27(2015)年の国勢調査によるとひとり暮らし高齢者は4,380 世帯（平成 12(2000)年比約 2.6 倍）、高齢者のみの世帯は 6,286 世帯（平成 12(2000)年比約 2.0 倍）となっており、今後、空き家数の増加、ニュータウンのオールドタウン化、地域コミュニティの低下が懸念されます。</p> <p>また、平成 28(2016)年度の空き家等実態調査によると、空き家所有者（アンケートで誰も住んでいないと回答）698 名の約 8 割が修繕すれば住める状態にある、同 698 名の約 4 割が売却または賃貸したいと回答しているにもかかわらず、その半数以上が買い手・借り手が見つからないと回答しており、人的・物理的要因等から、空き家を含めた中古住宅の流通の難しさがうかがえます。</p> <p>さらに、本市では地区計画制度等を利用し、地域特性をふまえた良好な住環境が維持されてきましたが、今後、時代のニーズに合わせて、住民合意のもと見直すことも考えられます。また、同時期に一斉入居した住宅地では、住まいもライフスタイルも均質化し、時代に応じて変化する柔軟性を保てなくなるおそれがあります。</p> <p>現在、平成 30(2018)年に設立した「いこま空き家流通促進プラットフォーム」において、本市と不動産関連事業者が連携して、個別の物件に応じた流通支援策を検討・実施しています。今後は、地域特性をふまえた空き家の予防・活用、中古住宅の流通の促進に加えて、多様な住まい方・地域での暮らし方を受け入れる基盤・風土づくりにも、取り組んでいく必要があります。</p>	<p>① 1 空き家等の市場への流通促進を図るため、いこま空き家流通促進プラットフォームの運営支援を行います。（住宅政策室）</p> <p>① 2 物件所有者の身体状況に合わせた住環境の整備や、空き家の発生予防と空き家になった後に取り組む維持管理について、必要な知識の普及啓発を行います。（住宅政策室・介護保険課・地域包括ケア推進課）</p> <p>① 3 空き家の地域活用を目的として、統合型 GISを活用した、空き家所有者と事業者等とのマッチングを行い、広報・イベント等を通じて活用事例を発信します。（住宅政策室）</p> <p>① 4 地域住民等と連携し、新たな空き家等の発生・解消の実態把握を図ります。（住宅政策室）</p> <p>① 5 中古住宅の質を向上させるリノベーション^{※1}推進のため、事業者等と連携して、リノベーション事例の収集と広報・イベント等を通じての情報発信を行います。（住宅政策室）</p> <p>① 6 地域の特長を生かしたライフスタイルの実現を後押しするイベント・ワークショップ等を通じて、多様な住まい方・暮らし方への受容と理解を図ります。（住宅政策室・都市計画課）</p> <p>① 7 立地上流通困難な物件への対応措置について検討します。（住宅政策室）</p> <p>① 8 事業者と一体となって、近居・住み替えニーズの掘り起こしと魅力的な賃貸住宅等の供給策を検討するとともに、空き家対策の一環として、住宅需給バランス、周辺環境への負荷に配慮した、本市にふさわしい新築・土地利用のあり方を考えます。（住宅政策室・都市計画課）</p>
住宅性能	② いつまでも安心・快適に暮らせる住まいの普及が進んでいる。	<p>大規模地震の発生に備えて、令和 2(2020)年度末までに市内住宅の耐震化率を 95%（現状 86.7%）とする目標を掲げ、平成 18(2006)年度より住宅耐震改修補助事業を開始しましたが、未だ耐震基準を満足しない住宅が数多く存在しているため、今後、さらなる耐震化の促進が必要です。</p> <p>また、長期にわたり安心して、快適に暮らせる住環境を実現するためには、長期優良住宅認定制度等、住宅の質の向上を推進するなど、さらに多くの良質な住宅の普及促進が必要です。</p>	<p>② 1 広報やセミナーの開催等を通じて市民に啓発を行い、建築物の耐震化を推進します。（建築課）</p> <p>② 2 省エネルギー改修工事の効果や補助制度について市民にわかりやすく情報発信します。（建築課）</p> <p>② 3 長期優良住宅認定制度等についてリーフレットやホームページで市民や事業者へ広く周知します。（建築課）</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
住環境	<p>① 多様な住まい方・暮らし方への理解を深め、地域の魅力を維持・創出するために自分に何ができるかを考え、行動に移す。</p> <p>① 空き家所有者は、空き家問題を自分事として考える。</p>	<p>① 市場性と地域の未来をセットで考え、事業を通じて地域の持続的発展に貢献する。</p> <p>① 立地特性と既存ストックを生かした、魅力的な住まい方・空き家活用等の事例を、積極的に発信する。</p>
住宅性能	<p>② 自宅を適正に維持管理し、安全で良質な既存住宅を資産として次世代に継承していく。</p>	<p>② 良質な住宅とするための手法を住宅所有者へ積極的に提案する。</p>

※1 リノベーション：古い建物の良さを活かしながら、機能・性能等の改修により新たな価値を生み出し、現代のライフスタイルに合った住まいにのみがえらせること。原状回復のための修繕や不具合箇所の部分的な対処にとどまるリフォームと区別することが多い。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標																																																															
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 いこま空き家流通促進プラットフォームに対する空き家所有者情報の提供等運営支援（住宅政策室） ① 2 空き家や住まいに関するセミナー・相談会・出前講座等の開催（住宅政策室） 住宅改修に関する情報提供や支援（介護保険課・地域包括ケア推進課） ① 3 空き家データベースの関係課共有と活用（住宅政策室） ① 4 空き家等実態調査（小規模/簡易版）（住宅政策室） ① 5 リノベーションに関するイベント等の開催・リノベーション事例の発信（住宅政策室） 中古住宅の流通促進のための奨励金（住宅政策室） ① 6 地域ワークショップ等の開催（住宅政策室・都市計画課） ① 7 事業化に向けての関係課との協議（住宅政策室） ① 8 関係機関との協議（住宅政策室・都市計画課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 空き家の発生・解消の実態を把握するために、地域住民・自治会等と連携し、空き家の実態調査を行います。（住宅政策室） ① 空き家等の市場への流通促進を図るために、いこま空き家流通促進プラットフォームと連携し、流通困難物件の解決策等を検討します。（住宅政策室） ① 地域の特長を生かしたライフスタイルや中古住宅の質を向上させるリノベーション等の実施を後押しするために、地域住民・専門事業者等と連携し、若年世代・子育て層を意識した中古住宅活用事例・リノベーション事例を発信します。（住宅政策室） ① 多様な住まい方・暮らし方への受容と理解を広めるために、地域住民・自治会等と連携し、地区計画の前向きな見直しを含めた今後のまちなり方について考えます。（住宅政策室・都市計画課） 	<p>① 空き家流通促進プラットフォーム取扱件数（件）</p> <table border="1"> <caption>空き家流通促進プラットフォーム取扱件数（件）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>29</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>55</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>85</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>115</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>145</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>-</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table> <p>空き家所有者より同意を得て、いこま空き家流通促進プラットフォームに情報提供した物件数（累計）。埋もれていた空き家情報を不動産市場に浮かび上げさせ、より多くの物件を流通させることを目指します。（住宅政策室）</p> <p>① 多様な住まい方・空き家活用関連事業参加者数（人）</p> <table border="1"> <caption>多様な住まい方・空き家活用関連事業参加者数（人）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>184</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>340</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>510</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>680</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>850</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>-</td> <td>1,020</td> </tr> </tbody> </table> <p>空き家セミナーや地域ワークショップ等、多様な住まい方・空き家活用関連事業に参加した人数（累計）。既存ストックを生かして多様な住まい方・暮らし方が徐々に広がることを目指します。（住宅政策室）</p> <p>② 耐震化に関する補助件数（件）</p> <table border="1"> <caption>耐震化に関する補助件数（件）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>251</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>281</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>311</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>341</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>371</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>-</td> <td>401</td> </tr> </tbody> </table> <p>耐震改修工事補助等の制度を利用して耐震化された件数（累計）。住宅の所有者が自ら「生命・財産を守る」ことを基本としつつ、そのための支援として補助制度の利用を促進し、安全な住宅環境の確保を目指します。（建築課）</p>	年度	現状値	目指す値	H30	29	-	R1	55	-	R2	85	-	R3	115	-	R4	145	-	R5	-	175	年度	現状値	目指す値	H30	184	-	R1	340	-	R2	510	-	R3	680	-	R4	850	-	R5	-	1,020	年度	現状値	目指す値	H30	251	-	R1	281	-	R2	311	-	R3	341	-	R4	371	-	R5	-	401
年度	現状値	目指す値																																																															
H30	29	-																																																															
R1	55	-																																																															
R2	85	-																																																															
R3	115	-																																																															
R4	145	-																																																															
R5	-	175																																																															
年度	現状値	目指す値																																																															
H30	184	-																																																															
R1	340	-																																																															
R2	510	-																																																															
R3	680	-																																																															
R4	850	-																																																															
R5	-	1,020																																																															
年度	現状値	目指す値																																																															
H30	251	-																																																															
R1	281	-																																																															
R2	311	-																																																															
R3	341	-																																																															
R4	371	-																																																															
R5	-	401																																																															
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 住宅耐震診断・耐震改修・既存住宅解体補助事業（建築課） ② 2 住宅省エネルギー改修工事補助事業（建築課） ② 3 長期優良住宅認定制度等の普及促進（建築課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 市民が安心して快適に住み続けるために、セミナー等への参加を促して、住宅性能の向上を図ります。（建築課） 																																																																

■関連する主な取組		
住環境	511 都市活力創造	【魅力的な住まい方・暮らし方の発信】 ① 1 地域課題の解決や、地域の魅力を創造する「まちの担い手」を増やすための場や仕組みをデザインします。（いこまの魅力創造課）
	121 高齢者保健福祉・地域福祉	【空き家発生予防】 ③ 4 高齢者の閉じこもりや孤立防止等の支援を行います。（高齢施策課・地域包括ケア推進課）
住宅性能	141 防災	【快適な住まいの普及】 ① 7 広報やセミナーの開催等を通じて市民に啓発を行い、建築物等の耐震化を推進します。（建築課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
土地利用	① 適切な土地利用により、良好な都市環境と豊かな自然が調和したまちづくりが進んでいる。	人口増加、都市化の進展を背景としたまちづくりの時代から、少子高齢化・地球環境問題の深刻化等、都市計画を取巻く状況の変化に対応するため、持続可能な都市経営の実現に向け取り組んできました。今後は、社会経済情勢の変化や地域の特性を踏まえた多様な住まい方、暮らし方に対応するまちづくりが必要です。 また、人口密度の低下や空き家の増加による都市のスポンジ化の進行が危惧されるなか、これまで合理的な土地利用によるまちづくりを推進してきましたが、今後は、商業・産業機能の集積・誘導の他、地域の状況に応じた適切な土地利用が必要です。 さらには、市街化区域内の農地は、これまで宅地化すべきものとして位置付けられていましたが、貴重な都市空間として保全の重要性が高まっています。生駒の最大の魅力である豊かな自然、田園環境の減少に対する一層の取組が必要となります。	① 1 時代のニーズに即した持続可能なコンパクトなまちづくりを一層進めるため、交通政策の他各分野と連携のとれた柔軟で合理的な土地利用を推進します。(都市計画課) ① 2 将来人口推計値やオープンデータ ^{※1} を活用し、将来の人口構成に適応する細やかな都市(地域)構造について分析・検討を進めます。(都市計画課) ① 3 商業・産業集積による持続的で活力ある都市の形成のため適切な土地利用の誘導を図ります。(都市計画課) ① 4 特定生産緑地制度 ^{※2} を推進し、都市農地の保全を進め、都市と緑・農の共生したまちづくりを推進します。(都市計画課) ① 5 生駒市景観形成基本計画に基づき、良好な都市景観の保全と形成を進めます。(みどり公園課)
拠点形成・地域形成	② 生駒の特性や資源を活かした魅力あふれる拠点・地域形成が進んでいる。	人口の低密度化等により、生活サービス機能等の提供が困難になると予測されることから、都市拠点や地域拠点を中心とした魅力あふれる都市づくりを一層進めていく必要があります。その中で、豊かな自然、良質な住環境、産業等、それぞれの地域のポテンシャルが十分に発揮され、融合をしていることが重要となります。 また、人口減少と少子高齢化の進行等による社会構造の変化や、市民ニーズの多様化により顕在化する地域課題等への対応に向け、市民の多様なライフスタイルや価値観に順応できる拠点形成を推進することが必要です。	② 1 にぎわいと魅力ある都市拠点(生駒駅・東生駒駅周辺地域)及び地域拠点(学研北生駒駅周辺地域、南生駒駅周辺地域)の形成を図り、地域特性を活かしたまちづくりを推進します。特に、学研北生駒駅周辺については、まちづくり構想の実現に向け、地権者、事業者、自治会等の関係者とまちづくりを進めます。(都市計画課・事業計画課) ② 2 市民アンケートやワークショップ等により、地域の住民意向及び特性を把握し、地域特性を踏まえたまちづくりを地域住民と共に進めます。(都市計画課・住宅政策室)
学研都市	③ 学研高山地区第1工区との連携を図りつつ、第2工区において新たなまちづくりに向けた取組が進められている。	学研高山地区第2工区は、学研都市のほぼ中心に位置する好立地でありながら、依然として未整備となっているため、土地の荒廃が進み、第1工区やその他のクラスター ^{※3} との連携も図れていない現状です。 このような現状を踏まえ、奈良先端科学技術大学院大学をはじめとする第1工区との連携やイノベーション創出の基盤となる施設立地の受け皿、新たな雇用の創出と産業拠点形成による持続可能な都市経営等を実現することが重要となります。そのためには、関係機関等との協力体制を構築し、市民の理解や地権者の合意形成のとれた実現可能な全体土地利用計画等を策定する必要があります。 また、リニア中央新幹線新駅誘致に向け、これまで進めてきた誘致PR活動の継続に加え、リニア中央新幹線に対する市民の知識と理解を深める機会の創出が必要となります。	③ 1 有識者、関係機関、地権者、市民等を交えた、学研高山地区第2工区の新たなまちづくり検討組織を立ち上げ、奈良先端科学技術大学院大学等との連携による超スマート社会をリードするまちを目指して、全体土地利用計画や段階的整備等について検討し、民間事業者が参画可能な計画を策定します。(学研推進室) ③ 2 学研高山地区第2工区の地権者組織による、地権者の意向集約・合意形成を図ります。(学研推進室) ③ 3 学研都市の建設推進に向けて、関西文化学術研究都市推進機構との連携強化を図ります。(学研推進室) ③ 4 リニア中央新幹線新駅誘致に向けた継続的なPR活動及びリニアに対する知識、理解を深める機会の創出を継続的に進めます。(都市計画課) ③ 5 奈良先端科学技術大学院大学等の学研都市関係機関との交流促進及びイベント・セミナー等の広報支援を進めます。(いこまの魅力創造課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
土地利用	① 法令等を遵守し、土地を有効に活用する。 ① 自然環境や地域全体の利益等にも配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。	① 法令等を遵守し、土地を有効に活用する。 ① 自然環境や地域全体の利益等にも配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
拠点形成・地域形成	② まちづくりへの積極的な参加により、意見を発信する。 ② 地域課題の解決や地域の活性化を自分事としてとらえ、主体的で継続性のある活動を行う。	② まちづくり構想等まちづくりの方針を踏まえ、事業を進める。
学研都市	③ 学研高山地区第2工区のまちづくりに対し、パブリックコメントやメール等を通じて意見を述べる。	③ 事業化に向けたパートナー企業としてまちづくりに参画する。

※1 オープンデータ:小分野 6-1-2 参照

※2 特定生産緑地制度:生産緑地法の改正により、指定から30年が経過する生産緑地地区について、引き続き固定資産税の減免等が受けられるように10年ごとに指定を更新できるように創設された制度。

※3 クラスター:けいはんな学研都市の特徴の一つで、文化学術研究地区をクラスターと呼んでいる。もともとは「ブドウの房」という意味であり、けいはんな学研都市には、12の文化学術研究地区(クラスター)がブドウの房のように分散配置されている。高山地区も12のクラスターの一つ。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 生駒市都市計画マスタープランの改訂（都市計画課） 用途地域指定（都市計画課） ① 2 細やかな都市（地域）構造の分析・検討（都市計画課） ① 3 用途地域指定（都市計画課） ① 4 生産緑地追加指定・特定生産緑地指定（都市計画課） ① 5 生駒市景観形成基本計画による景観保全・創出の推進（みどり公園課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 法令等を遵守し、土地を有効に活用するために、どこでも講座の開催等を通じて、市民や地域とまちづくりの方向性について共通認識を持ちます。（都市計画課） ① 都市農地の保全を図るために、特定生産緑地制度を通じて農業従事者や市民と、良好な住環境の維持・向上、まちなみの形成に努めます。（都市計画課） 	<p>① 特定生産緑地面積（ha）</p> <p>市街化区域内の生産緑地のうち、特定生産緑地の面積。生駒の最大の魅力である豊かな自然、田園環境の保全を図ります。（都市計画課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 生駒市都市計画マスタープランの改訂（都市計画課） 学研北生駒駅中心地区のまちづくり（都市計画課・事業計画課） バリアフリー基本構想策定事業（事業計画課） ② 2 地域ワークショップ等の開催（都市計画課・住宅政策室） どこでも講座、出前授業、地区計画等まちづくりに係る相談（都市計画課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 魅力あふれる拠点の形成のために、市民や関係者と共に、まちづくりを進めます。（都市計画課） ② 地域の活性化を目標とした継続性のある活動の創出により、地域団体と連携し、魅力あふれる地域形成を進めます。（都市計画課） 	<p>② まちづくり事業への参加者数（人）</p> <p>地域ワークショップやまちづくり会議等、まちづくりに関わる事業に参加した人数（累計）。地域住民等との協働によるまちづくりの推進を図ります。（都市計画課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ③ 1 全体土地利用計画等の策定（学研推進室） 市民等への情報周知・PR（学研推進室） ③ 2 まちづくり検討組織及び地権者組織の運営（学研推進室） 市民等への情報周知・PR（学研推進室） ③ 3 関西文化学術研究都市推進機構が実施する調査等への協力（学研推進室） ③ 4 リニア中央新幹線新駅誘致 PR 活動及び知識普及啓発（都市計画課） ③ 5 奈良先端科学技術大学院大学等の学研都市関係機関との交流促進・広報支援（いこまの魅力創造課） 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 本市全体の利益のために、市民と学研高山地区第2工区のまちづくりのメリットを共有します。（学研推進室） ③ 事業リスクを軽減した実現性の高い整備計画の策定のために、事業者等との連携を図ります。（学研推進室） ③ 学研都市全体のさらなる発展のために、自治体間、大学、企業等の関係機関との連携を図ります。（学研推進室） 	<p>③ 地権者組織への加入率（％）</p> <p>全地権者数のうち地権者組織へ加入した人の割合。学研高山地区第2工区における地権者の事業への関心の向上を図ります。（学研推進室）</p>

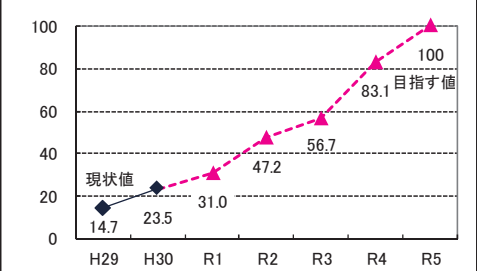
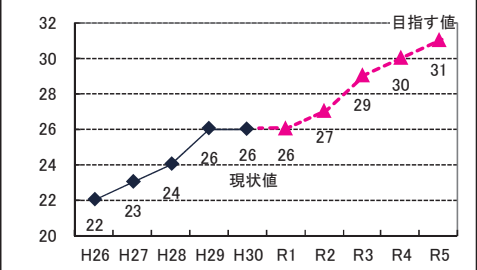
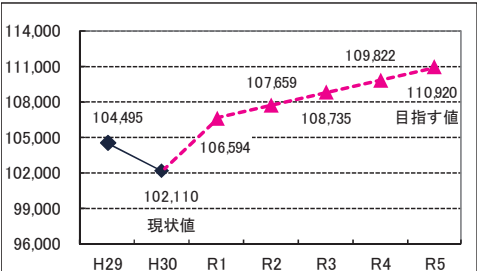
■関連する主な取組		
土地利用	421 道路・公共交通	【コンパクト＋ネットワーク】 ③ 1 生駒市地域公共交通活性化協議会を運営し、今後の公共交通のあり方について検討します。（防災安全課）
拠点形成・地域形成	411 住宅環境	【多様な地域ニーズを踏まえたまちづくり】 ① 6 地域の特長を生かしたライフスタイルの実現を後押しするイベント・ワークショップ等を通じて、多様な住まい方・暮らし方への受容と理解を図ります。（住宅政策室・都市計画課）
学研都市	521 商工観光	【多様な地域ニーズを踏まえたまちづくり】 ① 3 基盤整備の進捗と新たな立地企業の動向により、周辺地域との景観、環境に留意した工業適地の確保に取り組むとともに、適切な土地利用の誘導を図ります。（商工観光課・都市計画課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
幹線道路	① 幹線道路ネットワークの強化に向けて、関係機関とともに道路整備が進められている。	<p>国・県が事業主体となる広域の幹線道路が十分整備されていないため、市道での交通渋滞が発生しており、道路ネットワークの充実が求められています。</p> <p>幹線道路の早期整備が望まれています。用地取得等地元調整が難しい実情にあります。</p>	<p>① 1 幹線道路ネットワーク強化のため国道163号清滝生駒道路や国道168号等の広域幹線道路の整備を関係機関とともに推進します。(事業計画課)</p> <p>① 2 阪奈道路辻町ICの整備について、関係機関と連携し、事業を推進します。(事業計画課)</p> <p>① 3 国・県が実施する幹線道路整備に合わせ周辺市道を整備します。(土木課)</p> <p>① 4 国や県とも連携しつつ、学研生駒テクノエリアを中心に、企業立地に必要な道路等のインフラを整備します。(事業計画課・土木課)</p>
生活道路	② 歩行者・車両がともに安全・安心に通行することができる道路環境が確保されている。	<p>高度経済成長期に整備されてきた様々なインフラが老朽化しており、安全対策が重要な課題となっています。</p> <p>安全・安心な道路環境を確保していく中で、歩行者の安全確保をはかるための道路整備と、道路インフラの老朽化による維持管理コストの増大が懸念されます。</p>	<p>② 1 道路ストック(橋梁、法面、舗装)の定期点検を実施します。(管理課)</p> <p>② 2 道路インフラの長寿命化を図るための補修工事を実施します。(管理課)</p> <p>② 3 道路整備とともに交通安全対策を実施します。(土木課)</p>
公共交通	③ 持続可能で誰もが円滑に移動でき機能的で利便性が高い公共交通の施策が進んでいる。	<p>本市の公共交通は鉄道ほかバス路線網が発達し、通勤・通学等の移動手段に大きな役割を果たしています。しかし、今後、生産年齢人口の減少により公共交通ネットワークが縮小し、サービス水準が低下することが懸念されている一方、高齢化により公共交通への依存度が高まることが予想されることから、市の財政負担を最大限効率化し、公共交通を必要とする人への交通手段の確保、公共交通を維持するための利用促進等持続可能な公共交通のあり方を検討することが必要です。また、公共交通が都市機能の配置や土地利用等を誘導する機能を果たすためにも都市構造の将来ビジョンと整合を図り公共交通ネットワークを形成することが必要です。</p>	<p>③ 1 生駒市地域公共交通活性化協議会を運営し、今後の公共交通のあり方について検討します。(防災安全課)</p> <p>③ 2 コミュニティバスを運行します。(防災安全課)</p> <p>③ 3 公共交通機関の利用促進に向けた周知・啓発を行います。(防災安全課・環境モデル都市推進課・商工観光課)</p> <p>③ 4 公共交通機関の充実、維持について関係機関に要請します。(防災安全課)</p> <p>③ 5 鉄道駅のバリアフリー化を実施します。(事業計画課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
幹線道路	① 総論賛成各論反対とならないように、権利者・関係者等と協議を実施する。	① ワークショップや地元説明会を開催し、関係者の理解を求め、事業を推進する。
生活道路	② 軽易な異常の早期発見のために、システムによる通報を行うとともに、雨水柵の詰まりや草刈等軽易なものについて、地域で解決できるような体制づくりを行う。	② 安価で効果的なインフラの長寿命化策を提案する。
公共交通	③ 交通問題を自らの問題として主体的に考え、マイカーの利用前提を見直し、公共交通は常にある当然ではなく、マイカーを利用できなくなった場合の移動手段について考え、普段から公共交通を積極的に利用する。	③ 交通事業者は顧客満足度の向上に向けた経営を進めるとともに、交通結節点における他の交通手段の情報提供など利用者の利便性向上に繋がる取組を進める。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
① 1 国道163号清滝生駒道路整備推進（事業計画課） ① 2 辻町IC奈良方面ランプ整備推進（事業計画課） ① 3 道路新設改良事業（土木課） ① 4 企業誘致関連道路整備事業（事業計画課・土木課）	① よりよい道路整備のために市民や地域と説明会等で意見交換します。（事業計画課・土木課）	① 道路整備を計画している箇所の整備済延長割合（％）  <p>幹線道路整備に合わせた周辺市道の道路整備を計画している箇所の延長(680m)に対する整備済み延長の割合。周辺市道の整備を進めることで、企業誘致及び交通渋滞の緩和を図りながら、継続的な整備を進めます。（土木課）</p>
② 1 橋梁定期点検業務（管理課） 路面性状調査業務（管理課） 道路法面点検業務（管理課） ② 2 点検結果により作成した長寿命化修繕計画に基づく計画的な補修工事（管理課） ② 3 生活道路安全対策事業（土木課） 宝山寺参詣線道路改良工事（土木課）	② 1 道路の異常の早期発見や軽易な補修のために、市民に通報システムの活用を促します。（管理課） ② 2 道路の軽易な異常について、地域で補修していただくために、地域（自治会）に材料の支給等の支援を行います。（管理課）	② 橋梁長寿命化計画に基づく健全な橋梁数（橋）  <p>橋梁長寿命化修繕計画に基づき、重要な橋梁48橋のうち、健全となる橋梁数（累計）。安心・安全な道路ネットワークの構築に努めます。（管理課）</p>
③ 1 地域公共交通網形成計画の検討・策定（防災安全課） ③ 2 コミュニティバスの利用促進（防災安全課） ③ 3 公共交通機関利用促進啓発事業（防災安全課・環境モデル都市推進課・商工観光課） ③ 4 公共交通機関の維持・充実（防災安全課） ③ 5 鉄道駅バリアフリー化設備整備事業（事業計画課）	③ 生駒市地域公共交通活性化協議会の委員として参加した市民や公共交通事業者等と共に、地域にとって望ましい公共交通網を検討します。（防災安全課）	③ 「たけまる号」の乗車人数(人)  <p>コミュニティバス「たけまる号」5路線の年間の合計乗車人数。公共交通を必要としている人への交通手段としてコミュニティバスを運行しており、コミュニティバスの利用促進により乗車人数を増やし持続可能な公共交通を目指します。（防災安全課）</p>

■関連する主な取組		
幹線道路	521 商工観光	【幹線道路の整備】 ① 2 国や県とも連携しつつ、学研生駒テクノエリアを中心に、企業立地に必要な道路等のインフラを整備します。（事業計画課・土木課）
生活道路	151 生活安全	【生活道路点検】 ① 4 関係機関と連携し通学路の合同点検を実施します。（教育総務課・防災安全課・管理課・事業計画課・土木課）
公共交通	431 低炭素・循環型社会	【地域全体を見渡した公共交通網マスタープランの検討】 ③ 3 環境にやさしい交通への転換を目指します。（環境モデル都市推進課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
上水道	① 健全で効率的な事業経営を維持し、安全安心な水道水を安定して供給している。	<p>本市の水道事業は、給水を開始して以来、大規模宅地開発による人口増加等に対応するため、5次に及ぶ拡張事業を実施してきました。</p> <p>しかしながら、人口の減少や節水機器の普及という社会構造の変化から給水収益が減少傾向にあり、さらには施設の老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれています。そのため、既存の施設の延命化を図るとともに、県域水道一体化構想の検討を行いつつ、施設の統廃合や広域化を含めた効率的かつ計画的な施設整備を進めていく必要があります。</p> <p>また、水道事業は市民生活を支える重要なライフラインであるため、巨大地震等の大規模災害に備え、拠点施設や管路の耐震化等の取組を進めていくことが求められています。</p>	<p>① 1 健全で効率的な事業運営を維持し、安全安心な水道水の安定供給を続けていくため、将来の経営方針や事業計画を示します。(上下水道部総務課)</p> <p>① 2 水の有効利用のため、管路漏水調査や緊急修繕体制の整備を図ります。(工務課)</p> <p>① 3 県域水道一体化構想の取組について協議します。(上下水道部総務課・工務課・浄水場)</p> <p>① 4 給水装置^{※1}、貯水槽水道^{※2}や専用水道^{※3}の適正な管理を行ってもらえるよう指導、助言等を行います。(工務課)</p> <p>① 5 拠点施設や老朽管の更新をはじめ、施設、管路の耐震化を進めることで、災害に強い水道を構築します。(工務課・浄水場)</p> <p>① 6 再生可能エネルギーの利活用を行います。(浄水場)</p>
下水道	② 下水道や合併処理浄化槽 ^{※4} の普及が進み、生活排水や事業所排水が適正に処理されている。	<p>本市においては、下水道の普及率が平成29(2017)年度末現在で69.8%と、全国的にも高い水準にあるとはいえない状況にあります。特に竜田川については、生活排水が多く流れ込んでおり、市内の河川のうちで最も汚濁が進むなど、公共下水道の整備が急務となっています。</p> <p>そこで、公共下水道の整備を図る一方、下水道事業計画区域外については、合併処理浄化槽設置補助制度による整備促進を図るとともに、浄化槽を設置している家庭等に対しては定期点検や清掃等の適正な維持管理についての啓発活動を行っています。</p> <p>また、健全な事業運営を行うため、財政状況を明確化し、事業の計画性や透明性が確保された持続可能な事業運営が求められています。</p>	<p>② 1 下水道の整備とともに合併処理浄化槽の設置補助を行い、効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づき、効率的な事業展開を図ります。(下水道課)</p> <p>② 2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すための補助制度の啓発を行うとともに、浄化槽や宅地内排水設備の適正な維持管理について啓発します。(下水道課)</p> <p>② 3 竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠等の下水道施設の機能が十分発揮できるよう適正に維持・管理します。(下水道課)</p> <p>② 4 地方公営企業法を適用し、企業会計へ移行することで、財政状況を明確化し、事業の計画性や透明性が確保された持続可能な事業運営を実現します。(下水道課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
上水道	<p>① 節水と水道水の有効利用を行う。</p> <p>① 給水装置等の適正な管理を行う。</p>	<p>① 水道管の布設工事の効率化とコスト削減のため、ガス管工事や舗装工事等の路線や時期が重なる場合は、可能な限り水道事業者と調整共同施工を行う。</p> <p>① 節水と水道水の有効利用を行う。</p> <p>① 給水装置等の適正な管理を行う。</p>
下水道	<p>② 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続するとともに、宅地内の排水桝等の排水設備の適正な維持管理を行う。</p> <p>② 単独処理浄化槽や汲み取りの家庭では、早期に合併処理浄化槽への転換を図るとともに、適正な維持管理を行う。</p>	<p>② 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続するとともに、事業所内の排水桝等の排水設備の適正な維持管理を行う。</p> <p>② 単独処理浄化槽や汲み取りの事業所では、早期に合併処理浄化槽への転換を図るとともに、適正な維持管理を行う。</p>

※1 給水装置:道路に埋設されている配水管から各家庭に引き込む給水管や器具等。

※2 貯水槽水道:ビルやマンション等の受水槽から各家庭の蛇口に至るまでの設備。

※3 専用水道:飲食店、商業施設、レジャー施設等における自家用の水道で、1日に給水することができる水量が国の定める基準を超えるもの等。

※4 合併処理浄化槽:台所やお風呂、洗濯等の生活雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 水道事業ビジョンの策定（上下水道部総務課） ① 2 管路漏水調査及び修繕業務の強化（工務課） ① 3 県域水道一体化検討会及び専門部会での検討（上下水道部総務課・工務課・浄水場） ① 4 給水装置等の適正管理推進事業（工務課） ① 5 管路更新事業（工務課） 水道施設耐震診断事業（浄水場） 配水場電気設備更新事業（浄水場） 中央監視制御設備更新事業（浄水場） ① 6 山崎浄水場小水力発電設備運用（浄水場） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道管の布設工事の効率化とコスト削減のため、他の事業者と調整し共同施工や委託工事を行います。（工務課） ① 近隣水道事業者との技術協力や広域的連携、広報活動を協働して行います。（上下水道部総務課・工務課） 	<p>① 有効率（％）</p> <p>年間総配水量に対する年間総有効水量（年間総配水量－漏水等により失われる水量）の割合。計画的な施設の更新や漏水防止対策を実施し、今後も高率の維持に努めます。（工務課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 合併処理浄化槽設置整備事業（下水道課） 公共下水道管渠整備事業（下水道課） ② 2 浄化槽の適正管理推進事業（下水道課） ② 3 下水道施設の維持管理事業（下水道課） ② 4 地方公営企業会計移行事業（下水道課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 下水道工事におけるコスト縮減や地域への影響を軽減するため、他のライフライン事業者と調整し、共同施工等を行います。（下水道課） 	<p>① 浄水施設の耐震化率（％）</p> <p>浄水施設のうち耐震基準を満たしている施設の割合。大規模地震に対する浄水施設一体としての耐震性を示すもので、災害時においても安定した浄水処理能力の確保を目指します。（浄水場）</p>
		<p>② 下水道普及率（％）</p> <p>総人口に対する下水道整備済区域内人口の割合。国・県の上位計画と整合を図りながら、生駒市効率的な汚水処理施設整備基本計画に基づき、計画的な整備を図り、普及率の向上を目指します。（下水道課）</p>

■関連する主な取組		
上水道	421 道路・公共交通	【共同施工】 ② 2 道路インフラの長寿命化を図るための補修工事を実施します。（管理課）
	321 市民協働・地域コミュニティ	【水道水のPR】 ① 5 市民等の協働による事業を支援するとともに、公共・公益イベントについての情報発信を行います。（市民活動推進課）
下水道	432 生活環境	【水質保全】 ② 2 大気質・騒音・振動・水質等の調査結果について情報提供を行います。（環境保全課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
5R ※1	①ごみの総排出量が低減し、リサイクル率が向上している。	<p>本市では、循環型社会の形成の推進により、5R（リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル）の意識が市民や事業者に浸透し、燃えるごみの減量とともに、ごみの資源化が一層進んでいます。</p> <p>燃えるごみの減量化をさらに推進するため、市民及び事業者から排出されるごみ全体の排出量の低減と分別の徹底を進める必要があり、特に、燃えるごみの約4割を占める生ごみ（食品残渣）の減量を図る必要があります。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、適正管理を実施しつつ、施設の見直しを行い、廃棄物エネルギーの利活用を図る必要があります。</p>	<p>①1 市民・事業者・行政の活動を通して、5Rの推進と燃えるごみの減量を繰り返し啓発します。（環境保全課）</p> <p>①2 資源ごみのリサイクル方法やごみ減量効果を広報紙等で分かりやすく周知します。（環境保全課）</p> <p>①3 市民一人ひとりのごみ減量化やリサイクル等についての意識を高めるため、学校等での環境教育の充実を図ります。（環境保全課）</p> <p>①4 事業者が積極的にを行うごみ減量・発生抑制の取組（事業等）を支援します。（環境保全課）</p> <p>①5 市民・事業者・行政の活動を通して「プランターdeキエーロ」のモニターを増やしキエーロの普及啓発を進めます。（環境保全課）</p> <p>①6 フードドライブ※2を浸透させ、賞味期限の到来による食品廃棄を減量します。（環境モデル都市推進課・環境保全課）</p> <p>①7 食品ロス※3低減のため啓発活動等を行います。（環境モデル都市推進課・環境保全課）</p> <p>①8 環境フェスティバル等のイベントやどこでも講座等を通じて、ごみの適正な処理についての啓発・指導を行います。（環境保全課）</p> <p>①9 市民等が行う燃えるごみ減量のための取組を支援します。（環境保全課）</p> <p>①10 清掃センターの延命化とともに廃棄物エネルギーの利活用を図ります。（環境保全課）</p>
再エネ ※4	②再生可能エネルギーの普及が進んでいる。	<p>市民共同発電所の設立など市民との協働で公共施設や家庭への太陽光発電導入を積極的に推進し、地域での太陽光発電等の普及を着実に進めるとともに、事業者や市民団体との共同出資による地域新電力会社「いこま市民パワー株式会社」を設立しました。</p> <p>今後は、固定価格買取制度※5等の環境変化を踏まえ、太陽光発電のさらなる普及のための方策や、太陽光以外の未利用エネルギーの活用を検討する必要があります。</p>	<p>②1 太陽光発電など再エネの導入促進を図ります。（環境モデル都市推進課・各施設管理課）</p> <p>②2 いこま市民パワー株式会社を核としたエネルギーの地産地消の仕組みをつくります。（環境モデル都市推進課）</p> <p>②3 廃棄物エネルギー等、未利用エネルギーの有効活用を進めます。（環境モデル都市推進課・環境保全課）</p>
省エネ	③省エネルギー型の暮らしが定着している。	<p>市域での温室効果ガス排出量の部門別割合は、民生部門（66.3%）、運輸部門（20.3%）の順に高くなっています。</p> <p>割合の高い民生部門での排出量削減を目指し、住宅用省エネ設備への補助や、省エネ意識の向上を図る様々な啓発イベントを実施していますが、環境に配慮した行動や取組への参画者を広げることが課題となっています。また、運輸部門についても、公共交通機関の利用促進を図るための施策展開が必要です。</p>	<p>③1 住宅等の省エネ化を進めます。（環境モデル都市推進課・建築課）</p> <p>③2 環境に配慮した省エネルギー型の暮らしや活動を推進します。（環境モデル都市推進課）</p> <p>③3 環境にやさしい交通への転換を目指します。（環境モデル都市推進課）</p> <p>③4 小・中学校や幼稚園での出前講座や環境教育の取組を通じて、環境行動を促進します。（環境モデル都市推進課・教育総務課・教育指導課・子ども課）</p> <p>③5 市の業務全般によって生じる環境負荷を低減します。（環境モデル都市推進課）</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
5R	<p>① 5R（リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル）を意識し、ごみの減量と資源化を実践する。</p> <p>① 食品ロスの低減に繋がる取組を実践する。</p>	<p>① 5R（リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル）を意識し、ごみの減量と資源化を実践する。</p> <p>① 食品ロスの低減に繋がる取組を実践する。</p>
再エネ	<p>② 再生可能エネルギー設備を家庭へ導入する。</p> <p>② 地域でつくられた再生可能エネルギーを積極的に利用する。</p>	<p>② 再生可能エネルギー設備を事業所へ導入する。</p> <p>② 地域でつくられた再生可能エネルギーを積極的に利用する。</p>
省エネ	<p>③ 住宅の省エネ化を図る。</p> <p>③ 公共交通機関を利用する。</p> <p>③ 次世代自動車を導入する。</p>	<p>③ 事業所の省エネ化を図る。</p> <p>③ 次世代自動車を導入する。</p>

※1 5R:Reduce(リデュース⇒ごみを減らす)、Refuse(リフューズ⇒不要なものは断る)、Reuse(リユース⇒繰り返し使う)、Repair(リペア⇒修理して使う)、Recycle(リサイクル⇒再生利用)の5つの頭文字のRからなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

※2 フードドライブ:家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクを通じて、それを必要としている福祉施設や団体へ寄付をする活動。

※3 食品ロス:まだ食べられる食品がごみとなって排出されること。

※4 再エネ:再生可能エネルギーの略。石油、石炭等の化石エネルギーとは違い、太陽光、水力、風力等自然界から半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。

※5 固定価格買取制度:再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度(FIT:Feed-in Tariff)。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標																						
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 市民・事業者・行政による 5R の普及方法の検討（環境保全課） ごみ減量市民会議の活動による自治会懇談会等の実施とごみ減量の啓発（環境保全課） エコネットいまとの連携による事業の実施（環境モデル都市推進課） ① 2 市民・事業者・行政による自治会等の懇談会（環境保全課） ① 3 ごみ収集体験学習、一日環境教室及び清掃センター社会見学受け入れ（環境保全課） ① 4 エコパーク 21 における事業系生ごみのリサイクル処理（環境保全課） ① 5 キーロ製作講座等（環境保全課） ① 6 フードドライブ（環境モデル都市推進課・環境保全課） たけまるホールで実施しているフードドライブの継続実施と利用促進のための見直し（環境保全課） ① 7 行政と事業者が連携した食品ロス低減についての啓発等（環境モデル都市推進課・環境保全課） 食品ロス削減協力店の登録導入など事業所から排出される食品ロス削減に向けた取組（環境モデル都市推進課） ① 8 環境フェスティバル等イベントでのごみの減量化促進啓発（環境保全課） ① 9 生ごみ処理機・容器購入補助、集団資源回収補助等（環境保全課） ① 10 清掃センターの基幹的設備改良事業（環境保全課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 燃えるごみ減量のために、自治会等の団体と懇談会を実施し、ごみの分別や食品ロスの低減の取組の理解を図ります。（環境保全課） 	<p>① 1 人 1 日当たりの燃えるごみ排出量 (g)</p> <table border="1"> <caption>① 1 人 1 日当たりの燃えるごみ排出量 (g)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (g)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>426</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>421</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>416</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>405</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 人が 1 日当たりに出す家庭系燃えるごみの排出量。食品残渣、紙類、容器包装プラの資源化について啓発活動を通じてリサイクルを図り、燃えるごみの減量化を目指します。（環境保全課）</p>	年度	排出量 (g)	H29	437	H30	437	R1	426	R2	421	R3	416	R4	411	R5	405						
年度	排出量 (g)																							
H29	437																							
H30	437																							
R1	426																							
R2	421																							
R3	416																							
R4	411																							
R5	405																							
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 住宅等への再エネ設備導入への支援（環境モデル都市推進課） 公共施設への再エネ設備導入（環境モデル都市推進課・各施設管理課） ② 2 家庭・事業所に設置された太陽光発電からの電力調達と地産電力の供給の推進（環境モデル都市推進課） いこま市民パワー(株)による中長期事業計画策定のための情報提供、関係機関調整（環境モデル都市推進課） 地域課題解決のためにいこま市民パワー(株)が開催するワークショップへの協力（環境モデル都市推進課） 地産電源拡充のための市民エネルギー生駒との連携強化（環境モデル都市推進課） いこま市民パワーの収益を活用したコミュニティサービス実施への協力（環境モデル都市推進課） いこま市民パワー(株)を活用した地域内経済循環促進（環境モデル都市推進課） ② 3 清掃センターにおける廃棄物エネルギー利活用計画の推進（環境モデル都市推進課・環境保全課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② エネルギーの地産地消の仕組みを構築するために、家庭に太陽光発電システムを導入している市民と連携して、いこま市民パワー株式会社による地産電源の拡大を進めます。（環境モデル都市推進課） 	<p>② 再エネによる発電容量 (kW)</p> <table border="1"> <caption>② 再エネによる発電容量 (kW)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>発電容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>18,473</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>25,245</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>26,340</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>28,545</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>30,195</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>31,845</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>33,495</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>35,145</td> </tr> </tbody> </table> <p>市内の家庭・事業者が電気事業者と電力需給契約を締結した発電設備容量の合計。発電設備の設置により、再生可能エネルギーの普及を目指します。（環境モデル都市推進課）</p>	年度	発電容量 (kW)	H28	18,473	H29	25,245	H30	26,340	R1	28,545	R2	30,195	R3	31,845	R4	33,495	R5	35,145				
年度	発電容量 (kW)																							
H28	18,473																							
H29	25,245																							
H30	26,340																							
R1	28,545																							
R2	30,195																							
R3	31,845																							
R4	33,495																							
R5	35,145																							
<ul style="list-style-type: none"> ③ 1 住宅への省エネ関連設備導入等への支援（環境モデル都市推進課・建築課） ③ 2 省エネに関する講座・セミナーの開催、情報発信（環境モデル都市推進課） ③ 3 公共交通機関の利用促進に向けた周知・啓発（環境モデル都市推進課・防災安全課） ③ 4 環境に関する出前講座の実施（環境モデル都市推進課） 学校・幼稚園への出前授業（環境モデル都市推進課・教育総務課・こども課） 環境教育の実施（教育指導課・こども課） ③ 5 環境マネジメントシステムの運用（環境モデル都市推進課） 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 環境に配慮したライフスタイルの効果的な普及のために、市民と連携した啓発活動や情報発信を進めます。（環境モデル都市推進課） 	<p>③ 1 人当たり CO2 排出量 (t-CO2)</p> <table border="1"> <caption>③ 1 人当たり CO2 排出量 (t-CO2)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (t-CO2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>2.43</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>2.47</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>2.42</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>2.38</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>2.33</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>2.25</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2.20</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>2.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 22 年の排出係数を用いて、市域から排出された温室効果ガス排出量を算定し、各年の推計人口で除したものを、温室効果ガスの排出量を削減し、低炭素社会の実現を目指します。（環境モデル都市推進課）</p>	年度	排出量 (t-CO2)	H26	2.49	H27	2.43	H28	2.47	H29	2.42	H30	2.38	R1	2.33	R2	2.29	R3	2.25	R4	2.20	R5	2.16
年度	排出量 (t-CO2)																							
H26	2.49																							
H27	2.43																							
H28	2.47																							
H29	2.42																							
H30	2.38																							
R1	2.33																							
R2	2.29																							
R3	2.25																							
R4	2.20																							
R5	2.16																							

小分野
4-3-1

低炭素・循環型社会

■関連する主な取組		
5 R	111 健康づくり	【食品ロス低減】 ① 6 食育ネットワークシステムを設置し、様々な食に関する取組を推進します。（健康課）
再エネ	611 行政経営	【公共施設への再エネ導入の推進】 ② 2 各施設の状態を把握して施設を有効活用します。（財政経営課・各施設管理課）
省エネ	421 道路・公共交通	【公共交通の利用促進】 ③ 3 公共交通機関の利用促進に向けた周知・啓発を行います。（防災安全課・環境モデル都市推進課・商工観光課）

関連する主な分野別計画 生駒市環境基本計画・生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(ごみ半減プラン)・生駒市一般廃棄物処理実施計画 生駒市環境モデル都市アクションプラン

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
地域美化・環境衛生	①環境美化の取組が進み、快適な生活環境が保たれている。	<p>生駒市まちをきれいにする条例に基づく環境美化推進員とともに駅前クリーンアップ作戦等ポイ捨て禁止の啓発活動を行っています。また、安全で快適な生活環境の確保を目的に、生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例を施行しました。ペット等のふん公害対策についても、飼い方のルールやマナー等について啓発・情報提供を行ってきました。</p> <p>引き続き、たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨て等のマナー違反をなくすとともに、地域での美化活動を充実するなど、まちをきれいにする意識のさらなる向上や、市内全域の公共の場所での歩きたばこが禁止であることを継続的に周知することが求められています。</p> <p>また、飼い主のいない猫によるトラブルが増えていることに対する対応や繁殖制限の必要性の啓発、不法投棄をなくすための効果的な啓発が求められています。</p> <p>市営火葬場については、今後も適正に運営、維持管理することが求められています。</p>	<p>① 1 生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例に基づき、環境美化に関する市民等のモラルの向上と空き地の適正管理等快適な生活環境の確保を図ります。(環境保全課)</p> <p>① 2 地域ぐるみで、生駒市まちをきれいにする条例に定められた事項を遵守するよう、環境美化推進員や地域の清掃活動等の環境美化活動を支援します。(環境保全課)</p> <p>① 3 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動等の定着を図ります。(環境保全課)</p> <p>① 4 飼い主のいない猫により生活環境が著しく損なわれている地域が、飼い主のいない猫を減らすために取り組む活動(地域ねこ活動等)を支援します。(環境保全課)</p> <p>① 5 不法投棄禁止の啓発や不法投棄防止パトロールの実施等により、生活環境を保全します。(環境保全課)</p> <p>① 6 高齢化率の上昇に伴う需要増に対応した市営火葬場の適正な運営と維持管理を行います。(環境保全課)</p>
都市生活型公害 ※1 対策	②継続的な公害対策が推進されている。	<p>本市では、継続的に大気質等の環境監視を行っており、大気質等の測定結果は概ね環境基準を達成しています。</p> <p>一方で、都市生活型公害である生活騒音・振動、屋外焼却による悪臭やばい煙など生活に密着したトラブルが発生しているため、それらに対応することが必要です。</p>	<p>② 1 市内の環境状況を把握するため、大気質・騒音・振動・水質等を調査します。(環境保全課)</p> <p>② 2 大気質・騒音・振動・水質等の調査結果について情報提供を行います。(環境保全課)</p> <p>② 3 特定施設、特定建設作業の届出と指導を徹底し、作業場周辺の環境を保全します。(環境保全課)</p> <p>② 4 都市生活型を含む公害の未然防止のため、指導等監視体制を強化するとともに公害発生時の迅速な対応に努めます。(環境保全課)</p> <p>② 5 国・県等の関係機関と連携するとともに、事業者への指導を徹底し、公害防止を図ります。(環境保全課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
地域美化・環境衛生	① 生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例に定められた責務を認識する。	① 生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例に定められた責務を認識する。
都市生活型公害対策	② 地域内で環境の実態調査や公害発生のおそれがないか監視に努める。	② 公害関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。 ② 有害化学物質の適正管理を徹底する。

※1 都市生活型公害:都市特有の公害現象で、自動車の排ガスによる大気汚染、自動車その他の交通機関、建設工事、近隣等から発生する騒音、生活排水等による河川の汚濁等都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害のこと。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標																																	
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 まちをきれいにするための啓発、空き地の管理台帳の整備、歩きタバコ等防止の指導（環境保全課） ① 2 地域の環境美化活動への支援（環境保全課） ① 3 河川美化活動の促進（環境保全課） ① 4 飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費等補助金による手術費の助成（環境保全課） ① 5 ごみガイドブック、ホームページ、看板等での啓発、不法投棄廃棄物の撤去、監視カメラの設置（環境保全課） ① 6 火葬場の保守点検及び適切な修繕（環境保全課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動の定着を図ります。（環境保全課） ① 飼い主のいない猫を減らすため、動物愛護関係団体と連携を図ります。（環境保全課） 	<p>① 空き地等適正管理指導件数（件）</p> <table border="1"> <caption>① 空き地等適正管理指導件数（件）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>87</td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>68</td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>69</td><td></td></tr> <tr><td>H29</td><td>59</td><td></td></tr> <tr><td>H30</td><td>53</td><td></td></tr> <tr><td>R1</td><td>50</td><td>50</td></tr> <tr><td>R2</td><td>50</td><td>50</td></tr> <tr><td>R3</td><td>50</td><td>50</td></tr> <tr><td>R4</td><td>50</td><td>50</td></tr> <tr><td>R5</td><td>50</td><td>50</td></tr> </tbody> </table> <p>生駒市まちをきれいにする条例に基づき、空き地等の土地所有者に対し適正に管理するよう指導した件数。空き地等の実態調査を通じ、雑草等が繁茂して生活環境を阻害している宅地を減らし、地域環境の美化向上を図ります。（環境保全課）</p>	年度	現状値	目指す値	H26	87		H27	68		H28	69		H29	59		H30	53		R1	50	50	R2	50	50	R3	50	50	R4	50	50	R5	50	50
年度	現状値	目指す値																																	
H26	87																																		
H27	68																																		
H28	69																																		
H29	59																																		
H30	53																																		
R1	50	50																																	
R2	50	50																																	
R3	50	50																																	
R4	50	50																																	
R5	50	50																																	
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 市内環境測定の実施（環境保全課） ② 2 市内環境測定結果の公表（環境保全課） ② 3 特定施設、特定建設作業の届出指導（環境保全課） ② 4 公害防止のための組織づくり、啓発、公害発生時の指導（環境保全課） ② 5 公害指導における関係機関との連携強化（環境保全課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 公害の未然防止のため、北田原町地内水質保全連絡協議会、学研生駒工業会等との連携を図ります。 	<p>① 不法投棄の回収量（kg）</p> <table border="1"> <caption>① 不法投棄の回収量（kg）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H29</td><td>8,479</td><td></td></tr> <tr><td>H30</td><td>11,070</td><td></td></tr> <tr><td>R1</td><td>8,197</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>R2</td><td>8,056</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>R3</td><td>7,915</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>R4</td><td>7,774</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>R5</td><td>7,631</td><td>8,000</td></tr> </tbody> </table> <p>不法投棄防止パトロールにて回収した廃棄物の重量。市民や事業者に対する啓発とともに、不法投棄防止パトロールの推進により、不法投棄をなくし、令和5年度には道路上への不法投棄の回収重量の平成29年度比1割減を目指します。（環境保全課）</p>	年度	現状値	目指す値	H29	8,479		H30	11,070		R1	8,197	8,000	R2	8,056	8,000	R3	7,915	8,000	R4	7,774	8,000	R5	7,631	8,000									
年度	現状値	目指す値																																	
H29	8,479																																		
H30	11,070																																		
R1	8,197	8,000																																	
R2	8,056	8,000																																	
R3	7,915	8,000																																	
R4	7,774	8,000																																	
R5	7,631	8,000																																	
		<p>② 公害相談件数（件）</p> <table border="1"> <caption>② 公害相談件数（件）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目指す値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>H29</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>H30</td><td>14</td><td></td></tr> <tr><td>R1</td><td>13</td><td>13</td></tr> <tr><td>R2</td><td></td><td>13</td></tr> <tr><td>R3</td><td></td><td>13</td></tr> <tr><td>R4</td><td></td><td>13</td></tr> <tr><td>R5</td><td>13</td><td>13</td></tr> </tbody> </table> <p>市民から寄せられる騒音、振動、悪臭等の公害に関する年間の相談件数。発生源に対して調査を実施し、状況に応じた指導を行うことにより、公害相談件数を平成29年度の数値以下にすることを旨とします。（環境保全課）</p>	年度	現状値	目指す値	H26	15		H27	12		H28	15		H29	13		H30	14		R1	13	13	R2		13	R3		13	R4		13	R5	13	13
年度	現状値	目指す値																																	
H26	15																																		
H27	12																																		
H28	15																																		
H29	13																																		
H30	14																																		
R1	13	13																																	
R2		13																																	
R3		13																																	
R4		13																																	
R5	13	13																																	

■関連する主な取組		
地域美化・環境衛生	121 高齢者保健福祉・地域福祉	【猫のトラブル対策】 ① 4 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。（地域包括ケア推進課・高齢施策課・市民活動推進課）
都市生活型公害対策	421 道路・公共交通	【排気ガスの軽減】 ③ 3 公共交通機関の利用促進に向けた周知・啓発を行います。（防災安全課・環境モデル都市推進課・商工観光課）

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
緑の保全	①市民、NPO ^{※1} 、事業者が協働して、緑の保全に取り組んでいる。	<p>本市の山並みの緑については、法的な規制による緑の量的な保全だけでなく、生物の多様性等、質的な面からも環境の保全、活用を図る必要があります。また、住宅地開発等により市街化区域内の緑が減少しつつある中で、保護樹木等の指定、樹林地バンクの創設、市民の森事業を実施してきましたが、今後、さらに樹林の保全、活用の施策を検討する必要があります。</p> <p>里山については、県の補助金を活用して、NPOと協働して計画的に保全活動を行っています。今後は森林環境譲与税の活用を視野に入れ、里山の保全を図る必要があります。</p> <p>また、これまで、市民やボランティア、行政との協働による緑の保全活動を進めてきましたが、今後は、より一層、市民主体による取組の推進が必要です。</p> <p>さらに、都市緑地法の改正による、都市農地の緑地への位置づけや、生駒市緑の基本計画の見直しにより、都市農地を含む緑地の保全等を検討する必要があります。</p>	<p>① 1 景観法の規定に基づく景観行政団体として、市民や事業者等と共に、緑豊かな自然環境と調和する景観を保全・創出します。(みどり公園課)</p> <p>① 2 環境教育を目的としたイベント等を行う市民・団体を支援します。(みどり公園課)</p> <p>① 3 樹林地等の活用と保全に向けた取組を市民団体等と協働で進めます。(みどり公園課)</p> <p>① 4 里山の維持、保全、整備及び活用のため、里山整備活動を行う市民団体等を支援します。(みどり公園課)</p> <p>① 5 緑化活動を行う市民やボランティアの活動を支援します。(みどり公園課・花のまちづくりセンター・農林課)</p> <p>① 6 荒廃した竹林を整備するとともに、良質な竹・タケノコが育つ環境を整えます。(農林課)</p> <p>① 7 市民が身近に自然的資源にふれあえるよう、矢田丘陵遊歩道やハイキングコース等をPRします。(みどり公園課・商工観光課)</p>
緑の創造	②市民、NPO、事業者が、花と緑であふれるまちに向けて、取り組んでいる。	<p>生駒市緑の基本計画に基づき、「花と緑と自然の先端都市」を目標に、みどりの基金を活用した緑化推進事業や花と緑のボランティアの育成に取り組むとともに、花のまちづくりセンターふるーらむを拠点とした、寄せ植え等のグループへの活動支援や花に関する教室の開催に加え、助成事業に取り組んできたことで、市民や団体によるまちなかの緑化が進んでいます。</p> <p>今後は、市民、NPO、事業者との協創により、より一層まちなかの緑化を進めるため、ボランティアのさらなる育成、緑化参加への機会づくり、助成制度等について、検討する必要があります。</p>	<p>② 1 緑の大切さを啓発し、市民や事業者が緑の創出に取り組むよう促します。(みどり公園課・花のまちづくりセンター)</p> <p>② 2 助成制度の活用や花と緑の景観まちづくりコンテストの参加を促し、まちなかの花と緑の創出を図ります。(みどり公園課・花のまちづくりセンター)</p> <p>② 3 財源確保のため、生駒市みどりの基金をPRし、寄附金を募ります。(みどり公園課)</p> <p>② 4 地域住民と行政が共に花や緑に関連したまちづくりについて話し合える場・機会を設けます。(みどり公園課)</p>
公園整備	③地域のニーズにあった公園の再整備や利用促進が図られ、公園施設の維持管理など、地域住民が支える公園づくりが進んでいる。	<p>これまで、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの量の整備に取り組み、市内の都市公園等は366箇所、総面積156haとなり、適正配置等の課題はあるものの、量的には充足してきています。</p> <p>一方、維持管理や遊具等の施設の老朽化への対応が課題となっています。本市では、公園に愛着を持って利用していただくため、地元の公園等を自治会で維持管理することを推進してきました。また、遊具等については日常点検に加えて、少しでも長く安全に利用していただくため計画的な整備を進めてきました。</p> <p>これからは、社会の成熟化、市民の価値観の多様化等を背景とし、都市のため、地域のため、市民のために、緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出す取組が必要と考えています。今後は、公園が地域のコミュニティ形成の場となり、公園をつまぐ活用する仕組みづくり等をさらに進める必要があります。</p>	<p>③ 1 市内公園を安心して利用できるような公園施設のバリエーション化を図ります。(みどり公園課)</p> <p>③ 2 地域のニーズにあった公園の再整備・活性化・利用の促進を市民との協働で実施します。(みどり公園課)</p> <p>③ 3 日常点検に加え、公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等を適正に管理します。(みどり公園課)</p> <p>③ 4 指定管理者(企業と社会福祉法人)と連携して、生駒山麓公園の活性化を図ります。(みどり公園課・障がい福祉課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
緑の保全	① 自宅や公園等の花壇の手入れ、市民の森での活動とともに、遊歩道やハイキング道を利用し、緑豊かな自然環境の保全に関心を持つ。	① 都市緑地法の主旨に則り、農地を含む緑地の保全に配慮する。 ① 開発時には景観の保全に配慮する。
緑の創造	② 助成制度の活用、コンテストへの参加等によって、地域や自宅の庭先等に植栽するなど、まちなかの緑を増やすための活動を積極的に行う。	② 開発時における緑化基準を適切に運用し、新たな緑地を創造する。
公園整備	③ 公園をコミュニティの場として活用し、自らが主体となって、公園の再整備や維持管理に携わる。	③ 市民とともに、公園の再整備や維持管理に携わる。

※1 NPO:小分野 3-2-1 参照

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標																								
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 景観まちづくり相談（みどり公園課） 生駒市景観形成基本計画による景観保全・創出の推進（みどり公園課） ① 2 環境教育イベント支援事業（みどり公園課） ① 3 市民の森事業等（みどり公園課） ① 4 地域で育む里山づくり事業（みどり公園課） ① 5 地域で育む里山づくり事業（みどり公園課） 花と緑のわがまちづくり助成制度（花のまちづくりセンター） 竹林ボランティアの育成（農林課） ① 6 竹林整備事業（農林課） ① 7 ハイキングマップのPR（みどり公園課・商工観光課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 里山保全のため、NPOと連携し里山整備に取り組みます。（みどり公園課） ① 財源確保のため、県と地域で育む里山づくり事業補助金を適正に運用します。（みどり公園課） ① 竹林を適正に整備するため、土地所有者との協創に取り組みます。（農林課） 	<p>① 緑地面積の割合（％）</p> <table border="1"> <caption>① 緑地面積の割合（％）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>[上]市全域</th> <th>[下]市街化区域内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>47.85</td> <td>19.88</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>47.87</td> <td>19.90</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>47.87</td> <td>19.92</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>47.88</td> <td>19.94</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>47.88</td> <td>19.95</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>47.89</td> <td>19.97</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>47.90</td> <td>19.99</td> </tr> </tbody> </table> <p>農地を除く緑地面積の割合。公共施設緑地に加えて、緑の保全創造により、将来においても担保性のある緑地の確保を目指します。（みどり公園課）</p>	年度	[上]市全域	[下]市街化区域内	H29	47.85	19.88	H30	47.87	19.90	R1	47.87	19.92	R2	47.88	19.94	R3	47.88	19.95	R4	47.89	19.97	R5	47.90	19.99
年度	[上]市全域	[下]市街化区域内																								
H29	47.85	19.88																								
H30	47.87	19.90																								
R1	47.87	19.92																								
R2	47.88	19.94																								
R3	47.88	19.95																								
R4	47.89	19.97																								
R5	47.90	19.99																								
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 生駒市緑の基本計画の見直し（みどり公園課） 緑化推進事業、花・緑まちづくりフェスタの開催（みどり公園課・花のまちづくりセンター） ② 2 花と緑の景観まちづくりコンテスト（みどり公園課・花のまちづくりセンター） 花と緑のわがまちづくり助成制度（花のまちづくりセンター） ② 3 生駒市みどりの基金活動（みどり公園課） ② 4 緑の市民懇話会（みどり公園課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 地域の緑化を推進するため、地域や自宅の庭先等に植栽するなどの緑化を図ります。（みどり公園課・花のまちづくりセンター） ② 緑化活動への参加意識を高め、財源を確保するため、市民や地域と共に生駒市みどりの基金活動を行います。（みどり公園課） 	<p>② 花のまちづくりセンターにおける講習会等の回数（回）</p> <table border="1"> <caption>② 花のまちづくりセンターにおける講習会等の回数（回）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>353</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>373</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>375</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>377</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>379</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>381</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>383</td> </tr> </tbody> </table> <p>花のまちづくりセンターの研修室を使用した各種講座・講習会等の回数。各種講習会等の回数を増やし、緑化推進を図ります。（花のまちづくりセンター）</p>	年度	回数	H29	353	H30	373	R1	375	R2	377	R3	379	R4	381	R5	383								
年度	回数																									
H29	353																									
H30	373																									
R1	375																									
R2	377																									
R3	379																									
R4	381																									
R5	383																									
<ul style="list-style-type: none"> ③ 1 公園園路等改修事業（みどり公園課） ③ 2 自治会による公園の維持管理、公園の利用・再整備に向けたワークショップ（みどり公園課） ③ 3 公園整備事業、公園施設長寿命化計画（みどり公園課） ③ 4 生駒山麓公園活性化事業（みどり公園課・障がい福祉課） 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 地域の公園を親しみを持って利用することを推進するため、市民ボランティアと連携し、ワークショップや公園の維持管理を行います。（みどり公園課） ③ 生駒山麓公園の活性化を図るため、指定管理者や社会福祉法人と連携し障がい者就労支援を充実します。（みどり公園課・障がい福祉課） 	<p>③ 自治会による公園の維持管理の割合（％）</p> <table border="1"> <caption>③ 自治会による公園の維持管理の割合（％）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域の公園（街区公園）のうち、自治会と覚書を交わし、維持管理する公園の割合。各年度の目指す値を達成した割合が毎年度92%以上を維持することを目指します。（みどり公園課）</p>	年度	割合	H29	92	H30	92	R1	92	R2	92	R3	92	R4	92	R5	92								
年度	割合																									
H29	92																									
H30	92																									
R1	92																									
R2	92																									
R3	92																									
R4	92																									
R5	92																									

■関連する主な取組		
緑の保全	412 都市づくり	【魅力あるまちなみの形成】 ② 2 市民アンケートやワークショップ等により、地域の住民意向及び特性を把握し、地域特性を踏まえたまちづくりを地域住民と共に進めます。（都市計画課・住宅政策室）
緑の創造	412 都市づくり	【良好な都市環境の形成】 ① 4 特定生産緑地制度を推進し、都市農地の保全を進め、都市と緑・農の共生したまちづくりを推進します。（都市計画課）
公園整備	321 市民協働・地域コミュニティ	【地域住民による公園づくりの推進】 ② 2 地域コミュニティの中核である自治会の活動を支援します。（市民活動推進課）

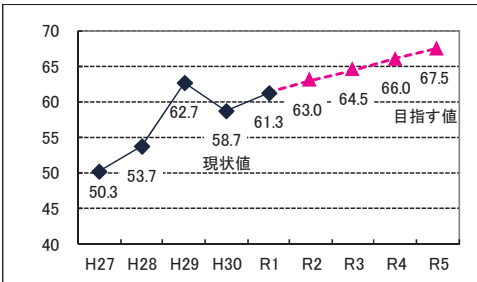
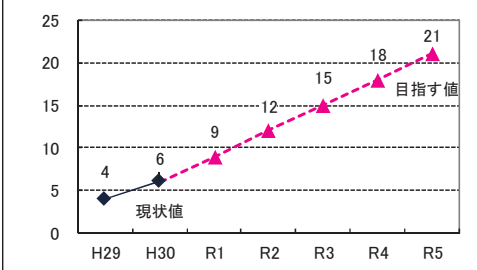
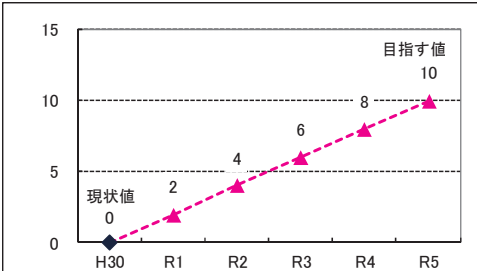
	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
都市ブランド形成	① 主体的に地域に参画し、地域を語る人が増え、生活を豊かにするモノ・コトが生まれる機運が醸成されることで、生駒らしい魅力が形成され、都市ブランド化が進んでいる。	<p>人口減少・少子高齢化が進む中において、地域活力をいかに維持していくかは本市にとって大きな課題となっています。</p> <p>地域活力を維持するため、これまでのように宅地開発や交通アクセス・自然環境・行政サービスの充実をPRする転入促進策により人口減少を抑制するだけでは不十分です。今後はシビックプライド^{※1}を高めながら、地域に参画したり、地域を推奨したりする市民一人ひとりの熱意や意欲を高めていくことが重要となります。</p> <p>これまで、事業ターゲットを未認知層・認知層・興味関心層・比較検討層・転入/定住者層・当事者/ファンの6層に分類し、戦略的な取組を進めた結果、新たな魅力づくりや既存事業では見られなかった市民層の参画を誘起しており、担い手の掘り起しや魅力づくりにも寄与してきました。</p> <p>今後も、庁内各課をはじめ市民や企業、団体、学校などの関係者とともに、地域に想いを寄せる人たちの意志や活動を他都市と差別化できる生駒らしい魅力として編集・発信し、「深い共感」「主体としての参画」「内外への推奨」へとつなげ、都市イメージを戦略的に発展させながら、「生駒に住みたい」「生駒にいつまでも住み続けたい」と選ばれるブランド力のあるまちになることが必要です。</p>	<p>① 1 地域課題の解決や、地域の魅力を創造する「まちの担い手」を増やすための場や仕組みをデザインします。(いこまの魅力創造課)</p> <p>① 2 地域で自分の夢や目標を実現しようとする人や、新しい暮らし方をしている人を可視化し、人がつながり、交流を生むサポートをします。(いこまの魅力創造課)</p> <p>① 3 基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、生駒らしい魅力を形成し、差別化につながる戦略的な事業の支援や関係部門との連携を支援します。(いこまの魅力創造課)</p> <p>① 4 生駒らしいライフスタイルを市内外に発信・体感する場をつくることで、共感と推奨を広げ、都市イメージを形成します。(いこまの魅力創造課)</p>
公民連携	② 民間企業等のノウハウやアイデアを活用した公共サービスが提供されやすい仕組みが整っている。	<p>今後ますます多様化する公共サービスへのニーズに対応するには、民間企業等との協働による、より質の高い公共サービスの創出を目的とした公民連携を積極的に活用し、多様な主体の参画を図ることが重要となってきます。</p> <p>そこで、公民連携（PPP^{※2}）活用のための基本方針や判断基準を統一し、これを庁内で効率的に推進するための枠組みをつくり、都市活力の創造につなげることが必要です。</p>	<p>② 1 公民連携窓口を設置するとともに、公民連携に向けた運用ルールを整備します。(いこまの魅力創造課)</p> <p>② 2 公民連携の庁内外への周知や連携促進に取り組みます。(いこまの魅力創造課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
都市ブランド形成	① 地域に愛着・誇りを持ち、参画者としてまちの魅力を創造するとともに、推奨者としてまちの魅力を市内外に積極的に発信する。	① 事業経験、情報発信力、先進的なアイデアを活用し、参画者としてまちの魅力を創造するとともに、推奨者としてまちの魅力を市内外に積極的に発信する。
公民連携	② 新しい公共をつくる一翼を担う認識のもと、ニーズやアイデアを事業者や行政に伝える。	② 自らが持つ事業経験や経営ノウハウを活用し、地域課題の解決や、公共サービスの価値を高める事業アイデアで行政と連携する。

※1 シビックプライド：単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身関わって地域を良くしていこうとする当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。

※2 PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<p>① 1 IKOMA SUN FESTAの実施（いこまの魅力創造課） 「いこまち宣伝部」等地域魅力の創造・発信者育成事業（いこまの魅力創造課） 庁内各課各事業・取組支援（いこまの魅力創造課）</p> <p>① 2 地域交流促進事業（いこまの魅力創造課）</p> <p>① 3 庁内各課各事業・取組支援（いこまの魅力創造課）</p> <p>① 4 都市活力協創ポータルサイト「good cycle ikoma」の運営（いこまの魅力創造課） 転入促進事業（いこまの魅力創造課）</p>	<p>① 推奨意欲を増加させるため、市民自らが生駒の魅力を発信する場づくりを行います。（いこまの魅力創造課）</p> <p>① 地域活力創造につながる自己実現の機会を増やすため、市民同士のネットワークづくりを行います。（いこまの魅力創造課）</p> <p>① 事業効果を高めるため、ターゲットに訴求力のある市内店舗・事業者と連携した事業を実施します。（いこまの魅力創造課）</p>	<p>① 推奨意欲を持つ人の割合（％）</p>  <p>市民満足度調査における推奨度で「強く薦めたい」、「ある程度薦めたい」と回答する人の割合。暮らしまちとしてのイメージや評判を高めます。（いこまの魅力創造課）</p>
<p>② 1 公民連携に向けた基本方針・ガイドラインの策定（いこまの魅力創造課） 連携窓口・連携判断機能の設置・運用（いこまの魅力創造課）</p> <p>② 2 公民連携に向けたマーケティング（いこまの魅力創造課） 連携窓口周知のための広報（いこまの魅力創造課） 連携促進のためのイベント開催（いこまの魅力創造課） 公民連携の推進に必要なマインドや知識・技術習得のための事例研究と庁内人材の育成（いこまの魅力創造課） シェアリングエコノミー^{※3}事業者とテーマに応じた関係各課との連携（商工観光課）</p>	<p>② 民間企業等との Win-Win な連携を行うために、地域課題共有のイベント開催や公民連携手段の勉強会等、連携推進に取り組みます。（いこまの魅力創造課）</p> <p>② 規模の拡張による事業者参入障壁低減のため、同じ目的の自治体と、広域的な連携を推進します。（いこまの魅力創造課）</p>	<p>① 都市ブランド構築のための庁内事業連携・支援件数（件）</p>  <p>まちづくりの担い手の増加や生駒らしさの形成に役立つ事業支援・連携件数（累計）。各課がビジョンを共有し、都市ブランド構築につなげます。（いこまの魅力創造課）</p> <p>② 連携窓口を通じた民間企業等からの相談・提案件数（件）</p>  <p>地域課題の解決や地域魅力の創造に取り組む民間企業等からの相談・提案件数（累計）。積極的に対話し、庁内各課と実現に向けて検討・調整します。（いこまの魅力創造課）</p>

■関連する主な取組		
都市ブランド形成	411 住宅環境	<p>【多様な住まい方の実現】</p> <p>① 6 地域の特長を生かしたライフスタイルの実現を後押しするイベント・ワークショップ等を通じて、多様な住まい方・暮らし方への受容と理解を図ります。（住宅政策室・都市計画課）</p>
	614 職員・行政組織	<p>【インターナルコミュニケーション^{※4}の活性化】</p> <p>③ 2 各部課間をまたがる行政課題や緊急に対応すべき行政課題に対応するため、プロジェクトチームの設置等の調整機能を充実します。（秘書企画課）</p>
公民連携	611 行政経営	<p>【公民連携を活用した課題解決】</p> <p>② 5 民間企業等の持つノウハウを導入することで、公共施設等の整備・管理の財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。（財政経営課）</p>

※3 シェアリングエコノミー：個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、マッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。

※4 インターナルコミュニケーション：職場の連帯感と相互の信頼、ビジョンの浸透、組織活性化等を目的とした組織内コミュニケーションのこと。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
企業立地	① 学研生駒テクノエリア等において、自然環境と調和した良好な工業団地の形成が行われている中、製造業を中心とした企業立地が進んでいる。	本市は、大阪のベッドタウンとして発展してきたことから、市外へ働きに出る人が多く、類似団体と比較しても事業所数や従業員数が低い水準にあります。 そのため、平成 22(2010)年から企業立地補助金制度を創設し、他市からの企業の立地や市内企業の増設を支援しています。 多数の企業が集積する学研生駒テクノエリアは、道路の整備状況が十分ではありませんが、現在、エリア内を横断する国道 163 号バイパス線等基盤整備が進められています。また、学研高山地区第 1 工区は、規制緩和で企業が進出しやすくなる環境を整備しています。 今後、新しい企業が立地を望むような魅力的な環境とするため、継続的な支援に取り組む必要があります。	① 1 補助制度等立地企業への支援の推進及び恵まれた立地条件であることを PR しながら関係機関と連携し、企業や研究施設の誘致に取り組みます。(商工観光課) ① 2 国や県とも連携しつつ、学研生駒テクノエリアを中心に、企業立地に必要な道路等のインフラを整備します。(事業計画課・土木課) ① 3 基盤整備の進捗と新たな立地企業の動向により、周辺地域との景観、環境に留意した工業適地の確保に取り組むとともに、適切な土地利用の誘導を図ります。(商工観光課・都市計画課) ① 4 時代の転換を見据えた企業誘致の取組について調査、研究を進めます。(商工観光課)
商工業	② 中小企業の安定的な経済活動及び多様な働き方(起業、サテライトオフィス ^{※1})の利用、企業への就職等が進んでいる。	本市の商業は、生駒駅周辺を一大拠点として、また、工業集積地は住工が混在せず操業しやすい環境が形成されています。 商工業の振興は、関係機関と連携し、実施していますが、国・県等の支援機関に関する情報の提供や支援メニューの PR 等、市内企業の経営やイノベーションを支える情報受発信の仕組みがまだまだ十分ではありません。 今後、市内企業の安定的な経済活動を支援するため、新たな販路の拡大の支援、経営の安定化の支援、創業者支援セミナーの開催、就業意欲のある人への支援、働き方改革の一つであるサテライトオフィスの推進、多様な人材の雇用確保等に取り組む必要があります。	② 1 市内企業の新たな販路の拡大や事業の拡大を支援する取組を行います。(商工観光課) ② 2 商工業振興の主体的な組織である生駒商工会議所等関係機関と連携し、商工業活性化のための協議の機会を設け、中小企業の経営の安定化を支援する取組を行います。(商工観光課) ② 3 地域活性化を図るため起業支援を行います。(商工観光課) ② 4 子育て中の女性や高齢者等多様な人材への就業支援を行います。(商工観光課) ② 5 多様な働き方の啓発やテレワーク&インキュベーションセンターの利用促進を行います。(商工観光課) ② 6 市内企業との連携により、市内の就職情報を提供できる環境の整備及び情報の提供・周知を行います。(商工観光課)
観光	③ PR 強化や、ハード面の整備により、市民中心であった本市の観光について市外での認知度が向上し、観光客数が増えている。	関連団体と連携し、誘客のためにイベントの主催やハイキング企画の実施等を行っていますが、市外に向けての PR が十分ではなく、現状では市民の参加が中心です。 訪日外国人客が急増する中、本市においても近畿圏を訪れる観光客の取り込みを見据えた対策を検討しています。 しかしながら、生駒駅周辺では統一的なサインが不足しており、初めて訪れる外国人や市外からの観光客を円滑に案内・誘導できるよう、受入れ体制を整えていく必要があります。さらに、市民や事業者等が行う観光振興に関する取組に対して、積極的な支援とその周知について強化していく必要があります。	③ 1 市外に向けた、祭りやスポット等観光関連情報の発信を強化します。(商工観光課) ③ 2 市外客取り込みのための企画開発やツール作成を行います。(商工観光課) ③ 3 ハイキング道や生駒駅周辺等の多言語化を含むサインや、高山竹林園等の施設を段階的に整備します。(商工観光課) ③ 4 外国人観光客の受け入れに積極的な観光関連事業者のハード、ソフト両面による体制整備のための支援をします。(商工観光課) ③ 5 生駒市観光協会の活動や地場産業の PR 等を支援します。(商工観光課) ③ 6 市民が行う地域や観光資源活性化に関する活動を支援します。(商工観光課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
企業立地	① 就職先の選択肢に市内立地企業も含める。 ① 企業立地に対して理解を深める。	① 環境に配慮した事業活動を推進する。 ① 周辺地域コミュニティと協働した事業活動を実施する。 ① 就労機会の提供を積極的に行う。
商工業	② できる限り市内で商品を購入するようにする。 ② 地場産業に関連したイベントに参加する。	② 消費者のニーズにあった商品・サービスを提供する。 ② 安定的な経営を行うための企業努力を図る。 ② 後継者の育成を図る。
観光	③ 観光地やまちを美しく保つ。 ③ SNS を利用するなど生駒の魅力や観光情報を伝える。	③ 営業日の明確化や夜間営業等の受入れ体制を整備する。 ③ カード決済、ネット予約対応等ハード面を整備する。 ③ 観光特産品を開発する。

※1 サテライトオフィス: 地方や郊外など本社と離れた場所にある小規模事務所、情報通信ネットワークで結ばれ本社機能の一部を担う。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 企業誘致支援事業（商工観光課） ① 2 企業誘致関連道路整備事業（事業計画課・土木課） ① 3 工業適地の確保と適切な土地利用誘導（商工観光課・都市計画課） ① 4 新たな企業誘致施策の検討（商工観光課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業立地の促進を図るために、県担当課と連携します。（商工観光課） 	<p>① 企業立地件数（件）</p> <p>企業誘致施策の成果を表す指標である企業立地促進条例に基づく認定事業所数（累計）。最終年度（令和5）において、累計28件の企業誘致を目指します。（商工観光課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 展示会への出展支援（商工観光課） 商工観光ビジョンに基づく施策のPDCA進捗管理（商工観光課） 販路拡大出展補助（商工観光課） JETRO 奈良との連携による企業の海外進出支援（商工観光課） ② 2 中小企業支援セミナーの開催（商工観光課） 企業向けセミナー（働き方・外国人労働・助成金）の実施（商工観光課） 奈良県事業承継ネットワークとの連携による企業の事業承継支援（商工観光課） ② 3 創業者支援セミナーの開催（商工観光課） ② 4 就労セミナーの開催（商工観光課） ② 5 働き方啓発イベントやセミナーの開催（商工観光課） ② 6 ふるさとハローワークにおける求人情報の提供や職業相談の実施（商工観光課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 商業活性化のために、生駒商工会議所や民間企業と連携します。（商工観光課） ② 展示会への出展支援のために、関西化学術研究都市推進機構と連携します。（商工観光課） ② 就業支援のために、ハローワーク奈良と連携します。（商工観光課） 	<p>② 展示会出展支援件数（件）</p> <p>市内企業の新たな販路拡大を目的とした展示会への出展支援件数。展示会出展を行う事業所数の増加を目指します。（商工観光課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ③ 1 市外イベントへの積極的参加や利用率が高い口コミサイトの活用（商工観光課） 参道活性化に関わる団体との連携強化による「宿泊」「飲食」鉄道事業者と一体となった施策の推進（商工観光課） ③ 2 観光商品や企画の検討・開発（商工観光課） 商工観光ビジョンに基づく施策のPDCA進捗管理（商工観光課） インバウンドに特化した具体的な事業計画の作成（商工観光課） インバウンド関連事業者との連携による地域一体となる面的な施策の推進（商工観光課） ③ 3 観光客受け入れのために必要な整備の調査、検討（商工観光課） ③ 4 外国人受け入れに向けたセミナー開催（商工観光課） 観光ボランティアガイドの外国語対応向上研修の実施（商工観光課） 県へ届出済の民泊事業者への積極的情報提供等の連携とインバウンド施策の推進（商工観光課） インバウンド関連事業者が随時活用できる外国語対応可能な人材の発掘（商工観光課） ③ 5 観光協会の取組や竹製品の普及・啓発・後継者育成を図るための取組を支援（商工観光課） ③ 6 観光客誘客につながるイベント等市民の取組に対する支援（商工観光課） 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 外国人観光客受入のために、語学堪能な市民と協創します。（商工観光課） ③ 宝山寺参道の活性化のために、市民団体と、コラボイベント等を実施します。（商工観光課） ③ 魅力的な観光商品や企画を開発するために、生駒市観光協会、生駒商工会議所、大学と連携し、産学官連携体制を強化します。（商工観光課） ③ 外国人を含む観光客受け入れのために、観光ボランティアガイド、旅館組合等と連携します。（商工観光課） 	<p>③ 観光ボランティアガイド利用者数（人）</p> <p>生駒市観光ボランティアガイドのハイキングガイド年間利用延べ人数。PR強化・新商品開発・外国人対応等の対策を随時進め、利用客数の増加を目指します。（商工観光課）</p>

小分野
5-2-1

商工観光

■関連する主な取組		
企業立地	412 都市づくり	【企業立地の推進】 ① 3 商業・産業集積による持続的で活力ある都市の形成のため適切な土地利用の誘導を図ります。（都市計画課）
商工業	212 子ども・子育て支援	【多様な働き方の実現】 ① 2 保護者のニーズに合わせた保育事業を継続するとともに、保育サービスのさらなる充実に取り組みます。（こども課）
観光	511 都市活力創造	【交流人口の拡大】 ① 1 地域課題の解決や、地域の魅力を創造する「まちの担い手」を増やすための場や仕組みをデザインします。（いこまの魅力創造課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
農地保全	① 既存農業者や新規就農者等を支援することにより、農地が適正に保全されている。	<p>本市の農業は、農業振興地域※1がなく、大都市の近郊であることから宅地開発が進み、住宅や駐車場等への転用により農地が減少しています。</p> <p>また、担い手の高齢化や後継者不足と、有害鳥獣の急激な増加に伴う農作物被害等により、耕作意欲が低下することも遊休農地の増加の要因となっています。</p> <p>そのため、大都市近郊農業が有する多面的機能を十分に発揮できるように、農地を保全すべく農業振興の様々な取組を行っています。</p> <p>新規就農者の支援に取り組んできた結果、地形的・規模的に不利な農地条件であるにもかかわらず、新規就農者の確保が進み、安定した農業経営をされている方も現れてきました。</p> <p>今後も、兼業・専業にとらわれない新規就農者を含めた農業者や企業等の新規参入が必要です。また、有害鳥獣の被害については、年によって程度の差はあるものの依然として多い状況であるため、引き続き農業者等に対する支援を行うとともに、集落（農業者・自治会）と行政の協創による対策が必要です。</p>	<p>① 1 農業基盤の整備や農地の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農業用施設の改修を支援します。（農林課）</p> <p>① 2 新規就農者や担い手を支援するため、農地の斡旋、農地情報の提供、営農相談、設備投資支援を行います。（農林課・農業委員会事務局）</p> <p>① 3 有害鳥獣被害対策として、防護柵や捕獲檻の設置、狩猟免許取得時に要する費用を支援します。（農林課）</p> <p>① 4 獣害や遊休農地の増加等、地域農業の課題を解決するため、地域の農業者等の話し合いの場をもちます。（農林課・農業委員会事務局）</p> <p>① 5 農業と福祉の連携に取り組み、地域農業の活性化と障がい者の就労を支援します。（農林課・障がい福祉課）</p> <p>① 6 農地の保全・農業の振興のため、農業振興地域の編入も視野に入れ、農業者や関係機関等と協議を進めます。（農林課）</p>
農地活用	② 都市住民等による遊休農地の有効活用が進められている。	<p>市が遊休農地を無償で借り上げ、非農業者に無償で貸し出す遊休農地活用事業に取り組んだ結果、都市住民による遊休農地の活用が進んでいます。</p> <p>今後も引き続き、遊休農地活用事業をより積極的にPRを行い、多くの都市住民が事業参画する必要があります。</p>	<p>② 1 遊休農地の解消を図るため、市民の野菜づくりや、季節感を活かす地域活動を推進していくための相談や支援を行います。（農林課）</p> <p>② 2 遊休農地活用事業の利用者に対して、遊休農地利用開始時に草刈り、耕耘等を支援します。（農林課）</p> <p>② 3 後継者不足が進む時代の中で、まちなかの地域住民による農地活用を推進するため、人材育成に取り組みます。（農林課）</p>
地産地消	③ 市民等が農と親しむことで、地産地消が進んでいる。	<p>地産地消については、学校給食への出荷や農業祭、農業体験等を実施していますが、地元飲食店や市民等に販売先等の情報があまり浸透していないのが現実です。</p> <p>地元飲食店や市民等が地場野菜等を購入しやすくするには、地場野菜等が魅力的であるとともに、購入場所等の情報の発信が重要となります。</p>	<p>③ 1 学校給食用食材の生産拡大、地域農産物の加工品化（6次産業化）等の取組を支援します。（農林課・学校給食センター・商工観光課）</p> <p>③ 2 事業者が地場野菜等を販売する取組について、情報発信等により支援します。（農林課・商工観光課）</p> <p>③ 3 地場野菜等の使用について、地元飲食店等の消費ニーズ把握に取り組めます。（農林課・商工観光課）</p> <p>③ 4 農と親しむ人づくりのため、農業体験の実施や農業者と都市住民との交流を図ります。（農林課）</p> <p>③ 5 市独自の特産品づくりの取組を支援します。（農林課）</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
農地保全	① 新規就農をする。	① 新規就農者が地域に入り込みやすいよう、農家区長をはじめ近隣の農業者が橋渡しや営農指導等の支援をする。
農地活用	② 農地活用について関心をもち、積極的に遊休農地を利用する。	② 遊休農地利用者が地域に入り込みやすいよう、農家区長をはじめ近隣の農業者が橋渡しや営農指導等の支援をする。
地産地消	③ 地産地消について関心をもち、地場野菜等を購入する。	③ 地産地消について関心をもち、地場野菜等を使用・販売する。 ③ 行政が実施する取組に協力する。

※1 農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<p>① 1 土地改良事業（農林課）</p> <p>① 2 新規就農者支援事業（農林課・農業委員会事務局） 農地バンク制度（農業委員会事務局） 認定農業者制度の推進（農林課） 営農相談（農林課・農業委員会事務局） 生駒市の農業や農地の特徴に適したスマート農業の促進（農林課） 有機農業やエコファーマー等の環境にやさしい農業の促進（農林課）</p> <p>① 3 有害鳥獣被害防止対策事業（農林課）</p> <p>① 4 地域農業の課題解決のための場づくり（農林課・農業委員会事務局）</p> <p>① 5 農・福連携事業（農林課・障がい福祉課）</p> <p>① 6 農業ビジョン推進懇話会（農林課）</p>	<p>① 地域農業の課題解決のため、農業者等と協働で取り組みます。（農林課・農業委員会事務局）</p> <p>① 障がい者向け農作業体験を福祉事業所と連携して進めます。（農林課・障がい福祉課）</p> <p>① 農業施策を進めるため、農業者等から意見等を求める農業ビジョン推進懇話会を開催します。（農林課）</p> <p>① 農業に関するノウハウを共有するため、民間や大学等と協議を進めます。（農林課）</p>	<p>① 青年新規就農者数（人）</p> <p>農地の有効活用を図り、地産地消を進めるため、担い手としての青年の新規就農者数（累計）。 未来の担い手である青年新規就農者の発掘と定着を進めます。（農林課）</p>
<p>② 1 遊休農地活用事業（農林課）</p> <p>② 2 農地活用推進事業（農林課）</p> <p>② 3 都市住民向け「農の楽校」の開催（農林課）</p>	<p>② 農業施策を進めるため、農業者等から意見等を求める農業ビジョン推進懇話会を開催します。（農林課）</p> <p>② 地域住民・農業者・大学等との協働により遊休農地の活用に取り組みます。（農林課）</p>	<p>② 遊休農地活用事業面積（㎡）</p> <p>遊休農地活用事業で利用されている農地の面積。 遊休農地の解消を図るため、非農業者による農地の有効活用を目指します。（農林課）</p>
<p>③ 1 学校給食事業（農林課・学校給食センター） 地場野菜等の販売支援（農林課・商工観光課） 販売促進イベントの開催（農林課）</p> <p>③ 2 地場野菜等の販売支援（農林課・商工観光課） 販売促進イベントの開催（農林課） 希望する自治会への地場野菜等の魅力発信による地域活性化の推進（農林課）</p> <p>③ 3 地元飲食店等へのヒアリング実施（農林課・商工観光課）</p> <p>③ 4 親子ふれあい農業体験事業（農林課）</p> <p>③ 5 農業ビジョン推進懇話会（農林課） ふるさと納税返礼品 PR 支援（農林課・課税課）</p>	<p>③ 農・福マルシェを開催するため、農業者や福祉事業所と連携します。（農林課・障がい福祉課）</p> <p>③ 地産地消を推進するため、市民の地元野菜等の積極的な購入を促します。（農林課・学校給食センター）</p> <p>③ 地産地消の推進についてのワークショップ等を地域と取り組みます。（農林課）</p> <p>③ 農業施策を進めるため、農業者等から意見等を求める農業ビジョン推進懇話会を開催します。（農林課）</p>	<p>③ 地場野菜等を地元飲食店が使用、事業者が販売している件数（件）</p> <p>地産地消を進めるため、地場野菜等について、地元飲食店が購入・使用、事業者（スーパー等）が販売をしている件数（累計）。消費者による地場野菜等の飲食・購入を進めます。（農林課）</p>

■関連する主な取組		
農地保全	412 都市づくり	<p>【既存農業者・新規就農者支援】</p> <p>① 4 特定生産緑地制度を推進し、都市農地の保全を進め、都市と緑・農の共生したまちづくりを推進します。（都市計画課）</p>
農地活用	222 青少年	<p>【遊休農地の活用】</p> <p>② 2 「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」参加機関との連携により、不登校、ニート、ひきこもり等困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援に取り組みます。（生涯学習課）</p>
地産地消	521 商工観光	<p>【アンテナショップ等への出展拡大】</p> <p>② 1 市内企業の新たな販路の拡大や事業の拡大を支援する取組を行います。（商工観光課）</p>

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
行政マネジメント	① 総合計画と財政、組織が連動し、経営資源が最適かつ効果的に配分される仕組みが確立されている。	市民ニーズの多様化や行政課題の複雑化により、解決に長期間を要するなど課題解決のハードルが高まる一方で、人口減少や少子高齢化、生産年齢人口の減少といった人口構造の変化に伴う、税収減や社会保障費の増加により、厳しい財政状況が続くと見込まれます。 このような状況のもと、予算や人員、組織等限りある経営資源を連動させ、これまで以上に最適に配分するとともに、有効かつ効率的に活用し、効果的な行政経営を行うことが求められています。 また、ICTの普及など高度情報化社会の進展により、個人のライフスタイルや価値観の多様化など個人の行動変容が進んでおり、そういった変化に即した施策への転換が求められています。 さらに、個人の行動変容による生活構造の変化だけでなく、概ね20年先を展望したとき、社会構造や都市構造において生じる変化にも対応するため、行政サービスやまちづくりのあり方を徐々に方向転換し、分野横断的に施策展開を図ることが求められており、長期的な視野で、戦略的に取り組んでいく必要があります。	① 1 中長期的な行政課題に対応するための体制づくりとマネジメントに取り組みます。(秘書企画課) ① 2 総合計画の進行管理を適切に実施するとともに、施策評価の結果をもとに、予算や人員、組織等の経営資源を最適かつ効果的に配分します。(秘書企画課) ① 3 分野別計画の進行管理の定着を図り、各課における主体的なPDCAサイクルマネジメント ^{※1} の運用を進めます。(秘書企画課) ① 4 生駒市行政改革大綱を新たに策定し、限られた資源で効果的・効率的な行政経営を図ることができるようマネジメントを行い、業務の見直し、部局をまたいだ事業の統廃合や、人材育成の推進等の行政改革を推進します。(財政経営課) ① 5 行政改革と予算査定を連動することにより、経常経費を見直し、費用対効果の低い事業の縮小や再構築を行います。(財政経営課)
公共施設	② 人口減少に伴う市民ニーズの変化に合わせて、公共施設等の適正配置に向けた取組が進んでいる。	高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された住宅及び商業施設、また公共施設や道路・上下水道等のインフラ施設が、今後一斉に更新の時期を迎えます。市有施設の老朽化対策経費の増大や重大な事故等のリスクも高まることが予想され、人口減少・少子高齢化を迎える中、今後どのように施設を維持管理していくかが大きな課題となっています。	② 1 今後進行する人口減少や人口構造の変化を見据え、将来の市全体の施設の利用状況等をもとに、公共施設の適正な配置方針や計画的な改修の時期等を決定します。(財政経営課) ② 2 各施設の状況を把握して施設を有効活用します。(財政経営課・各施設管理課) ② 3 今後も活用していく公共施設等について、長寿命化を進めます。(営繕課・各施設管理課) ② 4 既存のインフラ施設を、継続的に保全・更新していきます。(各施設管理課) ② 5 民間企業等の持つノウハウを導入することで、公共施設等の整備・管理の財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。(財政経営課)
EBPM ^{※2}	③ 証拠に基づく政策づくりが進んでいる。	社会経済構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、信頼されるまちづくりを展開するため、これまでの経験に頼るだけでなく、統計をはじめ客観的なデータ等を積極的に利用して、政策目的を明確化し、証拠に基づく政策立案(EBPM)が求められています。	③ 1 客観的なデータ等を積極的に利用して、施策、事業の政策目的を明確にし、証拠に基づく施策や事業立案を進めます。(秘書企画課) ③ 2 市民や利用者のニーズを把握し、ニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。(秘書企画課) ③ 3 法改正や技術開発、先駆的な自治体のチャレンジについての情報、データを収集・共有し、学習します。(秘書企画課) ③ 4 各行政サービスについて、効果検証のための各種データを取り、継続的なサービスの改善につなげます。(秘書企画課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
行政マネジメント	① 総合計画の内容を知り、総合計画の5年後のまちが実現できるよう市民ができることを実践する。	① 総合計画の内容を知り、総合計画の5年後のまちが実現できるよう事業者ができることを実践する。
公共施設	② 公共施設等の更新費用に係る将来負担について関心を持ち、ファシリティマネジメントについて理解を深める。	② PPPの募集に応募・提案する。
EBPM	③ 市が実施するアンケート調査等に協力し、意見を伝える。 ③ ランダム化比較試験(RCT) ^{※3} を用いたフィールド実験に協力する。	③ 市が実施するアンケート調査等に協力し、意見を伝える。 ③ ランダム化比較試験(RCT)を用いたフィールド実験に協力する。

※1 PDCA サイクルマネジメント:「計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

※2 EBPM: Evidence Based Policy Making の略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものとする。

※3 ランダム化比較試験(RCT): Randomized Controlled Trial。処置群(介入対象)と対照群(非介入対象)にランダムに振り分けて、効果を厳密に比較する手法。プログラムの効果の因果関係を、高い精度で明らかにできる。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<p>① 1 戦略的施策の進行管理（秘書企画課） 生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・進行管理（秘書企画課） 新規・主要事業ヒアリングの実施（秘書企画課）</p> <p>① 2 行政マネジメントシステムの構築（秘書企画課）</p> <p>① 3 分野別計画の進行管理の促進（秘書企画課）</p> <p>① 4 生駒市行政改革大綱・行動計画の推進（財政経営課）</p> <p>① 5 生駒市行政改革大綱・行動計画と予算査定との連動（財政経営課）</p>	<p>① 地域課題を解決するため、他の自治体と先駆的な行政サービスについて情報共有します。（秘書企画課）</p>	<p>① 総合計画の進行管理のために設定した指標の達成割合（％）</p> <p>各年度の目指す値を達成した指標数／本指標を除く全指標数。各年度の目指す値を達成した割合が毎年度 75%以上を維持することを目指します。（秘書企画課）</p>
<p>② 1 ファシリティマネジメント※4の推進（財政経営課）</p> <p>② 2 生駒市公共施設等総合管理計画の見直し（財政経営課） 公共施設マネジメント推進計画の策定（財政経営課） 個別施設計画の策定及び推進（各施設管理課） 地域コミュニティづくりに向けた花のまちづくりセンターの多様な活用（みどり公園課） 高山竹林園でのマルシェ開催への協力・支援（商工観光課）</p> <p>② 3 生駒市公共施設保全計画の推進（営繕課） 個別施設計画の策定及び推進（各施設管理課） 公共施設トイレ洋式化改修事業（各施設管理課・営繕課）</p> <p>② 4 インフラ施設の長寿命化計画の策定（各施設管理課）</p> <p>② 5 公民連携（PPP※5）の推進（財政経営課）</p>	<p>② 公共施設の長寿命化や適正配置を実現するため、更新費用等の将来負担や市民ニーズに沿った施設の運営等について、市民や地域と共に考えます。（財政経営課）</p> <p>② 公共施設を有効利用するため、近隣自治体と相互利用について検討します。（財政経営課）</p>	<p>② 公共施設マネジメント推進計画に掲げる目標の達成割合（％）</p> <p>平成 31 年度策定予定の公共施設マネジメント推進計画に掲げる目標値のうち達成している割合。令和 11 年度に、計画に掲げる目標を 100%達成できるよう取組を進め、令和 5 年度には 40%を目指します。（財政経営課）</p>
<p>③ 1 EBPM を推進するための組織の構築（秘書企画課） ランダム化比較試験（RCT）等の実証的研究による効果計測の実施（秘書企画課）</p> <p>③ 2 市民満足度調査の実施（秘書企画課）</p> <p>③ 3 先進自治体の事例調査（秘書企画課）</p> <p>③ 4 行政サービスに関するデータのベンチマーキング（秘書企画課）</p>	<p>③ 市の事業をより効果的なものとするため、事業者と共に実施できるものを抽出し、実施します。（秘書企画課）</p> <p>③ 地域課題を解決するため、他の自治体と EBPM の先駆的な取組について情報共有します。（秘書企画課）</p>	<p>③ 実証的研究による効果計測の実施件数（件）</p> <p>ランダム化比較試験（RCT）等の実証的研究による効果計測の実施件数（累計）。事業立案時や事業実施後の効果計測の実施件数の増加を目指します。（秘書企画課）</p>

■関連する主な取組		
行政マネジメント	613 財政経営	<p>【経営資源の効率的な配分】</p> <p>① 1 行政改革の推進等により、経常経費の見直しを行い、費用対効果の小さい事業のスリム化や見直しを行います。（財政経営課）</p>
公共施設	212 子ども・子育て支援	<p>【公共施設の適正化】</p> <p>② 2 地域での幼稚園ニーズや園児数の推移等を勘案しながら、こども園化を含め、地域に合った幼稚園の今後のあり方を検討します。（こども課）</p>
EBPM	614 職員・行政組織	<p>【EBPM の推進】</p> <p>③ 2 各部課間をまたがる行政課題や緊急に対応すべき行政課題に対応するため、プロジェクトチームの設置等の調整機能を充実します。（秘書企画課）</p>

※4 ファシリティマネジメント：公共施設等（公共施設とインフラ施設）について、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するるとともに、公共施設等の最適な配置を実現すること。

※5 PPP：小分野 5-1-1 参照

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
情報提供	① 年齢、障がいの有無、言語を問わず市民が必要とする情報を様々な媒体から入手できている。	<p>市が知らせたい情報を広報紙、チラシ、ホームページ、Twitter、Facebookなど様々な媒体で市民に発信することにより、市民は自分が知りたい情報を入手しやすくなりました。</p> <p>しかし、市民生活に必要な情報を見落としたり、高齢者や外国人等は正確な情報を迅速に入手できていない可能性があります。</p> <p>そのため、情報発信の基幹となる広報紙とホームページの充実を図り、市民が必要とする情報を年齢や障がいの有無、言語にかかわらず入手できる環境づくりが必要です。</p>	<p>① 1 年齢や障がいの有無、言語、使用機器にかかわらず、市が発信する情報を簡単に検索・閲覧できるホームページを整備します。(広報広聴課)</p> <p>① 2 市民が親しみやすく、分かりやすい記事作りに加え、年齢や障がいの有無、言語に関わらず、正確に情報が伝わる広報紙を発行します。(広報広聴課)</p> <p>① 3 市民が必要とする情報を入手できるよう、情報媒体の多様化を進めます。(広報広聴課)</p>
情報利活用	② 公共データの公開が、多様な主体の参画を通じた地域課題の解決や、都市活力の向上につながっている。	<p>多様化・複雑化する公共サービスへのニーズに対応するため、多様な主体の参画を促し、より質の高い公共サービスの創出につなげる必要があります。</p> <p>平成 28(2016)年度以降、専門人材を交えたオープンデータ^{※1}の利活用に積極的に取り組んだ結果、県内初のオープンデータポータルサイトの開設、各課協力による関連イベントや職員研修の実施、市民や企業による新たな公共サービスの創出、先進自治体としてのメディア露出等、多くの実績を上げてきました。</p> <p>今後は、生駒市オープンデータの推進に関する指針に基づき、特に、多様な主体の参画による地域課題の解決と都市活力の向上を図るため、各種取組を積極的に推進し、庁内及び地域でのデータ利活用を定着させる必要があります。</p>	<p>② 1 オープンデータの取組に関する基本計画を策定すると共に、オープンデータの意義の周知と、キーパーソン育成を推進します。(いこまの魅力創造課)</p> <p>② 2 各課連携による「Open by Default^{※2}」の推進や積極的なデータ公開支援により、二次利用しやすいデータを創出します。(いこまの魅力創造課)</p> <p>② 3 多様な主体によるオープンデータの利活用を促進します。(いこまの魅力創造課)</p> <p>② 4 市民が必要としている情報を的確に把握し、国や県等のデータを横断的に発信・提供します。(総務課)</p>
情報通信技術の活用	③ 情報通信技術を活用した行政サービスの利用や行政事務への導入が広がっている。	<p>ICTの急速な進化は、私たちの生活においても幅広い場面で影響をもたらしており、ICT利活用のあり方も大きく変化してきました。行政でもマイナンバー制度の導入とともに、行政事務の効率化を目的としたICT利活用の取組が進んでいます。</p> <p>また、マイナンバー制度が始まり個人情報保護に対する関心が高まっていることから、情報セキュリティ事案の動向を踏まえた柔軟なセキュリティ対策を実施できるよう職員意識の向上を図る必要があります。</p>	<p>③ 1 マイナンバーカードを普及するとともに、利便性の高いコンビニ交付について周知し、普及に努めます。(市民課)</p> <p>③ 2 行政事務の効率化を図るため、業務プロセスにおけるICT利活用を検討します。(財政経営課・総務課)</p> <p>③ 3 情報セキュリティに対する職員意識の向上を図ります。(総務課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
情報提供	① 市が発信した情報を拡散する。	① 市の情報発信・拡散に協力する。
情報利活用	② 主体的にオープンデータを利活用して地域課題の解決を図る。 ② 知りたい統計情報のニーズを市に伝える。	② 主体的にオープンデータを利活用して、新たな公共サービスを創出する。 ② 事業関連データをオープンデータとして公開する。 ② 個人情報等の情報管理を徹底する。
情報通信技術の活用	③ マイナンバーカードを活用した各種サービスを利用する。	③ 先進的なICTに関する情報提供を行う。

※1 オープンデータ:国や地方公共団体が保有する公共データのうち、誰もが容易に利用(加工、編集、再配布等)できる形式、ルールで公開されたデータのこと。オープンデータの活用により、住民参加・官民協働の推進を通じた地域課題の解決や経済活性化、行政の高度化・効率化、透明性・信頼性の向上が期待できる。

※2 Open by Default:そもそも行政保有のデータは公共財であるとの考え方のもと、個人情報や安全保障にかかわる以外の情報は、全て公開することを原則とすること。また、これを踏まえて、あらかじめデータの著作権を明確にした契約や、データ出力機能を備えたシステムの導入等を推進すること。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<p>① 1 ホームページのリニューアル（広報広聴課）</p> <p>① 2 広報紙の制作・発行（広報広聴課）</p> <p>① 3 SNS※³の活用やPUSH型情報発信ツール※⁴の導入等新たな情報発信方法の検討（広報広聴課）</p> <p>ティーミーティング、ワークショップの開催（広報広聴課）</p> <p>モニター制度等各種アンケート調査の実施（広報広聴課）</p>	<p>① モニター制度、アンケート、ワークショップの開催等により事業に市民の意見を取り入れます。（広報広聴課）</p>	<p>① 広報紙、ホームページからの情報収集率（％）</p> <p>市民満足度調査における「市の情報収集元」を広報紙、ホームページと回答した比率。令和4年度に広報紙、ホームページ共に80%以上を目指します。（広報広聴課）</p>
<p>② 1 生駒市官民データ活用推進計画の策定（いこまの魅力創造課）</p> <p>職員教育の充実（いこまの魅力創造課）</p> <p>オープンデータ創出とデータ活用促進を目的としたチームの組織（いこまの魅力創造課）</p> <p>② 2 データ形式やデータ項目の標準化や、庁内での行政データ共有のための仕組み整備（いこまの魅力創造課）</p> <p>② 3 オープンデータ利活用イベントの開催（いこまの魅力創造課）</p> <p>市民団体等が開催するイベントへの協賛・協力（いこまの魅力創造課）</p> <p>省庁・関係自治体との連携（いこまの魅力創造課）</p> <p>② 4 統計情報ポータルサイトの開設（総務課）</p>	<p>② 各種イベント・講座等を通じた協創を継続し、多様な主体の積極的な関与による地域課題の発見・解決を推進します。（いこまの魅力創造課）</p> <p>② データによる地域課題の明確化・具体化を加速するため、オープンデータを活用した地域の見える化やそれに基づいた活動を推進します。（いこまの魅力創造課）</p>	<p>② オープンデータ公開件数（件）</p> <p>オープンデータポータルサイトにて、公開しているデータセット件数。令和元～令和5の期間には、毎年度15件の新規データセットの登録を目指します。（いこまの魅力創造課）</p>
<p>③ 1 マイナンバーカードを利用したコンビニ交付事業（市民課）</p> <p>③ 2 AI、RPA※⁵、チャットボット※⁶、テレワーク等の事務効率化に繋がるツールの導入検討（財政経営課・総務課）</p> <p>③ 3 職員向け情報セキュリティ研修の実施（総務課）</p>	<p>③ ICTの技術革新が急速に進展する中で、効果的に活用するために、先進自治体・関係自治体・省庁と協力しながら導入を検討します。（財政経営課・総務課）</p>	<p>③ コンビニ交付等の利用率（％）</p> <p>マイナンバーカードを利用したコンビニ交付等での交付の利用割合。マイナンバーカードを普及するとともに、利便性の高いコンビニ交付について周知し、利用率の向上を目指します。（市民課）</p>

■関連する主な取組		
情報提供	511 都市活力創造	<p>【新たな情報発信】</p> <p>① 4 生駒らしいライフスタイルを市内外に発信・体感する場をつくることで、共感と推奨を広げ、都市イメージを形成します。（いこまの魅力創造課）</p>
情報利活用	412 都市づくり	<p>【オープンデータ施策の推進】</p> <p>① 2 将来人口推計値やオープンデータを活用し、将来の人口構成に適応する細やかな都市（地域）構造について分析・検討を進めます。（都市計画課）</p>
情報通信技術の活用	614 職員・行政組織	<p>【庁内業務効率化】</p> <p>③ 2 各部課間をまたがる行政課題や緊急に対応すべき行政課題に対応するため、プロジェクトチームの設置等の調整機能を充実します。（秘書企画課）</p>

※3 SNS: Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域等と同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

※4 PUSH型情報発信ツール: 利用者が能動的に情報を取得するのではなく、発信者がインターネットを利用して情報を提供する仕組みのこと。

※5 RPA: ロボットによる業務自動化 (Robotics Process Automation)。

※6 チャットボット: 「対話 (chat)」と「ロボット (bot)」を組み合わせた造語。入力された文字や音声に対し、あらかじめ登録されたデータを用いて自動的に会話を行うプログラム。

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
財政運営	① 社会保障費の増加に対応し、安定的な歳入を確保することで、一定の投資的経費を賄える健全な財政運営が行われている。	<p>経常収支比率は、人件費の削減や事務事業の見直し、指定管理者制度の導入等の行政改革の効果から平成 25(2013)年度は 85.8%まで改善しましたが、その後の人口増加の鈍化や少子高齢化の進行による社会保障費の増加等により、平成 28(2016)年度に再び 90%を超えました。</p> <p>また、歳入の約 4 割以上を占める市税収入はここ 4 年間は 170 億円前後を推移していますが、平成 29(2017)年度はふるさと納税による市外への寄附が増加したこと等により、減収となっています。</p> <p>一方、市債残高は繰上償還等を行ってきたことから順調に減少し、平成 29(2017)年度末は、普通会計ベースで平成 25(2013)年度と比べると 7 億円減の 185 億円となりました。</p> <p>現在、人口は横ばいから減少傾向にあり、今後、生産年齢人口の減少に伴い、歳入において市税収入の増加は見込めません。さらに、地方交付税も減少傾向にあることから、一般財源の増加が見込めない状況です。</p> <p>また、歳出において社会保障費は一般財源ベースで当面毎年度約 2.5 億円以上増えると見込まれ、義務的経費が市の財政を圧迫する厳しい状況です。</p> <p>以上を踏まえ、活力あるまちづくりを進めるためには、歳入の確保に努めるとともに、経常経費のさらなる見直しを実施することで、一般財源の確保に努める必要があります。</p>	<p>① 1 行政改革の推進等により、経常経費の見直しを行い、費用対効果の小さい事業のスリム化や見直しを行います。(財政経営課)</p> <p>① 2 市債の借入においては、市場の借入利率を注視し、総利払い額と将来の公債費負担額の推移を見据えて、借入先や借入方法を決定します。(財政経営課)</p> <p>① 3 市債は、世代間の負担の公平性も考慮しつつ、将来世代への負担の増加につながらないよう厳選して借入します。(財政経営課)</p> <p>① 4 将来の公債費負担を想定した基金への積立を行うとともに、各年度間の投資的経費の偏りを基金を活用して調整します。(財政経営課)</p> <p>① 5 不正行為の防止、競争性の確保、適正な品質の確保を基本に、市内事業者の活性化にも配慮した適正な公共調達がなされるよう、入札・契約・検査制度の改革を推進します。(契約検査課)</p> <p>① 6 納付環境を整備することにより、納期内納付の推進とさらなる利便性の向上に努めるとともに、税收確保を図ります。(収税課)</p> <p>① 7 ふるさと納税をより積極的に活用し、寄附金の増加に努めます。(課税課)</p>
公会計	② 地方公会計を活用し、長期的な視点で財政運営が行われている。	<p>平成 28 (2016) 年度決算から国の示す統一的な基準による地方公会計を導入するにあたり、減価償却等を含めた市の資産を把握するための固定資産台帳を整備しました。この台帳を利用し、平成 28 (2016) 年度以降、資産・負債等のストック情報と行政サービスにかかるコストのフロー情報を合わせて把握するための財務書類を作成しています。</p> <p>今後、令和元 (2019) 年度から運営が開始される生駒北学校給食センターの運営費用等が必要になるほか、公共施設の約半分が、建設から 30 年以上経過し、長寿命化のための保全・改修の費用が必要になると予想されるため、この財務書類の分析を進め、限られた予算を効率的に配分できるように、長期的な視点で財政運営に活かしていく必要があります。</p>	② 1 国の示す統一的な基準による財務書類を毎年度作成し、今後の財政運営に活用します。(財政経営課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
財政運営	<p>① 限られた予算の使い道について考え、市の長期的な運営に関心を持つことで、将来の負担を減らす提案をする。</p> <p>① 市税等について納期限までに納税する。</p>	① 市税等について納期限までに納税する。
公会計	② 公表された財務書類により、長期的な視点で財政運営について関心を持つ。	② 公表された財務書類により、長期的な視点で財政運営について関心を持つ。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標																																						
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 中期財政計画の作成（財政経営課） 事務事業の見直し（財政経営課） 生駒市行政改革大綱・行動計画と予算査定との連動（財政経営課） ① 2 将来負担を見据えた市債の借入（財政経営課） ① 3 普通交付税算入率の高い優良起債の活用（財政経営課） ① 4 将来必要な公債費負担を想定した基金への積立及び目的にあった効果的な基金の活用（財政経営課） ① 5 入札・契約・検査制度の見直し（契約検査課） 随意契約の適正化（契約検査課） ① 6 地方税共通納税システムやICTを活用した納付環境の拡充（収税課） ① 7 ふるさと納税の返礼品の充実・具体的な使い道の設定・啓発推進（課税課） 遺贈寄附（課税課） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 健全な財政運営を行うため、社会保障に関する事業で市民や地域と協創することで、より効率的に実施できる取組について考えます。（財政経営課） 	<p>① 経常収支比率（％）</p> <table border="1"> <caption>経常収支比率（％）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>86.2</td></tr> <tr><td>H27</td><td>88.1</td></tr> <tr><td>H28</td><td>91.1</td></tr> <tr><td>H29</td><td>91.7</td></tr> <tr><td>H30</td><td>93.5</td></tr> <tr><td>R1</td><td>95.4</td></tr> <tr><td>R2</td><td>95.8</td></tr> <tr><td>R3</td><td>98.1</td></tr> <tr><td>R4</td><td>96.8</td></tr> <tr><td>R5</td><td>99.4</td></tr> </tbody> </table> <p>市の財政構造の弾力性を表す財政指標。数値が低いほど弾力性が高いことを表します。歳出の増を抑え、歳入の確保に努めることで、比率の増加を抑えます。（財政経営課）</p>	年度	値	H26	86.2	H27	88.1	H28	91.1	H29	91.7	H30	93.5	R1	95.4	R2	95.8	R3	98.1	R4	96.8	R5	99.4																
年度	値																																							
H26	86.2																																							
H27	88.1																																							
H28	91.1																																							
H29	91.7																																							
H30	93.5																																							
R1	95.4																																							
R2	95.8																																							
R3	98.1																																							
R4	96.8																																							
R5	99.4																																							
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 国の示す統一的な基準による財務書類による各施設の状況分析（財政経営課） 	<ul style="list-style-type: none"> ② 中長期にわたり健全な財政運営を行うため、施設のより効率的な利活用について市民や地域と共に考え実施します。（財政経営課） 	<p>① 実質公債費比率（％）</p> <table border="1"> <caption>実質公債費比率（％）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>H27</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>H28</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>H29</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>H30</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>R1</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>R2</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>R3</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>R4</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>R5</td><td>2.7</td></tr> </tbody> </table> <p>公債費（借金の返済金）による財政負担の健全度を表す財政指標。各施設の大規模改修等を行っていく必要が見込まれる中、計画的に実施することで、実質公債費比率の維持を目指します。（財政経営課）</p> <p>② 資産老朽化比率（％）</p> <table border="1"> <caption>資産老朽化比率（％）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H29</td><td>59</td></tr> <tr><td>H30</td><td>60.8</td></tr> <tr><td>R1</td><td>61</td></tr> <tr><td>R2</td><td>62</td></tr> <tr><td>R3</td><td>63</td></tr> <tr><td>R4</td><td>64</td></tr> <tr><td>R5</td><td>65</td></tr> </tbody> </table> <p>有形固定資産のうち償却資産の取得原価等に対する減価償却累計額の割合。計画的な改修工事や老朽化した償却資産の統廃合を行うことで、老朽化率の進捗を減退させます。（財政経営課）</p>	年度	値	H26	1.8	H27	0.7	H28	0.2	H29	1.3	H30	2.5	R1	2.7	R2	2.5	R3	2.5	R4	2.5	R5	2.7	年度	値	H29	59	H30	60.8	R1	61	R2	62	R3	63	R4	64	R5	65
年度	値																																							
H26	1.8																																							
H27	0.7																																							
H28	0.2																																							
H29	1.3																																							
H30	2.5																																							
R1	2.7																																							
R2	2.5																																							
R3	2.5																																							
R4	2.5																																							
R5	2.7																																							
年度	値																																							
H29	59																																							
H30	60.8																																							
R1	61																																							
R2	62																																							
R3	63																																							
R4	64																																							
R5	65																																							

■関連する主な取組		
財政運営	112 医療	【歳出削減策】 ③ 2 医療費通知を送付して、医療費適正化に向け啓発します。（国保医療課）
	511 都市活力創造	【歳入確保策】 ① 4 生駒らしいライフスタイルを市内外に発信・体感する場をつくることで、共感と推奨を広げ、都市イメージを形成します。（いこまの魅力創造課）
	521 商工観光	【歳入確保策】 ① 1 補助制度等立地企業への支援の推進及び恵まれた立地条件であることを PR しながら関係機関と連携し、企業や研究施設の誘致に取り組みます。（商工観光課）
公会計	611 行政経営	【公共施設の状況分析】 ② 2 各施設の状況を把握して施設を有効活用します。（財政経営課・各施設管理課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
人事制度	①少数精鋭で効率的・効果的な職員体制となっている。	定年退職者や育児休業等の長期休業者は増加することが予想され、今後進行する人口減少に伴う税収減を見据えると、継続的な職員体制の見直しが求められます。 そのため、人件費を抑えつつ、行政サービスの維持・向上を図ることができるように少数精鋭で効率的・効果的な職員体制づくりと、適材適所の人員配置が必要です。	① 1 業務の省力化・システム化を推進し、複雑・多様化する行政課題に対応できる職員体制を整えます。(人事課) ① 2 ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスの推進に向け、職員の時間外勤務の削減を図ります。(人事課) ① 3 職員の能力・実績を適正に評価する人事評価制度を効果的・効率的に運用することで、その意欲と能力の発揮を促すとともに、適材適所の人事配置を推進し、効果的な人事管理と人材育成に活用します。(人事課) ① 4 優秀な人材確保に向け、採用 PR や説明会の開催等、早期から積極的な採用活動を展開します。(人事課)
人材育成	②職員が能力を向上・発揮して業務を遂行している。	市民ニーズの多様化や行政課題の複雑化にともなう、個々の職員が、地域課題を把握し、対応する能力を備えることが求められます。 そのため、職員の地域における課題解決能力・協創力の向上に向けて、多様な研修機会を提供するとともに、自らの能力開発に積極的に取り組める環境整備が必要です。	② 1 生駒市人材育成基本方針に基づき、社会情勢をとらえたテーマ別研修のほか、地域に入って市民と協創し、課題解決することを具体的に想定した研修を実施します。(人事課) ② 2 職員の地域における課題解決能力・協創力の向上に資する自主参加型研修を実施します。(人事課) ② 3 自主研究グループを積極的に支援します。(人事課)
行政組織	③市のビジョンに即した、柔軟で連携の取れた機能的な組織になっている。	行政組織については、これまで、社会情勢に合わせてつつ少数精鋭で効果的な組織を目指し毎年度変更してきました。また、分野横断的な課題を解消するためのプロジェクトチームも毎年度設置し、特に平成 27(2015)年度からは若手職員を中心としたプロジェクトチームにおいて政策提案を行うなど、一定の成果を上げてきました。 今後、さらに市民ニーズが多様化し、行政課題が複雑化する中で、経営資源をこれまで以上に効果的に配分するため、総合計画と予算、人事等が連動した組織を構築することが求められています。 さらに、分野横断的な課題を早期に解消するためのプロジェクトチームの設置を促進し、より機能的なものとすることや、全庁的な施策に対する意思決定スピードを向上させるためのトップマネジメント機能を強化することが必要です。	③ 1 総合計画の施策評価の結果をもとに、予算や人員、組織等の経営資源の最適かつ効果的な配分を行います。(秘書企画課) ③ 2 各部課間をまたがる行政課題や緊急に対応すべき行政課題に対応するため、プロジェクトチームの設置等の調整機能を充実します。(秘書企画課) ③ 3 トップマネジメント機能を強化するため、理事者、部長級職員が市の基本的な方針や政策、分野横断的な行政課題等について定期的に協議し、迅速な意思決定や機動的な対応ができる体制を整えます。(秘書企画課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
人事制度	① 職員の応対等に対する要望を伝える。	① 職員の応対等に対する要望を伝える。
人材育成	② 行政と市民とが協創して地域の課題を解決することを想定して行う研修に参加・協力する。	② 行政と市民とが協創して地域の課題を解決することを想定して行う研修に参加・協力する。
行政組織	③ 社会情勢に合わせた組織の改編に関心を持つ。	③ 社会情勢に合わせた組織の改編に関心を持つ。

資料

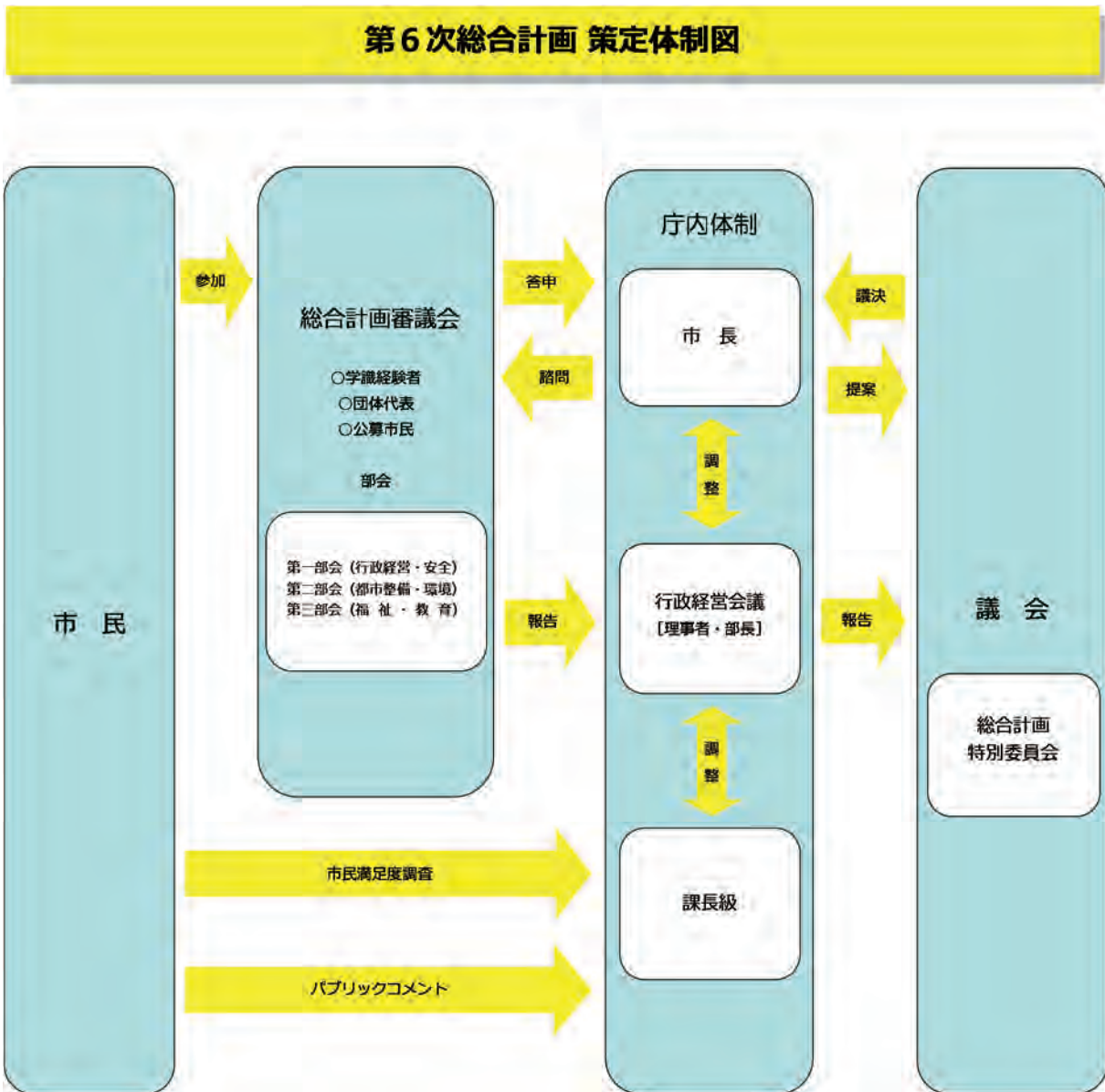
■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<p>① 1 新たな生駒市定員適正化計画に基づく効果的で機能的な組織づくりの推進（人事課）</p> <p>① 2 時間外勤務命令運用指針の効率的・効果的な運用と適宜の見直し（人事課）</p> <p>① 3 人事評価制度の適正な運用と人事管理・人材育成への活用（人事課） 人事評価制度の見直し（人事課） 職員のやりがいに繋げる職員表彰制度等の運用（人事課）</p> <p>① 4 積極的な採用活動の展開（人事課）</p>	<p>① 優秀な人材を確保するため、市の仕事の魅力が効果的に伝わるよう大学や予備校等と連携を図ります。（人事課）</p>	<p>① 時間外勤務手当（千円）</p> <p>職員の時給外勤務手当の総額（災害、選挙対応を除く）。毎年1%、5年で5%削減することを目指します。（人事課）</p>
<p>② 1 地域課題解決をテーマとした市民・地域団体が共同参加するファシリテーション研修の実施（人事課） データ活用研修、地域に飛び出すきっかけづくりの研修や地域貢献活動に対する表彰制度の整備（人事課） 人材育成基本方針の見直し（人事課）</p> <p>② 2 各地域で活躍するキーパーソンを招き自己啓発のきっかけづくりとなる研修の実施（人事課） 副業及び地域活動の推奨（人事課）</p> <p>② 3 自主研究グループ支援要綱の活用や勉強会の開催、庁内周知等の支援（人事課）</p>	<p>② 職員の地域における課題解決能力・協創力を向上させるため、市民や地域の代表者、事業者の代表者、他の行政職員を講師として招き、意見交換等を行います。（人事課）</p>	<p>② 職員の地域における課題解決能力・協創力の向上に資する研修・勉強会等の開催数（回）</p> <p>研修・自主勉強会の開催回数（累計）。毎年度3回開催することを目指します。（人事課）</p>
<p>③ 1 行政マネジメントシステムの構築（秘書企画課）</p> <p>③ 2 プロジェクトチームの設置促進（秘書企画課） プロジェクトチーム設置規程の見直し（秘書企画課）</p> <p>③ 3 行政経営会議の機能強化と効果的運用（秘書企画課）</p>	<p>③ 市のビジョンに即した機能的な組織体制となるよう、他の自治体と連絡体制を密にします。（秘書企画課）</p>	<p>③ プロジェクトチームによる事業実施件数（件）</p> <p>プロジェクトチームを設置して行った事業の件数（累計）。毎年度2件実施を目指します。（秘書企画課）</p>

	■関連する主な取組	
人事制度	511 都市活力創造	<p>【優秀な人材確保】</p> <p>① 4 生駒らしいライフスタイルを市内外に発信・体感する場をつくることで、共感と推奨を広げ、都市イメージを形成します。（いこまの魅力創造課）</p>
人材育成	321 市民協働・地域コミュニティ	<p>【職員の地域における課題解決能力・協創力の向上】</p> <p>① 2 参画と協働に関する職員への意識高揚を図ります。（市民活動推進課）</p>
行政組織	611 行政経営	<p>【行政マネジメントシステムの構築】</p> <p>① 2 総合計画の進行管理を適切に実施するとともに、施策評価の結果をもとに、予算や人員、組織等の経営資源を最適かつ効果的に配分します。（秘書企画課）</p>

卷末資料

- 第6次総合計画策定体制図
- 第6次総合計画策定経緯
- 生駒市総合計画審議会条例
- 生駒市総合計画審議会委員名簿
- 第6次総合計画策定についての諮問
- 第6次総合計画策定についての答申

1 第6次総合計画策定体制図



2 第6次総合計画策定経緯

平成 29 年 11 月 17 日	行政経営会議 －第6次総合計画の策定について
平成 29 年 12 月 15 日	企画総務委員会 －第6次総合計画策定の着手について報告
平成 29 年 12 月 15 日 ～平成 30 年 3 月 31 日	基礎調査実施
平成 30 年 1 月 26 日	第1回 総合計画審議会 全体会 諮問（策定） －諮問事項 第6次生駒市総合計画の策定について －策定方針について、策定の進め方について、社会環境の変化と主要課題について、策定における検討事項について、団体ヒアリングについて
	団体ヒアリング
平成 30 年 2 月 19 日	生駒市健康づくり推進員連絡協議会
平成 30 年 2 月 20 日	生駒商工会議所
平成 30 年 2 月 23 日	生駒市消防団女性広報指導分団
平成 30 年 2 月 27 日	いこまち宣伝部
平成 30 年 3 月 2 日	生駒市環境基本計画推進会議
平成 30 年 3 月 6 日	生駒市自治連合会
平成 30 年 3 月 8 日	いこまち宣伝部
平成 30 年 3 月 9 日	生駒市民生・児童委員連合会
平成 30 年 4 月 17 日	第2回 総合計画審議会 全体会 －団体ヒアリング実施概要について、第6次総合計画策定に係る基礎調査結果について、将来都市像（案）について、基本構想（素案）・基本計画（骨子案）について
平成 30 年 5 月 15 日	第3回 総合計画審議会 全体会 諮問（進行管理） －将来都市像（案）について、基本構想（案）について、基本計画（素案）について －諮問事項 後期基本計画の進行管理（平成29年度）について
平成 30 年 5 月 21 日	行政経営会議 －担当課ヒアリングの実施について
	担当課ヒアリング
平成 30 年 6 月 4 日	都市計画課、住宅政策室、建築課
平成 30 年 6 月 5 日	環境モデル都市推進課、環境保全課、みどり公園課

平成 30 年 6 月 6 日	上下水道部総務課、下水道課、農林課、土木課
平成 30 年 6 月 7 日	商工観光課、いこまの魅力創造課
平成 30 年 6 月 8 日	健康課、地域包括ケア推進課、高齢施策課、地域医療課、防災安全課
平成 30 年 6 月 11 日	生涯学習課、こども課、子育て支援総合センター
平成 30 年 6 月 12 日	障がい福祉課、防災安全課、教育総務課、教育指導課
平成 30 年 6 月 13 日	人権施策課、総務課、消防本部、消防署、財政経営課
平成 30 年 6 月 15 日	市民活動推進課、人事課、男女共同参画プラザ、図書館
平成 30 年 6 月 14 日	広報広聴課
平成 30 年 6 月 12 日	総合計画特別委員会設置
平成 30 年 7 月 3 日	第 4 回 総合計画審議会 全体会 －基本構想（案）について、基本計画（案）について
	第 1 回 総合計画審議会 部会
平成 30 年 7 月 10 日	○第一部会（行政経営・安全分野）
平成 30 年 7 月 19 日	○第二部会（都市整備・環境分野）
平成 30 年 7 月 25 日	○第三部会（福祉・教育分野） －第 5 次総合計画後期基本計画の進行管理
平成 30 年 7 月 30 日	総合計画特別委員会 －総合計画審議会の審議状況報告（基本構想（案）、基本計画総論（案））
	第 2 回 総合計画審議会 部会
平成 30 年 7 月 24 日	○第二部会（都市整備・環境分野）
平成 30 年 7 月 31 日	○第一部会（行政経営・安全分野）
平成 30 年 8 月 1 日	○第三部会（福祉・教育分野） －第 5 次総合計画後期基本計画の進行管理
	第 3 回 総合計画審議会 部会
平成 30 年 7 月 26 日	○第二部会（都市整備・環境分野）
平成 30 年 8 月 7 日	○第三部会（福祉・教育分野）
平成 30 年 8 月 21 日	○第一部会（行政経営・安全分野） －第 6 次総合計画基本計画各論（素案）の審議
	第 4 回 総合計画審議会 部会
平成 30 年 8 月 9 日	○第三部会（福祉・教育分野）
平成 30 年 8 月 10 日	○第二部会（都市整備・環境分野）
平成 30 年 8 月 23 日	○第一部会（行政経営・安全分野） －第 6 次総合計画基本計画各論（素案）の審議

平成 30 年 8 月 24 日	行政経営会議 －戦略的施策策定のための庁内ワークショップの開催について
平成 30 年 9 月 5 日	戦略的施策庁内ワークショップ
平成 30 年 9 月 11 日	第 5 回 総合計画審議会 全体会 －各部会からの報告、基本構想（案）について、基本計画（案）について
平成 30 年 10 月 9 日	行政経営会議 －進捗状況の報告
平成 30 年 10 月 22 日	総合計画特別委員会 －今後の総合計画特別委員会の審査方法について
平成 30 年 10 月 26 日	第 6 回 総合計画審議会 全体会 －基本構想（案）について、基本計画（案）について
平成 30 年 10 月 29 日	総合計画特別委員会 －総合計画審議会の審議状況報告（基本構想（案）、基本計画（案） 総論、基本計画（案）各論について
平成 30 年 11 月 2 日	総合計画特別委員会 －総合計画特別委員会意見一覧について
平成 30 年 11 月 27 日	第 7 回 総合計画審議会 全体会 答申（進行管理） －基本構想（案）について、第 1 期基本計画（案）について、パブリックコメントについて －答申事項 後期基本計画の進行管理（平成 29 年度）について
平成 30 年 12 月 3 日	行政経営会議 －パブリックコメント素案についての確認
平成 30 年 12 月 14 日	総合計画特別委員会 －パブリックコメントの実施について報告
平成 30 年 12 月 20 日 ～平成 31 年 1 月 18 日	パブリックコメントの実施
平成 31 年 1 月 15 日	総合計画特別委員会 －パブリックコメント素案に対する意見の集約
平成 31 年 2 月 4 日	第 8 回 総合計画審議会 全体会 －パブリックコメントの結果について、市議会（総合計画特別委員会）からの意見について、基本構想（案）について、第 1 期基本計画（案）について、答申書（案）について
平成 31 年 2 月 14 日	行政経営会議 －パブリックコメントの結果について報告

<p>平成 31 年 2 月 22 日</p>	<p>第 9 回 総合計画審議会 全体会 答申 ー答申事項 第 6 次生駒市総合計画の策定について 行政経営会議 ー第 6 次総合計画（案）を決定（議会に上程） 総合計画特別委員会</p>
<p>平成 31 年 3 月 15 日</p>	<p>ー第 6 次生駒市総合計画基本構想及び第 1 期基本計画を定めることについて 生駒市議会</p>
<p>平成 31 年 3 月 25 日</p>	<p>ー第 6 次生駒市総合計画基本構想及び第 1 期基本計画を定めることについて 可決 第 6 次生駒市総合計画 策定</p>

3 生駒市総合計画審議会条例

○生駒市総合計画審議会条例

平成12年3月29日

条例第4号

改正 平成24年10月9日条例第30号

生駒市総合計画審議会条例をここに公布する。

生駒市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 生駒市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定及び適切な進行管理を図るため、生駒市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平24条例30・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画に基づく施策等の取組状況及び成果の検証に関すること。

(平24条例30・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(平24条例30・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例30・全改)

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(部会)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(平24条例30・追加)

(関係者の出席等)

第8条 審議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(平24条例30・旧第7条繰下・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成24年10月条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 生駒市総合計画審議会委員名簿

◎=会長 ○=会長代理

(敬称略・選出区分別の役職・氏名 50 音順)

選出区分		氏名	所属母体・役職等
学識経験のある者 (3)		ナカガワ イクオ ◎ 中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
		ヒサ タカヒロ ○ 久 隆浩	近畿大学総合社会学部 教授
		タカトリ カツヒコ 高取 克彦	畿央大学健康科学部 准教授
その他市長が 必要と認める者	団体代表者 (6)	クスシタ タカオ 楠下 孝雄	生駒市環境基本計画推進会議 副代表
		タニナカ シゲノリ 谷中 重紀	生駒市民生・児童委員連合会 会長
		ナカタニ ミツタカ 中谷 充隆	生駒商工会議所 理事
		フクタニ リ サ 福谷 理佐	生駒市消防団 女性広報指導分団長
		フジオ ヨウコ 藤尾 庸子	生駒市健康づくり推進員連絡協議会 会長
		モリオカ フミオ 森岡 文夫	生駒市自治連合会 会長
	一般公募市民 (3)	ナカヤマ エ ミ コ 中山 恵美子	公募市民
		ムラカミ カズミ 村上 一美	公募市民
		ヨシダ マ ミ コ 吉田 満美子	公募市民

5 第6次総合計画策定についての諮問

生 企 第 2 6 号

平成30年1月26日

生駒市総合計画審議会会長 様

生駒市長 小紫 雅史

第6次生駒市総合計画の策定について（諮問）

第6次生駒市総合計画（基本構想・基本計画）の策定に当たり、生駒市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

6 第6次総合計画策定についての答申

平成31年2月22日

生駒市長 小紫 雅史 様

生駒市総合計画審議会
会長 中川 幾郎

第6次生駒市総合計画の策定について（答申）

平成30年1月26日付け生秘第26号で諮問のあった第6次生駒市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

本審議会においては、地方自治法による基本構想の策定義務が平成23年に廃止されたことを踏まえ、まちづくりの最高規範である生駒市自治基本条例の定めに基づき、今後のまちづくりの基本指針としての総合計画のあり方を検討しました。また、第6次総合計画は、生駒市が人口減少に転じてから策定する初めての計画であることから、人口構造の変化を踏まえ中長期的に取り組むべき課題への対応も念頭に審議を行ってきました。

今後、計画の推進にあたっては特に下記の事項に留意され、将来都市像に掲げる「自分らしく輝けるステージ・生駒」の実現が図られるよう要望します。

記

- 1 第6次総合計画に基づくまちづくりを実現するため、本計画の趣旨と内容を様々な機会を通じて広く周知し、市民との情報の共有を図るよう努められたい。
- 2 小分野に掲げる「5年後のまち」の実現に向けてのストーリーを、庁内関係課のみならず、関連する市民・事業者等と共有し、関連する小分野間での連携を図りながら事業を推進されたい。
- 3 「生活構造」「社会構造」「都市構造」の3つの視点から戦略的に施策展開を図るため、中長期的な行政課題を察知し、課題対応を全庁的に進めていく仕組みを確立されたい。
- 4 地域課題の高度化、複雑化に対応するため、多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造する「多様な主体との協創によるまちづくり」を具体的に展開されたい。
- 5 限られた資源の中で政策の有効性を高めるため、「証拠に基づく政策づくり」について、実践しやすいテーマから試行導入し、効果と課題を見極めながら段階的に活用範囲を拡大されたい。
- 6 PDCAサイクルによる計画の進行管理を行い、社会環境や経済情勢の変化等に柔軟に対応しながら、必要な場合には本計画を修正することも図られたい。

■ 生駒市第 6 次総合計画

自分らしく輝けるステージ・生駒

(平成 31 年 3 月)

編集・発行 生駒市 市長公室 秘書企画課
〒630-0288 生駒市東新町 8 番 38 号
電話 : 0743-74-1111 (代表)

.....
公式ホームページ <https://www.city.ikoma.lg.jp/>



生駒市